

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 6 年度 認証評価

九州情報大学

自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	6
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	10
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	10
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	45
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	45
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	66
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	92
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	92
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	100
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	104
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	106
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	114
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]	114
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	117
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	119
【資料】	
[様式9] 提出資料一覧	
[様式10] 備付資料一覧	
[様式11-1～22] 基礎データ	
[様式 23] 法令遵守状況一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、九州情報大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 21 日

大学設置法人の長

麻生 隆史

学長

麻生 隆史

ALO

坂上 宏

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

年 月	内 容
平成 9 年 12 月	学校法人麻生学園寄附行為変更認可並びに九州情報大学経営情報学部経営情報学科 設置認可
平成 10 年 4 月	九州情報大学 経営情報学部 経営情報学科 (入学定員 290 人) 開設
平成 11 年 7 月	九州情報大学の期限を付した入学定員(100 人)の廃止に伴う収容定員の増加(100 人)に係る学則変更認可
平成 11 年 12 月	麻生福岡短期大学 廃止認可
平成 13 年 12 月	学校法人麻生学園寄附行為変更認可並びに九州情報大学大学院 経営情報学研究科 経営情報学専攻 修士課程 設置認可
平成 14 年 3 月	九州情報大学経営情報学部経営情報学科 高等学校教諭一種免許状(情報)課程認定
平成 14 年 4 月	九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程(入学定員 10 人) 開設
平成 14 年 12 月	設置者の名称変更に係る学校法人九州情報大学寄附行為認可並びに九州情報大学設置者変更認可(学校法人麻生学園→学校法人九州情報大学)
平成 15 年 4 月	学校法人九州情報大学 設立
平成 16 年 2 月	九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士前期課程 教育職員免許課程認定(高等学校教諭専修免許状(情報))
平成 16 年 4 月	九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士後期課程(入学定員 3 人) 開設
平成 17 年 3 月	九州情報大学経営情報学部情報ネットワーク学科 教育職員免許課程認定(高等学校教諭一種免許状(情報))
平成 17 年 4 月	九州情報大学経営情報学部情報ネットワーク学科(入学定員 145 人) 開設 経営情報学科入学定員の変更(290 人→145 人)
平成 20 年 11 月	経営情報学部の収容定員(1,200 人→720 人)に係る九州情報大学収容定員関係学則変更届出
平成 26 年 5 月	事務所の所在地の変更に係る学校法人九州情報大学寄附行為変更届出
平成 26 年 11 月	設置者の名称変更に係る学校法人九州情報大学寄附行為変更認可(学校法人九州情報大学→学校法人麻生教育学園)
平成 27 年 1 月	九州情報大学東京事務所 開設
平成 27 年 4 月	学校法人麻生教育学園(学校法人九州情報大学からの名称変

九州情報大学

年 月	内 容
	更)
平成 28 年 4 月	情報ネットワーク学科の収容定員 (360 人→200 人) に係る九州情報大学収容定員関係学則変更届出
平成 29 年 4 月	経営情報学部 情報ネットワーク学科の入学定員を 90 人→50 人に変更経営情報学科の収容定員 (360 人→200 人) に係る九州情報大学収容定員関係学則変更届出
平成 30 年 3 月	経営情報学部 情報ネットワーク学科の教職課程取り下げに係る九州情報大学学則変更届出 九州情報大学大学院 経営情報学研究科経営情報学専攻の教職課程取り下げに係る九州情報大学大学院学則変更届出
平成 30 年 4 月	経営情報学部 経営情報学科の入学定員を 90 人→50 人に変更
平成 30 年 10 月	日本語別科設置に係る九州情報大学学則変更届出
平成 31 年 4 月	九州情報大学 日本語別科 (入学定員 20 人) 開設
令和 2 年 1 月	私立学校法の改正に伴う学校法人麻生教育学園寄附行為変更認可
令和 3 年 1 月	九州情報大学東京事務所閉鎖
令和 3 年 4 月	九州情報大学 日本語別科 〔春入学コース (入学定員 20 人、収容定員 20 人) 〕 〔秋入学コース (入学定員 20 人、収容定員 40 人) 〕
令和 5 年 4 月	九州情報大学日本語別科のコース再編 〔2 年コース (入学定員 50 人、収容定員 100 人) 〕

(2) 大学設置法人の概要

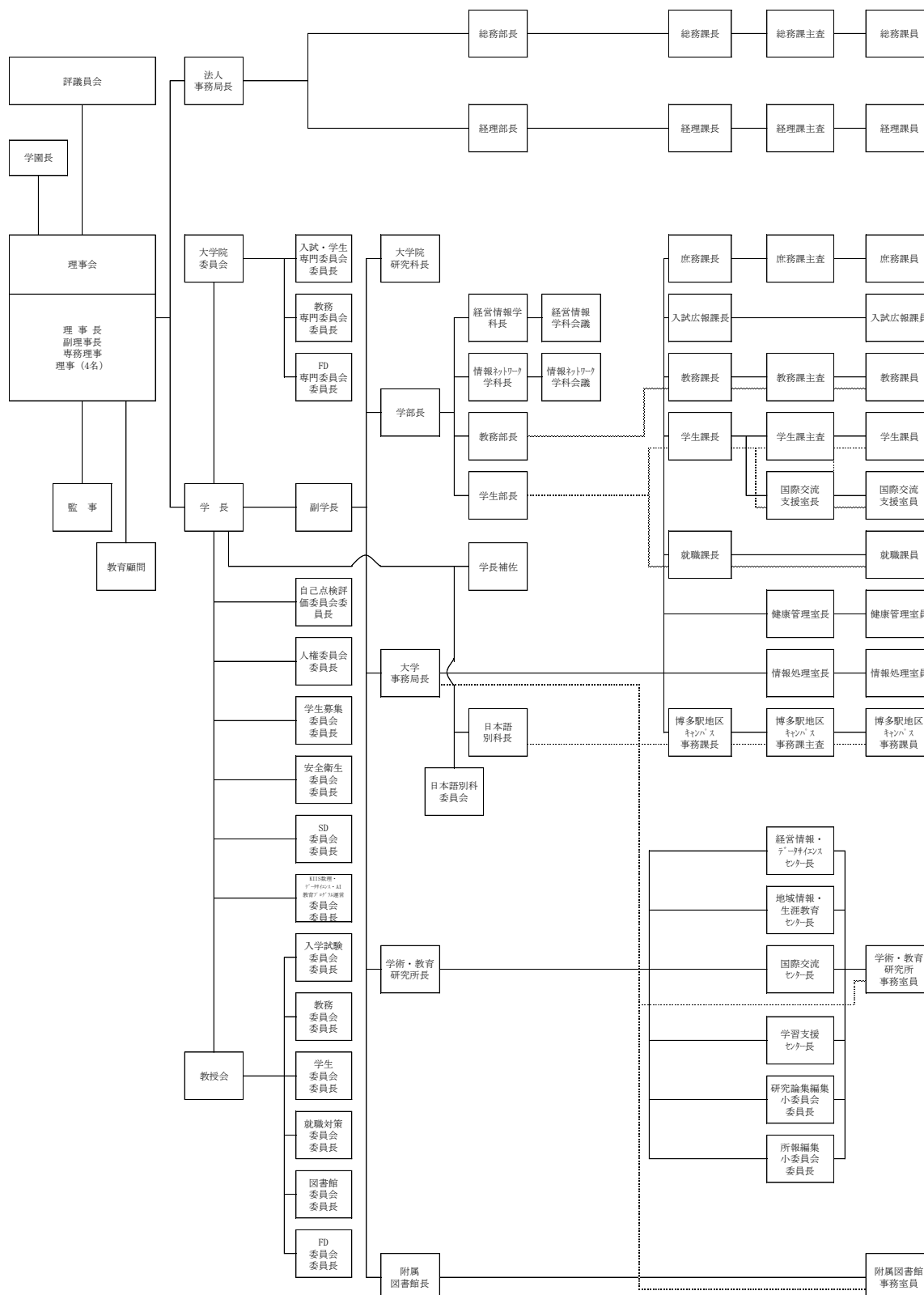
- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6 年 5 月 1 日現在

教育機関名		所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
九州情報大学		福岡県太宰府市宰府 6-3-1	100	400	428
九州情報大学大学院	博士前期課程	〃	10	20	30
	博士後期課程	〃	3	9	7
九州情報大学日本語別科		〃	50	100	105

(3) 大学設置法人・大学の組織図

- 組織図
- 令和6年5月1日現在

学校法人麻生教育学園法人本部及び大学組織機構図



(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 全ての学部、研究科について
- 令和6年5月1日現在

経営情報学部長	小川 雄平
経営情報学研究科長	小川 雄平

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
なし
(b) 対応状況
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
なし
(b) 対応状況

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし

(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理の方針及び実施状況については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、「九州情報大学公的研究費の管理・監査に関する規程」によって、管理責任体制を明確にするとともに基本的な行動規範において各責任者が具体的な責務を担っている。

適正管理の方針については、同規程「第 3 章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」において、ルール of 明確化、統一化を図っており、不正防止については、同規程「第 4 章 不正防止対策」により対応している。

また、同規程「第 5 章 公的研究費の適正な運営・管理活動」により、適正な執行管理を行っている。実施状況としては、大学においてすべての公的資金を管理しており、購入等に際しては、全て起案書による関与決裁権者の稟議を経て学長、理事長の承認を得て行われており、物品納品時には、庶務課員による検収を適切に実施している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

九州情報大学学則第2条第2項及び九州情報大学大学院学則第2条第2項の規定に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、自ら行う点検及び評価をおこなうため、九州情報大学自己点検・評価規程を制定し、委員会の構成については、第4条第1項に次のとおり規定している。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 学科長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 学術・教育研究所長
- (9) 附属図書館長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が必要と認めた者若干名

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検・評価委員会（令和5年度）

構成員

委員長：教務部長（学長補佐）

学長、副学長、学部長、大学院研究科長、学科長、学生部長

学術・教育研究所長、附属図書館長、大学事務局長

自己点検・評価委員会作業部会（令和5年度）

基準Ⅰ

ミッションと教育の効果

責任者

作業部会長

担当者

副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長

地域情報・生涯教育センター長、大学事務局長

担当部署

庶務課、教務課、学生課、学術・教育研究所

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

責任者

作業部会長

担当者

研究科長

教務部長、大学院教務専門委員長

学生部長、大学院入試・学生専門委員長

学生募集委員長、入学試験委員長

FD委員長、大学院FD専門委員長

教務課長、図書館司書、情報処理室長

就職対策委員長

担当部署

教務課、学生課、入試広報課、就職課、図書館

情報処理室

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

責任者

作業部会長

担当者

教務部長、大学院教務専門委員長

学術・教育研究所長、附属図書館長

FD委員長、大学院FD専門委員長

法人事務局長、法人総務部長、法人経理部長

大学事務局長、庶務課長、教務課長、情報処理室長

担当部署

法人総務課、法人経理課

庶務課、教務課、学術・教育研究所、図書館、情報処理室

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

責任者

理事長・学長

担当者

法人事務局長、大学事務局長

担当部署

法人総務課、庶務課

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成18(2006)年度以降は毎年度「自己点検・評価委員会」を中心に全学的に自己点検・評価を実施してきた。まず自己点検・評価委員会において作業部会を設置し、評価基準ごとに自己点検・評価を行い、その結果を集約し「九州情報大学自己評価報告書」（平成24年度から令和2年度までは「自己点検・評価書」）としてとりまとめてきた。また、平成22(2010)年度以降は、毎年自己点検・評価報告書を大学Webサイトに公表している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5(2023)年度を中心に）

令和2(2020)年度までは、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学機関別認証評価基準（4基準）に準拠して、全学的に自己点検・評価を実施し、「九州情報大学自己点検・評価書」を作成してきたが、令和3(2021)年度からは、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価に係る大学評価基準に準拠して全学的に自己点検・評価を実施して「九州情報大学自己点検・評価報告書」（以下「報告書」という。）を作成している。

令和5(2023)年度自己点検・評価活動記録

日時	委員会等	内容
令和5年4月13日	令和5年度第1回自己点検・評価委員会	議題：令和5年度自己点検・評価について 自己点検・評価及び報告書作成（評価項目の設定、作業部会設置、日程等）
令和5年4月27日	令和5年度第1回自己点検・評価委員会作業部会	各部署における自己点検・評価及び報告書作成依頼
令和5年6月29日	令和5年度第2回自己点検・評価委員会作業部会	報告書案について協議、修正
令和5年7月27日	令和5年度第3回自己点検・評価委員会作業部会	報告書案について協議、修正
令和5年8月8日		福岡県中小企業家同友会へ自己点検評価に係る意見等依頼
令和5年9月5日		報告書案に対して教職員へ意見等を依頼（web掲示板）
令和5年9月14日	令和5年度第2回自己点検・評価委員会	議題：令和5年度版自己点検・評価報告書について 最終案として協議、決定
	令和5年度第7回教授会	議題：令和5年度版自己点検・評価報告書について 公表承認
令和5年9月20日		報告書を大学Webサイトに公表
令和5年11月9日	令和5年度 第3回 自己点検・評価委員会	議題：令和6年度大学認証評価実施に係る自己点検・評価報告書作成について自己点検・評価及び報告書作成（評価項目の設定、作業部会設置、日程等）
令和5年11月30日	令和6年度の認証評価に係る第1回 自己点検・評価委員会作業部会	議題：令和6年度大学認証評価実施に係る自己点検・評価報告書作成について 自己点検・評価及び報告書作成（評価項目の設定、作業部会設置、日程等）

九州情報大学

日時	委員会等	内容
令和6年3月14日	令和6年度の認証評価に係る 第2回 自己点検・評価委員会 作業部会	議題：令和6年度大学認証評価 実施に係る自己点検・評価 報告書作成について（様式1 ～10）

【基準 I ミッションと教育の効果】**[テーマ 基準 I-A ミッション]****<根拠資料>****提出資料**

- 1,2023 年度学生便覧（学部）
- 2,2023 年度学生便覧（大学院）
- 3,九州情報大学 GUIDEBOOK2023
- 4,九州情報大学 Web サイト「教育理念」（大学）
(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/rinen/>)
- 5,九州情報大学 Web サイト「教育理念」（大学院）
(<https://www.kiis.ac.jp/general/daigakuin/rinen/>)
- 6,SYLLABUS【授業の概要と授業計画 2023】

備付資料

- 1,太宰府市と九州情報大学との連携協力に関する協定書
- 2,太宰府キャンパスネットワーク会議加盟校一覧
(<https://www.city.dazaifu.lg.jp/site/dazaifucampus/9849.htm>)
- 3,福岡県中小企業家同友会と九州情報大学との包括連携に関する協定書
- 4,日本国九州情報大学と大韓民国中部大学校との姉妹校提携に関する友好協定書
- 5,日本国九州情報大学と大韓民国韓信大学校との姉妹校提携に関する友好協定書
- 6,日本国九州情報大学と大韓民国釜山外国語大学校との姉妹校提携に関する友好協定書
- 7,日本国九州情報大学と大韓民国翰林情報産業大学（現 翰林聖心大学）との姉妹校提携宣言書
- 8,日本国九州情報大学と大韓民国梁山大学（現 東園科学技術大学）との姉妹校提携宣言書
- 9,日本国九州情報大学とモンゴル国ツェツェー・グン大学との姉妹校提携に関する友好協定書
- 10,日本国九州情報大学と大韓民国中部大学校との 2+2 複数学位教育プログラム細部協定書
- 11,日本国九州情報大学と大韓民国韓信大学校との 2+2 複数学位教育プログラム細部協定書
- 12,日本国九州情報大学とモンゴル国ツェツェー・グン大学との 2+2 複数学位教育プログラム細部協定書
- 13,令和 5 年度第 3 回アセスメント・ポリシー作業部会議事録

[区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]**※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

- (1) ミッション は大学の教育理念・理想を明確に示している。

- (2) ミッション は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) ミッション を学内外に表明している。
- (4) ミッション を学内において共有している。
- (5) ミッション を定期的に確認している。

<現状>

学校法人麻生教育学園九州情報大学は平成 10(1998)年に創立された（当時は学校法人麻生学園）。爾来、「建学の精神」を高く掲げて教育・研究活動に邁進してきた。「ミッション」に相当する言葉が「建学の精神」であると考えられるので、以下では、本学の建学の精神に係る現状について説明することにした。

そもそも本学園の起源は、学園創立者麻生繁樹が、「幼児の全人的教養」を養うことを期して昭和 34 年に開設した宮竹幼稚園（福岡市南区）に遡る。その後昭和 39 年に学校法人麻生学園が設立され、その際に学園の建学の精神は次のように定められた。

1. 至心（この上ない誠実さで積極果敢に事に臨む精神的態度）
2. 報恩感謝・慈愛と奉仕（親、祖先、師、社会、神仏への感謝）
3. 容は心を呼び、心は容を呼ぶ（行動変容の原理）

この建学の精神は、本学の前身である麻生福岡短期大学から受け継がれて現在に至っている。

本学は、上記の建学の精神に基づき、それまでの麻生学園の半世紀にわたる「人づくり」の成果を集約し、新発想のもとに‘21 世紀の風雪に耐え得る社会人・産業人づくり’を目標として創立された。新時代に即応する人材は、技術革新によって開発される新技術、新方法を研修・体得して、社会や産業の繁栄に活用する技術力・創造力を培っていかねばならない。同時に豊かな教養と温かい人間性を自己の内に育み、常に向上させていくべきである。したがって本学の使命は、経営情報分野の先進的で高度な技術力・知識と誠実で慈悲深い優れた人間性とを兼ね備えたまさに‘全人格的’な人間を養成して、世に輩出することにより、均衡のとれた社会と産業の発展のために寄与することにある。以上のように本学の建学の精神は、大学の教育理念・理想を明確に示している（提出・1～5）。

また、本学の建学の精神は、本学の自主性を踏まえつつ、教育基本法や私立学校法に合致したものであり、これらの法に基づいた公共性を有している。たとえば教育基本法第 1 条では教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされており、これに続いて第 2 条では個人の道徳心や創造性、国家や国際社会に対する寄与の必要性などを説いた五つの教育目標が掲げられている。本学の建学の精神「至心」、「報恩感謝・慈愛と奉仕」、「容は心を呼び、心は容を呼ぶ」は、上記の教育基本法における教育目的や教育目標に則って設定されている。

また、私立学校法第 1 条は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と規定している。本学の建学の精神は、学園創立者麻生繁樹が自己の教育理念に基づいて自主的に打ち立てたものであり、そして「報恩感謝・慈愛と奉仕」が示すとおり、広く社会に貢献する人材を輩出することを主眼としている点で、公共性を備えて

いると言える。

建学の精神については、入学式、学位記授与式、学内オリエンテーション等の各種行事、学生便覧、大学案内、本学 Web サイト等を通じて、本学学生に対してだけでなく、父母等、受験生、地域の方々にも広くそれを表明している（提出・1～5）。

さらに学内すべての教室に、建学の精神を掲示して学生に周知させるだけでなく、「建学の精神と人生」（1 年前期必修）の授業の中で、学長自らが本学の建学の精神の由来と意義について学生に直接語りかけ詳細に解説する場を設けている。教職員に対しては、年度始めの理事長・学長訓辞において建学の精神の内容だけでなく、そのひとつひとつの項目に学園創立者麻生繁樹が込めた思いなどについて具体的に説示されている。このように建学の精神は学内において共有されている。大学院においても、教室に掲示し、「学生便覧」にも 2 頁にわたって分かり易く説明する等、その理解に努めている（提出・1、2）。

本学は、自己点検・評価委員会を主管として、自己点検・評価報告書作成に係る作業部会が自己点検・評価報告書を毎年作成しているが、その過程において建学の精神についても、点検・評価の項目として取り上げてその内容や意義について定期的に確認している。さらに大学運営調整会議において、現行の建学の精神が本学の根幹的な理念をなすものとして確認され、その旨が教授会において学長より報告されている。

もともと本学の建学の精神は、あらゆる人間が理想とすべき姿として、学園創立者麻生繁樹によって提唱されたのであって、その限りでは時代の変転の中でもいささかも微動だにするものではない。したがって本学が開学以来高く掲げてきた建学の精神は、今後とも本学の教育・研究活動の根幹をなすものとして継承されていくべきであるというのが全学的な共通認識である。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

（1）地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

（2）地方公共団体、企業（等）、教育機関、研究機関、文化団体及び海外の諸機関等と協定を締結するなど連携している。

（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜現状＞

本学では、学術・教育研究所傘下の地域情報・生涯教育センターが主体となり地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業を行っている。

令和 5(2023)年度になって、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な行動制限がほぼ解除されたため、「コロナ禍以前」に概ね戻ったところか、以下で述べるとおりさらに活性化したと言えるだろう。

正課授業の開放については、学則第 43 条が規定している「科目等履修生」制度に基づいて地域・社会からリカレント学習を目的とした受講生を受け入れる体制はすでに整備されているが、令和 5(2023)年度の科目等履修生の志願者数は 0(ゼロ)であった。本学の場合、正課授業の開放よりも公開講座の開催に力点を置いていると言えるだろう。

う。以下ではまず公開講座の開催状況について述べることにする。

令和 5(2023)年度は、情報系 7 (6) 講座、語学系 4 (4) 講座、自然科学系 2 (1) 講座、スポーツ系 2 (0) の計 15 (11) の公開講座を企画し、これらのすべてを実施することができた。これらの講座の日数は 13 日間 (9 日間)、受講者総数は述べ 161 名 (148 名) であった (括弧は昨年度の実績)。数字が示すとおり、公開講座が前年度よりも増加したことが分かる。以下に示した表が令和 5(2023)年度の公開講座の実施・開講の一覧である。

令和 5(2023)年度 公開講座の実施・開講の一覧

種別	講座名	開催日		時間	受講者数	講師	学生サポート人数
語学	「英検」面接試験 対策講座 (1) -①	6 月 17 日	土	10:00-12:00	6	教員	0
	「英検」面接試験 対策講座 (1) -②	6 月 24 日	土	10:00-12:00	6	教員	0
	「英検」面接試験 対策講座 (2) -①	10 月 21 日	土	10:00-12:00	4	教員	0
	「英検」面接試験 対策講座 (2) -②	10 月 28 日	土	10:00-12:00	4	教員	0
科学	夏のほしぞら観察会	8 月 22 日	火	19:30-21:30	39	教員 2	5
	冬のほしぞら観察会	令和 6 年 2 月 7 日	水	19:00-21:00	19	教員 2	5
スポーツ	かけっこ教室	10 月 28 日	土	10:00-11:00	13	職員 (陸上部 監督)	3
		10 月 29 日	日	10:00-11:00	18		4
情報	はじめてのパソコン① ～基礎・インターネット編	9 月 5 日	火	13:00-15:30	6	学生	11
	はじめてのパソコン② ～ワード前編	9 月 8 日	金	10:00-12:00	9	学生	11
	はじめてのパソコン③ ～ワード後編	9 月 8 日	金	13:00-15:00	9	学生	10
	はじめてのパソコン④ ～エクセル前編	9 月 12 日	火	10:00-12:00	12	学生	9
	はじめてのパソコン⑤ ～エクセル後編	9 月 12 日	火	13:00-15:00	12	学生	9
	ワードとエクセルで年賀状を作ろう！	11 月 7 日	火	13:00-15:30	2	学生	2
		11 月 10 日	金	13:00-15:30	2	学生	2

次に地方公共団体、企業、他の教育機関等との連携について説明する。本学が所在している太宰府市とは、文化、教育、学術の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、平成 27(2015)年 7 月に連携協力に関する協定を締結している。また、太宰府市と市内 5 つの大学で構成する太宰府キャンパスネットワーク会議にも加入し、講師派遣事業等の連携事業を実施している (備付-1) (備付-2)。

地元中小企業の経営者の団体である福岡県中小企業家同友会とは、地域経済の発展及び人材育成に寄与することを目的として、平成 29(2017)年 4 月に包括連携協定を締結した。同協定に基づいて本学と「同友会」は、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら積極的に連携を図っている。例えば本学の教育面では、初年次の導入教育科目やキャリア教育科目の外部講師として、「同友会」の加入企業の経営者等を招聘する

事業を行っている（備付-2）。

海外の教育機関等の連携では、大韓民国の大学 5 校及びモンゴルの大学 1 校と包括連携協定を締結している。そのうち 3 校（韓国 2 校、モンゴル 1 校）とは DDP(デュアルディグリープログラム)協定を締結し、留学生を受け入れている（備付-3）（備付-4）（備付-5）（備付-6）（備付-7）（備付-8）（備付-9）（備付-10）（備付-11）（備付-12）。

次に教職員・学生による地域・社会に対するボランティア活動等を通じた貢献について述べる。これについても、学術・教育研究所の各センターが主体となって様々な企画・運営がなされている。なお上記で説明した公開講座を含めて各センターによる地域・社会に対する活動は、令和 2(2020)年度より参加者からの受講料等は徴収しておらず、すべて無料で行われている。

まず地域情報・生涯教育センターの活動であるが、同センターでは、太宰府市立水城小学校の「パソコンクラブ」への学生サポーター派遣を太宰府市教育委員会との協力のもと実施している。下表が令和 5(2023)年度の実施状況である。

令和 5(2023)年度 水城小学校パソコンクラブへのサポート状況

日程	活動内容	児童数 (昨年度)	学生数	日程	活動内容	児童数 (昨年度)	学生数
1 4/24	クラブ開き	未開講	0 (0)	5 11/13	ロイロノートで 写真撮影	30 (20)	2 (2)
2 6/12	タイピング練習	32 (19)	1 (3)	6 12/18	ロイロノートで 写真撮影	30 (未開講)	1 (0)
3 9/25	ペイントでお絵 描き	36 (20)	2 (2)	7 2/13	撮影した写真の 発表	35 (18)	2 (2)
4 10/16	ペイントでお絵 描き	30 (20)	2 (2)	8 3/4	撮影した写真の 発表	35 (20)	2 (2)
延べ合計						228 (117)	12 (13)

（括弧は昨年度の実績）

この「水城小学校パソコンクラブサポート事業」には、教員を目指す学生を中心にサポーター（インストラクター）として派遣している。この事業は、コロナ禍を経て昨年度（令和 4(2022)年度）にほぼ予定どおり実施できるようになり、令和 5(2023)年度は‘全面復旧’と言ってもいい状態までに回復した。

さらに、地域・社会に対する貢献として、「甕島アイランドキャンパス」を挙げることができる。これは、平成 24(2012)年より行われているもので、鹿児島県薩摩川内市の甕島における島民と本学学生との交流事業（運動会への参加や現地小中学校との交流など）を主たる内容とするものである。この事業も、昨年度になって再開された。令和 5(2023)年度は 9 月 22～25 日に開催され、本学から教員 1 名・学生 9 名が参加した。

地域の国際交流事業については、本学の国際交流センターが主管となり、担当教員や学生が参加している。太宰府地域の国際交流イベントについては、令和 5(2023)年度

に再開され、本学からは下記のとおり参加した（いずれも主催は太宰府市国際交流協会）。

- ・フレンズベルのつどい 6月25日（金） 教員1名、学生3名
- ・国際理解講座および防災講座 令和6年1月8日（月） 教員1名、学生4名
- ・日本文化講座 令和6年2月3日（土） 教員1名、学生5名

また、国際交流センターの教員が、太宰府市国際交流協会の理事会には3回、運営委員会には8回出席しており、地域の国際交流に積極的に関与している。

太宰府キャンパスネットワーク会議関連の事業については、本学教職員・学生が同会議を通じて、太宰府市や地域・社会の行事・イベントにボランティアとして参加している。令和4(2022)年度における同ネットワーク会議関連の行事には計3回（教員2名、学生4名）参加したが、令和5(2023)年度は計9回（教員延べ9名、学生延べ39名）に大きく増加した。参加した主なイベントは以下のとおりである。

- ・演奏ボランティア 於「イベント」（ディサービスセンター）7月15日（土） 教員1名、学生9名
- ・学生と市長の意見交換会 11月7日（火） 教員2名
- ・キャンパスフェスタ2023 12月16日（土） 教員6名、学生17名参加

以上述べてきたように主に学術・教育研究所の各センターが中心となって地域・社会に対して貢献するために様々な活動を行っている（備付・2）。

<テーマ 基準I-A ミッションの課題>

令和4(2022)年度の本報告書における「基準I-A ミッションの課題」では、建学の精神に対する学生の理解度をデータ化して学内で共有する旨述べた。このことを踏まえて、下記「基準I-A ミッションの特記事項」でも報告しているとおり、建学の精神について講義する科目「建学の精神と人生」の成績結果・学習到達度がデータ化されて、アセスメント・ポリシー作業部会に提出され、学長へ報告された。これは、建学の精神（ミッション）の教育に係る学内の共通理解を図る上で重要なステップとなり得るものである。今後もこのような学習成果の測定と評価を着実に続けていきたい。それとともに建学の精神に係る教育の内容を検証し、必要に応じてさらに深める努力をしていきたい。

次に基準I-A-2で説明した地域・社会に対する貢献に係る今後の課題について述べる。本学の場合、学術・教育研究所の各センターがこうした活動の主体となっていることは既述のとおりである。令和5(2023)年度はそれまでの6つから4つのセンター（経営情報・データサイエンスセンター、地域情報・生涯教育センター、国際交流センター、学習支援センター）に整理統合されたが、公開講座等の地域・社会に対する取り組みについては、主に地域情報・生涯教育センターと国際交流センターが主管となって進められている。上で説明したとおり、コロナ禍が収束したことにより、令和5(2023)年度の各センターの活動は大いに活性化した。また、その活動内容も前年度から続いて、「ほしぞら観察会」や新たに「かけっこ教室」などさらに多岐に及んでいる。今後も地域・社会のニーズを的確に捉えることができるように、センターの活動をさらに多角化・活性化していく。

＜テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項＞

建学の精神を基盤とした“人づくり教育”を教育課程において具現化した科目が、「建学の精神と人生」（1 年前期必修）である。この授業は、前述の通り学長自ら建学の精神の由来やその意味などを説き明かしている。さらに学園創立者麻生繁樹の著作をひもときながら、建学の精神の意義について哲学的に考察していく内容や、本学が隣接する太宰府天満宮の祭神菅原道真の生涯と業績を説明することにより、地域の歴史や文化の意義を学生に認識させる内容の授業もある。この科目は、建学の精神に基づいた本学の教育の根幹となっている。

既述のとおり建学の精神に係る教育の課題の一つが、関連科目「建学の精神と人生」における学生の理解度のデータ化と学内の共有化であったが、令和 6(2024)年 3 月 26 日（火）に第 3 回アセスメント・ポリシー作業部会が開催され、令和 4(2022)年度・5(2023)年度におけるこの科目の成績結果比較と学習到達度ループリックの結果（当該科目の学習目標の到達度を学生自身が評価）が数値化・グラフ化されて提示された。この資料に対する同作業部会の評価は、以下のとおりであった(備付-13)。

- ①合格者が 4 分の 3 から 3 分の 2 を占めている。学生の多くが建学の精神を理解しているものと判断できる。
- ②不合格者と試験の受験資格喪失者が 2 年間平均で 30 名前後である。必修科目のため、特に受験資格喪失者を減少させていく努力が必要である。
- ③当該科目の学習目標を学生自身が自己評価する 2023 年度学習到達度ループリック（回答者 65 名）によれば、4 つの学習目標のうち、3 つの目標が「理解している」という回答 90.8%、1 つは 95.4 %という高い割合を示した。大部分の学生がこの科目の学習目標を理解していると思われる。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

＜根拠資料＞

提出資料

- 1,2023 年度学生便覧（学部）
- 2,2023 年度学生便覧（大学院）
- 7,九州情報大学学則
- 8,九州情報大学大学院学則
- 9,九州情報大学 Web サイト「認証評価・教育研究活動等の情報公開>教育研究活動等の情報公開 1.大学の教育研究上の目的に関すること」
(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>)
- 10,三つの方針（九州情報大学、九州情報大学大学院）
- 11,九州情報大学 Web サイト「認証評価・教育研究活動等の情報公開>教育における三つの方針について 九州情報大学の三つの方針、経営情報学部（経営情報学科、情報ネットワーク学科）、九州情報大学大学院の三つの方針」
(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>)
- 12,九州情報大学 Web サイト「認証評価・教育研究活動等の情報公開>学習成果につ

いて」(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>)

備付資料

- 14,学則において別に定めるとした全規程
- 15,令和 5 年度 九州情報大学自己点検・評価に係る意見等について (回答)
- 16,平成 28(2016)年度第 7 回教授会議事録
- 17,平成 28(2016)年度第 13 回教授会議事録
- 18,令和 4(2022)年度第 12 回大学運営調整会議議事録
- 19,KIIS 学習到達度ルーブリック (サンプル)
- 20,KIIS 学習ポートフォリオ (サンプル)
- 21,令和 4(2022)年度 第 13 回教授会議事録
- 22,令和 4(2022)年度第 4 回大学院委員会議事録
- 23,令和 5(2023)年度第 11 回大学院委員会議事録

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。
- (2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

＜現状＞

＜学部＞

本学の教育目的・目標は、本学学則第 1 条が明らかに示すとおり、基準 I-A-1 で説明した建学の精神に基づいて確立されている。以下は学則第 1 条である。「九州情報大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広い分野の知識と深い専門の学術理論と応用を教授、研究するとともに、高度な経営情報の思想と理念をきわめ、建学の精神に基づいて、これを支える豊かな人間性を兼ね備えた創造的・実践的な人材を育成し、学術、文化の向上・普及と併せて社会の発展に寄与することを目的とする。」

さらに学則第 3 条第 2 項では、経営情報学部の経営情報学科、情報ネットワーク学科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的として次のように規定されている。

「経営情報学部 経営情報学科

経営学、会計学、情報学の基本的知識の修得及び、情報処理・活用能力を養成し、財務、会計、商品開発、マーケティング等の分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。」

「経営情報学部 情報ネットワーク学科

ネットワーク関連の情報通信技術の知識とその活用能力を修得し、情報システムやネットワークの技術、経営企画・管理から電子商取引、メディアコンテンツの創造等に至るまで、ネットワーク社会の新しい分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。」（提出・7）。

これらの教育目的は、各学生便覧に明記されているほかに、本学 Web サイトで公開されており、本学学生だけでなく、父母等、高校生、企業や地域社会など広く社会に示している。また新入生には、入学時のオリエンテーションにて教育目的・目標の周知を図っている（提出・9）。

本学は、平成 24(2012)年度から「福岡県中小企業家同友会」と特別授業や連続講座のみならず、自己点検・評価についても意見を求めるなど多方面で連携を行っている。令和 5(2023)年度の自己点検・評価報告書の作成に当たり、教育に係る内容を中心に意見を求めたところ、

- ・入学者が減少しており、入学定員を確保できていないので、アドミSSION・ポリシーに基づいた選抜方法等の点検を実施して欲しい。
- ・学習成果の査定方針（アセスメント・ポリシー）に基づく学習成果の具体的な獲得状況をできるだけ速やかに公表して欲しい旨の意見を得ている（備付・15）。

このように本学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<研究科>

大学院の目的は、「九州情報大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第 1 条において、「九州情報大学大学院（以下「大学院」という）は、本学の建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（提出・8）。

さらに大学院学則第 3 条第 2 項では、経営情報学研究科経営情報学専攻の目的を、博士前期課程においては、高度情報化時代における企業経営の在り方を追究し、経営・会計・情報の三分野の専門知識の相互浸透、融合化を達成し、高度な複合的専門職業人並びに研究者を養成することとしている。博士後期課程においては、経営学的研究と情報学的研究とのより高度の総合化を意図した先端的・学際的経営情報学ないし戦略的経営情報学という新しい専門分野を確立し、組織・企業における各分野の横断的・統合的な管理・運営能力を有するより高度な複合的専門職業人並びに研究者を養成することを目的とすると規定している（提出・8）。

大学院学則に定められている研究科の教育目的は、入学時のオリエンテーションにおいて新入院生に説明するとともに、大学院学生便覧に明記して本研究院院生に周知徹底している（提出・2）。加えて、本学 Web サイトにも公開しており、本学関係者だけでなく、広く学外に向けても表明し、周知を図っている（提出・9）。

博士前期課程の志願者数を掲げておくと、令和 2(2020)年度入試 13 名、令和 3(2021)年度入試 12 名、令和 4(2022)年度入試 21 名、令和 5(2023)年度入試 24 名、令和 6(2024)年度入試 21 名と、いずれも入学定員 10 名を凌駕、最近では 2 倍を超えており、地域・社会の要請に応えている結果であると評価している。入学者の大半は、九州北部税理士会員の税理士事務所に勤務する税理士志望の社会人である。修了後も引き続き勤務を続けているので、毎年 5 月の九州北部税理士会訪問の際には、修了生が税理士登録したかどうかや、所属事務所の期待に応えているかを確認し、直近の専門委員会や大学院委員会で報告している（令和 5(2023)年度第 3 回大学院委員会資料）。加えて、演習指導教員による修了者の追跡調査を通して、地域・社会への貢献に関して実態把

握に努めている。

〔区分 基準 I・B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 大学としての学習成果を ミッション に基づき定めている。
- (2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜現状＞

＜学部＞

令和 4(2022)年度第 13 回教授会（令和 5 年 3 月 9 日）において、三つの方針と学習成果の改訂が学長から報告された。したがって令和 5(2023)年度からは、この新しい三つの方針と学習成果を踏まえた教育運営が行われている。なおこの改訂は、学習成果を三つの方針のディプロマ・ポリシーを具体化したものとして位置づけて、三つの方針と学習成果を一体化したものとして捉えていることが前提なので、以下では便宜上、三つの方針にも言及しながら学習成果について述べることにする。

従前の三つの方針と学習成果においても、建学の精神（ミッション）と教育目的（学部・研究科とも学則第 1 条および第 3 条第 2 項）が明記されていたが、下記で示すとおりこのたびの新しい三つの方針と学習成果でも、それは同様になされている。

この本学の三つの方針と学習成果は、本学 Web サイト、学生便覧等をとおして学内外に公表されている（提出-1 p25～30）（提出-11、12）。

そして本学の三つの方針と学習成果は、学校教育法第 83 条第 1 項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という規定の趣旨を踏まえて、「基準 I・B 教育の効果の課題」で述べるとおり、教授会を始めとして大学運営調整会議や自己点検・評価委員会など関連会議・委員会・部署において定期的に点検がなされ、上で述べたように必要に応じて改訂されている。

現在の本学（学部・学科）の学習成果は以下のとおりである。

○九州情報大学経営情報学部の「学習成果」(Student Learning Outcomes)

九州情報大学は、ビジネス DX 社会をリードしていく創造的なマネジメントエキスパート・デジタルエキスパートを養成するために、建学の精神、教育・研究上の目的（学則第 1 条・第 3 条）に基づいて、下記のとおり学習成果を定めます。なお学習成果は、学士としてふさわしい力（「学士力」1.知識・理解 2.汎用的技能 3. 態度・志向性 4.統合的な学習経験と創造的思考力）のそれぞれの観点から測定・評価されます。

1.知識・理解

- ・基礎総合科目の学習をとおして、多様な社会、文化のあり方について知識・理解を修得している。
- ・専門教育科目やゼミ・演習科目の学習をとおして、経営情報学と関連する諸分野にかかわる基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて専門的知識・理解を修得している。さらに以下の事項が求められる。
- ・大学が定めるレベルの数理・データサイエンス・AIに関する専門的な知識・理解を修得している。
- ・IT パスポート合格と同等の専門的な知識・理解を修得している。

2.汎用的技能

- ・ICT 関連科目の学習をとおして、マネジメント分野だけでなく社会の多様な場面において、ICT を駆使して対応できる高度で専門的な技能を修得している。
- ・ゼミ・演習科目の学習をとおして、クラスの中で討論やプレゼンテーションを行うことにより、コミュニケーションスキルや論理的思考、問題解決力を修得している。

3.態度・志向性

- ・1 年次必修科目「建学の精神と人生」の学習をとおして、建学の精神を理解し、進んで実践しようとする姿勢を身に付けている。
- ・「建学の精神と人生」をはじめとする「基礎総合科目」やゼミ・演習科目の学習をとおして、ひとりの市民として責任感と倫理観をもって社会に参画できる態度・志向性を有している。
- ・「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」のクラスやゼミ・演習クラスにおける共同行動等をとおして、チームワークや自己管理の重要性を認識し、社会人としての責任を果たすために必要な倫理観を身に付けている。

4.統合的な学習経験と創造的思考力

- ・大学における学習経験を専門的、体系的に統合し、創造的な発想に基づく卒業研究（またはこれと同等と認められるもの）を示すことができる。

○経営情報学科の「学習成果」(Student Learning Outcomes)

ビジネス DX 社会をリードしていく創造的なマネジメントエキスパートを養成するために、学部学習成果に基づいて、経営情報学科の学習成果を以下のとおり定めます。

1.知識・理解

- ・専門教育科目やゼミ・演習科目の学習をとおして、経営学と関連する諸分野の基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて専門的な知識・理解を修得している。
- ・マネジメントと ICT の連関について高度で専門的な知識・理解を修得している。

- ・IT パスポート合格と同等の専門的な知識・理解を修得している。
- ・数理・データサイエンス・AI に関するリテラシーレベルの専門的な知識・理解を修得している。

2.汎用的技能

- ・基礎総合科目や専門教育科目の学習をととして、ビジネス DX 社会の多様な場面对応できるマネジメント技能、ICT 技能を修得している。
- ・簿記関連科目の学習をととして、簿記に関する一定の水準の技能を修得している。

3.態度・志向性

- ・基礎総合科目や専門教育科目の学習をととして、実地の空間のみならずオンライン上の空間においても他者と円滑にコミュニケーションを図り、社会の一員としての責任感、倫理観をもってふるまうことができる態度や志向性を身に付けている。
- ・専門教育科目やゼミ・演習科目の学習をととして、ビジネス DX 社会における自己の役割を自覚し、マネジメントの高度に専門的な知識・理解を生かして、諸課題に対応しようとする態度・志向性を身に付けている。

4.統合的な学習経験と創造的思考力

- ・ゼミ・演習科目の学習をととして、マネジメントと ICT に関連する学習経験を集成させて独自の学習の方向性を設定し、卒業研究（またはこれと同等と認められるもの）によって示すことができる。

○情報ネットワーク学科の学習成果(Student Learning Outcomes)

ビジネス DX 社会をリードしていく創造的なデジタルエキスパートを養成するために、学部の学習成果に基づいて、情報ネットワーク学科の学習成果を以下のとおり定めます。

1.知識・理解

- ・ICT 理論・技術、プログラミング、ネットワーク、情報セキュリティ、数理・データサイエンス・AI の諸分野等について基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて高度で専門的な知識・理解を修得している。
- ・ICT とマネジメントの連関について専門的な知識・理解を修得している。
- ・IT パスポート合格と同等、あるいはそれ以上の高度で専門的な知識・理解を修得している。
- ・数理・データサイエンス・AI に関するリテラシーレベルの専門的な知識・理解を修得している。さらに応用基礎レベルの知識・理解を修得していることが望ましい。

2.汎用的技能

・基礎総合科目や専門教育科目の学習をとおして、ビジネス DX 社会の様々な場面に対応できる汎用的な ICT を修得している。

特にネットワーク、情報セキュリティ、プログラミング、データサイエンス、AI 等について高度で専門的な技能を修得している。

3.態度・志向性

・基礎総合科目や専門教育科目の学習をとおして、実地の空間のみならずオンライン上の空間においても他者と円滑にコミュニケーションを図り、社会の一員としての責任感、倫理観をもってふるまうことができる態度や志向性を身に付けている。

・専門教育科目やゼミ・演習科目の学習をとおして、ビジネス DX 社会における自己の役割を自覚し、ICT の高度に専門的な知識・理解を生かして、諸課題に対応しようとする態度・志向性を身に付けている。

4.統合的な学習経験と創造的思考力

・ゼミ・演習科目の学習をとおして、ICT を中心とする学習経験を集成させて独自の学習の方向性を設定し、卒業研究（またはこれと同等と認められるもの）によって示すことができる。

<研究科>

経営情報学研究科の学習成果は、令和3(2021)年度第13回大学院委員会（令和4年2月10日）において、ミッションを中心に据え、「建学の精神を踏まえ、経営情報学を究めて、高度な専門職業人や研究者として社会に貢献できる能力の修得」と定めて、公表した。

上記の学習成果は、建学の精神を踏まえた研究科の教育目的・目標に基づいている。大学院の教育目的・目標である経営情報学の専門知識を修得せしめて、高度な複合的専門職業人並びに研究者を養成するために、本研究科では、専門教育の3本柱である、経営・マネジメント、税法・会計、情報・データサイエンスの専門知識が修得できるカリキュラムを準備し、院生の専門的学習成果の達成に努めている。院生が演習指導教員の適切なアドバイスを受け、修了に必要な講義科目を選択・履修して単位修得すれば、専門的学習成果が達成されたものと認定される。

また、修了後に高度な複合的専門職業人や研究者として社会貢献させるという目的の達成のためには汎用的学習能力の獲得が必要との判断から、学位論文作成の過程で「合同ゼミ研修（論文中間発表会）」や「修士論文発表会（博士論文の場合は公開審査会）」への参加を義務付け、文章表現能力のみならず、口頭発表・質疑応答能力等の情報発信能力の涵養に努めている。本研究科では、教育目的に基づいて、専門的学習能力に加えて、こうした汎用的学習能力を涵養することで、所期の学習成果が達成されたと判断し、課程の修了を認定して学位を授与している。

上記の学習成果は、三つの方針とともに学生便覧に掲載して院生に周知を図ってい

る。また、大学Webサイトに掲示し、学外に向けても表明している（提出-1）（提出-2 p15～17）（提出-11）。

令和 4(2022)年度第 4 回大学院委員会（令和 4 年 7 月 14 日）において、同年 2 月に定めた学習成果を定期的に評価するための、「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」の策定を行い、令和 5(2023)年度第 11 回大学院委員会（令和 6 年 2 月 8 日）で補充を行い、充実化を図った。入学段階においては、入学試験とともに、受験の事前相談や研究計画書による検証を、在学中は合同ゼミ研修（修士論文中間発表会）や修士論文指導報告、授業評価アンケートによる検証を、修了時には単位取得状況、修士論文発表会の評価を踏まえた修士論文の総合評価、修了時アンケートによる検証を行う等、各段階において学習成果の評価を実施している（備付-22、23）。

〔区分 基準 I・B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<現状>

<学部>

本学は、建学の精神（ミッション）及び学部と両学科の教育目標・目的に則り、三つの方針をそれぞれ関連付けて一体的に定めている（提出-10）。

三つの方針（および学習成果）の策定にあたっては、中央教育審議会（以下、中教審）による次の文書

- ・「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20(2008)年）
- ・「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24(2012)年）
- ・『『卒業認定・学位授与の方針』『教育課程編成・実施の方針』及び『入学者受入れの方針』の策定及び運用に関するガイドライン』（平成 28(2016)年）

などの内容に忠実に従って、国の指針からの逸脱がなきよう留意した。

たとえば「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー、以下 DP）と「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー、以下 CP）は、上記中教審文書が提唱する「学士力の 4 要素」に則り策定されている。同文書によれば、「学士力の 4 要素」とは、「1.知識・理解 2.汎用的技能 3. 態度・志向性 4.統合的な学習経験と創造的思考力」とされている。「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー、以下 AP）は、「学力の 3 要素」を踏まえて策定されている。「学力の 3 要素」は、学校教育法第 30 条第 2 項において規定されており、「(1) 基礎的・基本的な知識・技能 (2) 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 (3) 主体的に学習に取り組む態度」から成っている。

また、三つの方針（および学習成果）の策定においては、上記のとおり国の指針のみならず、経営情報学部としての本学の特性や学生の興味・関心、そして人工知能（AI）

やデジタルトランスフォーメーション（DX）などに係る経営情報分野の目覚ましい発展などを念頭に置き、時流に適ったものになるように配慮した。

そもそも本学現行の三つの方針は、以下に述べるとおりの組織的議論を経て策定されたものである。第 1 に、平成 29(2017)年度からの三つの方針の策定・公表の義務化に備えて、平成 28(2016)年度第 7 回教授会で学長提案により設置された「三つのポリシー検証作業部会」において、従来の方針の検証を行った。第 2 に、平成 28(2016)年度第 9 回教授会において、「三つのポリシー改訂作業部会」が、前出の中教審文書に従って作成した改訂案を上程し審議された。第 3 に、平成 28(2016)年度第 13 回の教授会で、この改訂案が審議され了承された。これを受けて学長が三つの方針改訂案を決定した。そして基準 I・B・2 で述べたとおり、令和 4(2022)年度に従前の三つの方針と学習成果の改訂が、大学運営調整会議、教授会の審議・了承を経て学長によって決定・報告された。これにより令和 5(2023)年度からは、新しい三つの方針と学習成果に基づく教育活動が行われている。

このように本学では、三つの方針に関して組織的議論を重ねて策定している（備付-16）（備付-17）（備付-18）。

次に三つの方針と教育活動の関連について述べる。本学の三つの方針が、中教審が提唱する「学士力の 4 要素」や学校教育法の「学力の 3 要素」に忠実に沿って策定されたものであることは既述のとおりである。この点に関して言えば、DP、CP とシラバス、ポートフォリオ、ルーブリックの内容を連結させて、科目ごとに要求される到達目標の点検・評価項目を明確にしている。

まずシラバスから説明する。DP、CP には、学士としてふさわしい力（学士力）について言及されているが、本学のシラバスではそれに対応して「授業を通して修得できる力」として、「学士力」の各項目の欄が設けられている。担当教員はその任意の欄に○印を表示することで、学生に修得して欲しい力、換言すれば当該科目の到達目標の点検・評価項目を明示している。なお教務委員会が主体となって、教育課程の全ての科目のシラバスを精査し、その際は DP、CP と科目の関連も確認している。教員はシラバスに DP、CP あるいは建学の精神、教育目標・目的（学則第 1 条・第 3 条第 2 項）と担当科目の関連を示すことにより、成績評価に DP、CP の内容を反映させている。

次にポートフォリオおよびルーブリックと DP、CP の関連について記す。令和 4(2022)年度第 5 回教授会（令和 4 年 7 月 14 日）において、それまでの Excel シートに代わって Google Forms を利用した新しい「KIIS 学習ポートフォリオ」および「KIIS 学習到達度ルーブリック」の様式を導入する旨、教務委員会より報告された。この電子化された新しい書式では、DP と CP に書かれている学士力の 4 要素を踏まえて担当教員が設定した当該科目の学習目的が、学生の学習上の関心や授業の理解度を確認・測定するための項目として盛り込まれている（備付-19）（備付-20）。

現在の本学（学部・学科）の三つの方針は以下のとおりである。

○九州情報大学の三つの方針（三つのポリシー）
「ビジネス DX 社会をリードする創造的エキスパートを養成する」

IoT (Internet of Things) や AI (人工知能) などのデジタル技術が飛躍的な発展を遂げています。未来の社会では、すべての人とモノがつながり、われわれが抱えている課題や困難が克服されるとともに、新しい価値が生み出され、ひとりひとりのライフスタイルだけでなく社会全体の変革 (イノベーション) が到来するだろうと考えられています (Society 5.0)。企業の活動においても、これら先進的な新しいテクノロジーを活用して、ビッグデータを集めて分析し、業績向上に生かしていくだけでなく、斬新で画期的な製品やサービス、そして新時代のビジネスモデルを創造していくことが求められています。

九州情報大学の責務は、建学の精神「至心」、「報恩感謝・慈愛と奉仕」、「容 (かたち) は心を呼び、心は容を呼ぶ」を進んで実践しようとする豊かな人間性を備えた社会人を養成することであるとともに、来るべきビジネス DX 社会をリードしていく創造的エキスパートを世に輩出することを通じて、時代の要請に即応していくことにあります。こうした‘全人格的人間’を養成するために、建学の精神と学則第1条・第3条 (教育・研究上の目的) に基づいて、以下のとおり三つの方針と学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めます。

※DX (デジタルトランスフォーメーション) 「情報技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という見方。

■卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

本学は以下に示す方針の通り、学則および諸規程が定める基準に達し、併せて学士としてふさわしい力 (「学士力」1.知識・理解 2.汎用的技能 3. 態度・志向性 4. 統合的な学習経験と創造的思考力) を修得したと認められる学生に対して「学士 (経営情報学)」の学位を授与します。

- I 必修科目の単位を含めて 124 単位以上を修得していること。
- II 学習の成果を卒業研究 (またはこれと同等と認められるもの) によって示すことができること。
- III 建学の精神を理解し自ら進んで実践しようとする姿勢を備えるとともに、社会人として必要な態度・志向性を修得していると認められること。
- IV 経営情報学と関連する諸分野について基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて専門的知識・理解と汎用的技能を修得していると認められること。
特に ICT (情報通信技術)、数理・データサイエンス・AI に関する専門的理解と汎用的技能を修得していると認められること。
- V 社会の様々な事象に対応できる複眼的な知識・理解や汎用的技能を獲得し、それらを総合的に活用して、自らが立てた新たな課題に適用させることにより、その

課題を解決することができる主体的かつ創造的な思考力や実践力を修得していると認められること。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経営情報の高度で専門的な知識・技能を修め、建学の精神に基づく豊かな人間性を備えたマネジメントエキスパート・デジタルエキスパートを養成するために、本学の教育課程は次のような特色の 2 つの科目群から構成されています。それは、幅広い教養と人格を陶冶するための「基礎総合科目」、そして経営情報学の諸分野を体系的に学ぶための「専門教育科目」です。2 つの科目群は基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて体系的に学べるように設定されており、学則、諸規程、そして卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と以下に示す方針に従って編成され実施されます。

なお学生の成績は、卒業までに修得してほしい「学士力」（1.知識・理解 2.汎用的技能 3.態度・志向性 4.統合的な学習経験と創造的思考力）のそれぞれの観点から評価されます。

I 建学の精神を理解させ、社会人として必要な態度・志向性を養うこと。

建学の精神に基づいた全人格的教育を行います。そのために人間性を高め、感性を豊かにすることを目的とした科目や少人数教育を通じて社会的協調性を体得させるための科目（「建学の精神と人生」、「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」、ゼミ・演習科目など）を設定します。

II マネージメントと ICT の諸分野に関して、基礎・応用・発展に応じて専門的知識・理解と汎用的技能を修得させること。

そのために、年次に応じて様々な「専門教育科目」（経営・会計、情報、国際ビジネス、ネットワーク、データサイエンスの各科目群）やゼミ・演習科目を体系的に設定します。

III 社会の諸問題についての知識・理解や汎用的技能を高めること。

社会の様々な事象に対応できる複眼的な知識・理解や汎用的技能を修得した有為な社会人を養成するために、「基礎総合科目」（人文・社会・自然科学、語学、スポーツ健康科学の各科目群）および「専門教育科目」の中に多様な科目を設定します。

IV 主体的かつ創造的な思考力や実践力を修得させること。

能動型学習（アクティブラーニング）を積極的に推進することにより、学生が自分で課題を設定し、様々な学習経験を統合させて、その解決に取り組むことができるような主体的で創造的な思考力・実践力を養います。特に、そのための科目としてゼミ・演習科目などを設定します。

V 基礎学力・技能を確認・強化すること。

学生が主体的な学びの力になるべく早く体得できるように、コミュニケーションや学びのスキルのための初年次科目を設定します（「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」など）。また基礎学力を確認・強化するための科目、ICTリテラシーを修得するための科目を設定します（「情報リテラシー演習Ⅰ・Ⅱ」、「コンピュータ実務演習Ⅰ・Ⅱ」など）。

VI キャリア開発の技能を培い、将来の進路に備えること。

学生が卒業後の進路を自ら考え、切り開いていけるように初年次からキャリア教育科目を設定します。就活支援などの学生のニーズに応じた科目、地域の経営者団体と提携して行う産学連携の実践的な科目を設定します（「キャリアデザイン入門Ⅰ・Ⅱ」、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」など）。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学が養成しようとする人材は、経営情報の高度で専門的な知識・技能を修め、建学の精神「至心」を進んで実践しようとする豊かな人間性を備えたマネジメントエキスパート・デジタルエキスパートです。この基本的理念に基づき、経営情報学科、情報ネットワーク学科共通で、以下の方針に従って入学者を受入れます。

I 建学の精神を理解し、実践しようとする意欲を持っていること。

本学建学の精神「至心」を理解し、実践しようとする意欲があり、勉学に進んで取り組み、そして進取の精神に溢れた者を求めます。

II 経営情報の分野に関心を持ち、学ぶ意欲があること。

経営情報の諸分野に関心を持ち、知識や技能を身につけ、深めていこうとする意欲がある者、特に経営情報の諸分野に関する検定試験や資格取得に積極的に取り組む意欲がある者を求めます。

III 基礎的な学力を身につけていること。

大学で学ぶにあたって必要とされる学力（学校教育法第30条第2項による学力の三要素）

(1) 基礎的・基本的な知識・技能

(2) 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

(3) 主体的に学習に取り組む態度を入学までに修得している者を求めます。

IV 社会の諸問題を広く多様な視点から理解し、その解決に貢献したいという意欲があること。

広範な知識・技能を体得し、社会の発展のために積極的に参画していく気概がある者を求めます。

V 上記の方針に基づき、本学では下記の入学試験を実施して多様な学生を受け入れます（本学の入学試験の詳細については「九州情報大学入試概要」をご覧ください）。

・学校推薦型選抜（特別推薦・一般推薦）

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、学力、経験、関心、目標、適性（コミュニケーション能力、独創性、積極性等）などを出身高等学校長による調査書と推薦書および面接（口頭プレゼンテーション含む）、自己 PR 作文と小論文（一般推薦のみ）に基づいて総合的に選考します。

・総合型選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、学力、経験、関心、目標、適性（コミュニケーション能力、独創性、積極性等）などを受験生が作成したエントリーシートやインタビュー及び出身高等学校長による調査書を参考にして、面接（口頭プレゼンテーション含む）に基づいて総合的に選考します。

本学の総合型選抜が求める学生像は次の三点です

- ① 「経営・会計・情報」に強い関心を持つ者
- ② 企業家を目指す者や家業を継ぐ予定の者
- ③ 部活動（運動・文化）、課外活動（ボランティア等）、資格・検定の取得に熱心に取り組んだ者

・スポーツ奨学生選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、学力、経験（実績）、関心、目標、適性（コミュニケーション能力、独創性、積極性等）などを受験生が作成したエントリーシートやインタビュー及び出身高等学校長による調査書を参考にして、面接（口頭プレゼンテーション含む）に基づいて総合的に選考します。

・一般選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、出身高等学校長による調査書、自己 PR 作文および高等学校までに修得した基礎学力を筆記試験に基づいて総合的に選考します。本学の一般入試の試験科目については「九州情報大学入試要項」をご覧ください。

・大学入学共通テスト利用選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、出身高等学校長による調査書、自己 PR 作文および高等学校までに修得した基礎学力を大学入学共通テストの得点に基づいて総合的に選考します。

・外国人留学生選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、学力、経験、関心、目標、適性（コミュニケーション能力、独創性、積極性等）などを受験生が作成した日本語作文(総合型選抜の場合は、エントリーシートやインタビューを含む)及び出身学校からの日本語能力等に関する証明書を参考にして、面接と日本留学試験(総合型選抜の場合は本学指定の試験)の成績に基づいて総合的に選考します。

・社会人選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、学力、経験、関心、目標、適性（コミュニケーション能力、独創性、積極性等）などを受験生が作成した志願理由書(総合型選抜の場合は、エントリーシートやインタビュー)を参考にして、面接、小論文に基づいて総合的に選考します。

・編入学選抜

本学が指定した出願資格を満たしている受験生に対して、学力、経験、関心、目標、適性（コミュニケーション能力、独創性、積極性等）などを(指定校推薦の場合は、出身学校長の推薦書)を参考にして、面接（口頭プレゼンテーション含む）と小論文（一般のみ）に基づいて総合的に選考します。

VI 本学が指定する「入学前学習」を指示に従って最後まで履行できること。

入学予定者に対しては、大学で学ぶにあたって必要と思われる基礎学力を確認・強化するために、課題や必要に応じて入学前のスクーリング等を課します。入学予定者は本学の指示に必ず従ってください。

○経営情報学科の三つの方針（三つのポリシー）

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経営情報学科は、マネジメントにかかわる広範で多様な領域について高度で専門的な知識・理解と汎用的技能を修得し、ICT（情報通信技術）も駆使できる新時代にふさわしい創造的なマネジメントエキスパートを養成することを目指しています。この目標を達成するために経営情報学科は、大学が定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の基準に達し、併せて次の要件を備えた学生に対して卒業を認定し、「学士（経営情報学）」の学位を授与します。

I 経営情報学と関連する諸分野について、高度で専門的な知識・理解を修得していると認められること。

II 経営学の諸分野および会計学の諸分野について、高度で専門的な知識・理解と汎用的技能を修得していると認められること。

Ⅲ ビジネス社会で必要とされる ICT の諸分野について、専門的な知識・理解と汎用的技能を修得していると認められること。

Ⅳ ビジネス社会で必要とされる数理・データサイエンス・AI について、基礎的な知識・理解と汎用的技能を修得していると認められること。

Ⅴ ビジネス社会の様々な問題に対応できる統合的な学習経験を修得するとともに、諸課題を自ら設定して解決しようとする主体的で積極的な態度・志向性と創造的思考力を修得していると認められること。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経営情報学科は、マネジメントにかかわる広範で多様な領域について高度で専門的な知識・理解と汎用的技能を修得し、ICT（情報通信技術）も駆使できる創造的なマネジメントエキスパートを養成することを目指しています。この目標を達成するために経営情報学科は、大学が定めるカリキュラム・ポリシーに基づき、以下の方針に沿って教育課程を編成し実施します。

I 経営情報に関する概念、理論、方法等を修得する基幹的科目として「経営情報学Ⅰ・Ⅱ」を設定します。

Ⅱ 経営の概念や理論全般をはじめとして、労務・財務・生産部門の知識と理論、流通や商業およびベンチャーや経営戦略に関する知識と理論、会計の概念や理論、簿記の技能等について、基礎・応用・発展の各段階に応じて体系的に学ぶことができる科目を年次に応じて設定します。またインターネットを駆使したビジネスのあり方などアップデートなテーマを扱った科目も設定します。

Ⅲ ICT 理論・技術全般、プログラミング、ネットワーク、インターネット、情報セキュリティ、数理・データサイエンス・AI、マルチメディアなどの諸分野について、基礎レベルを中心に学ぶことのできる科目を設定します。

Ⅳ ビジネス社会で必要とされる税法・会社法・知的所有権など法律にかかわる科目、国際経済や国際経営など国際ビジネスにかかわる科目、ビジネスに必要な英語などを学ぶ科目を設定します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

経営情報学科は、経営学を中心とする経営情報分野の全般にわたって高度で専門的な知識・技能を備えたマネジメントエキスパートを養成することを目指してい

ます。この目標を達成するために経営情報学科は、大学が定めるアドミッション・ポリシーに基づき、以下のような意欲・目標を持った入学者を求めます。

I ビジネス・マネジメント全般にわたって関心がある者

II ICT（情報通信技術）全般にわたって関心がある者

III 経営情報関連の検定試験に意欲的に取り組める者

IV 学習の目的と将来の進路について意識を持っている者

○情報ネットワーク学科の三つの方針（三つのポリシー）

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

情報ネットワーク学科は、ICT（情報通信技術）や数理・データサイエンス・AI（人工知能）の高度で専門的な知識・理解と汎用的技能を修得し、それらをマネジメントの分野で発揮できる新時代にふさわしい創造的なデジタルエキスパートを養成することを目指しています。この目標を達成するために情報ネットワーク学科は、大学が定めるディプロマ・ポリシーの基準に達し、併せて次の要件を備えた学生に対して卒業を認定し、「学士（経営情報学）」の学位を授与します。

I 経営情報学と関連する諸分野について、高度で専門的な知識・理解を修得していると認められること。

II ICT 理論・技術、プログラミング、ネットワーク、情報セキュリティ、数理・データサイエンス・AI の諸分野について高度で専門的な知識・理解および汎用的技能を修得していると認められること。

III 経営学と関連する諸分野について、専門的な知識・理解と汎用的技能を修得していると認められること。

IV ICT 社会の様々な問題に対応できる統合的な学習経験を修得するとともに、諸課題を自ら設定して解決しようとする主体的で積極的な態度・志向性と創造的思考力を修得していると認められること。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

情報ネットワーク学科は、ICT（情報通信技術）や数理・データサイエンス・AI（人工知能）の高度で専門的な知識・理解と汎用的技能を修得し、それらをマネジメントの分野で発揮できる新時代にふさわしい創造的なデジタルエキスパート

を養成することを目指しています。この目標を達成するために情報ネットワーク学科は、大学が定めるカリキュラム・ポリシーに基づき、以下の方針に沿って教育課程を編成し、実施します。

I 経営情報に関する概念、理論、方法等を修得する基幹的科目として「経営情報学Ⅰ・Ⅱ」を設定します。

II ICT 理論・技術全般、プログラミング、ネットワーク、インターネット、情報セキュリティ、数理・データサイエンス・AI、マルチメディアなどの諸分野について、基礎・応用・発展に応じて体系的に学ぶことのできる科目を設定します。

III 経営学と関連する諸分野の基礎的概念や理論、会計学、簿記、マーケティング、法律などの分野に関して必要な科目を設定します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

情報ネットワーク学科は、ICT（情報通信技術）を中心とする経営情報分野の全般にわたって高度で専門的な知識・技術を備えたデジタルエキスパートを養成することを目指しています。この目標を達成するために情報ネットワーク学科は、大学が定めるアドミッション・ポリシーに基づき、以下のような意欲・目標を持った入学者を求めます。

I ICT（情報通信技術）全般にわたって関心がある者

II ビジネス・マネジメント全般にわたって関心がある者

III 経営情報関連の検定試験に意欲的に取り組める者

IV 学習の目的と将来の進路について意識を持っている者

<研究科>

三つの方針は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（文部科学省令第16号、平成28年3月31日公布）及び、中央教育審議会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成28年3月31日）を踏まえ、本学の建学の精神（ミッション）や本研究科の教育目的にも適ったものとして、それぞれが相互に関連付けられ、一体的で整合性の取れたものとなっている。

「学位授与の方針」は、本学の建学の精神（ミッション）及び大学院学則に基づいて策定されており、本研究科の教育目標・人材育成目標に必要な学習成果を明確に示し

ている。また、「教育課程編成の方針」は、人材育成目標・学位授与の方針を体系的に達成し得るように、充実した専門教育と複数教員による手厚い研究指導を実施している。さらに、「入学者受入れの方針」は、学位授与の方針で明示している内容を理解し、目標達成の資質を持つと思われる人材を求め、選抜・入学させることとしており、三つの方針の一体性・整合性を図っている。

三つの方針は、平成 26 年度第 14 回大学院委員会（平成 27 年 3 月 18 日）において、博士前期課程並びに博士後期課程のそれぞれについて、三つの方針の審議が行われ、審議後に学長が決定した。また、令和元(2019)年度第 7 回大学院委員会（令和元年 10 月 10 日）において一部改正を行った。いずれの場合も、大学院教務専門委員会において発議・審議された上で大学院委員会に上程、大学院委員会の審議も経て決定されており、十分な組織的議論を重ねて策定されたものである（提出-10）。

「入学者受入れの方針」の下で受入れた入学者に対して、「学位授与の方針」を体系的に達成し、所期の学習成果が上げられるように工夫して教育活動を行っている。その一つは、経営情報学の 3 本柱である経営・税法及び会計・情報を中心とした専門教育の体系的な科目履修を考慮して、従来の過度に細分化された 6 コース制を廃し、経営・マネジメントコース、税法・会計コース、情報・データサイエンスコースからなる 3 コース制に改変したことである。同時に、院生からの要望にも応え、各コース内の開講科目で必要単位数を修得できるように充実したカリキュラムを提供している。

さらには、前期課程では、演習（4 単位）と特別演習（4 単位）を 2 年間の必修とし、演習指導教員に副指導教員を加えた複数指導態勢による手厚い研究指導を行っている。後期課程も 2 年次から複数指導態勢を採っている。複数の教員が研究指導に携わることで、院生の研究能力を最大限に引き出し、当該院生が広い視野を持って研究活動に取り組み、質の高い学位論文を作成できるように支援している。

＜全体＞

学部、研究科とも現在の三つの方針は、「入学者受入れの方針」（AP）については入試要項と大学 Web サイトに明示している。「教育課程編成の方針」（CP）と「学位授与の方針」（DP）についても、AP 同様に本学 Web サイトを通して公表しており、さらに DP、CP は「学生便覧」にも記載することで、学内外に広く表明している（提出-1 p25～30）（提出-2 p15～17）（提出-11）。

＜テーマ 基準 I・B 教育の効果の課題＞

＜学部＞

以上述べてきたとおり本学の教育は、建学の精神を基盤とし、教育目標・目的、学習成果、そして三つの方針を一体化させて目指すべき方向を明確にした上で、経営情報分野のみならず広く社会に貢献できる‘全人格的な人間’を輩出するという責務に応えるために研鑽を重ねてきた。

上述のとおり令和 4(2022)年度第 13 回教授会（令和 5 年 3 月 9 日）において、学長から学習成果に加えて三つの方針の改訂が報告された。令和 5(2023)年度からは、この新しい学習成果と三つの方針を踏まえた教育運営が行われているわけだが、今後の課

題としては、第一にこれらが個々の授業、成績評価において適切に反映されているか、第二に新しい学習成果と三つの方針が的確に設定されているか、ということについて点検・評価を怠りなく進めていくことである。

基準 I・B-3 で説明した学習ポートフォリオと学習到達度ルーブリックについては、電子化された新しい書式を着実に普及させて、学生による学習の振り返りと確認、学習目標の到達度の総体的な測定を効果的かつ効率的に行っていくことを今後の課題としたい。

＜研究科＞

研究科が養成する人材像、教育目標、学習成果は明確に策定されている。定められた学習成果を定期的に評価する方法として「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」が、令和 4(2022)年度第 4 回大学院委員会（令和 4 年 7 月 14 日）において策定された。また、実際に運用する観点から、本研究科独自の評価指標の補充も行った（令和 5(2023)年度第 11 回大学院委員会（令和 6 年 2 月 8 日））。学則第 1 条・第 3 条に従って定められた三つの方針に基づき、機関レベル（研究科）、教育課程レベル（専攻・各コース）、授業科目レベルの 3 段階で学習成果等を評価する方法が定まったことになる。今後は、本研究科独自の評価指標を補充した在学中及び修了時の学習成果を、複数指導の進捗状況、修士論文指導報告の検証、合同ゼミ研修や修士論文発表会の評価状況等を評価指標に、測定を行い、教育の効果を可視化するとともに、さらに高める努力を行うこととしたい。

＜テーマ 基準 I・B 教育の効果の特記事項＞

＜学部＞

学生の資格取得を支援するとともに、本学の専門教育の学習成果を向上させるため、平成 29(2017)年度より「IT パスポート・簿記検定コンテスト」という名称の学内模擬試験を開催している。令和 5(2023)年度からは「IT パスポートコンテスト」と改称して実施している。成績上位者には、図書カードを進呈するなどして学習意欲の増進に努めている。令和 5(2023)年度は当初の予定どおり、年 2 回（令和 5 年 8 月 10 日、令和 6 年 2 月 9 日）開催することができた。同コンテストは、本学独自の試みとして DP、CP を具現化しようとしたものであるから、今後も継続して開催し、活性化に努めていく。

＜研究科＞

前期課程の入学者の多くは税理士事務所所属の税理士志望の社会人であるから、研究科の教育目標・学習成果は専門知識の修得のみならず、高度専門職業人として備えるべき汎用的能力の涵養も相俟って達成され得る。汎用的能力とは、論文を執筆する表現力に加えて、プレゼンテーションやコミュニケーションといった口頭発信能力である。本研究科では、こうした汎用的能力を涵養するために、研究科所属の全教員・院生参加の「合同ゼミ研修（学位論文中間報告会）」（毎年 9 月 6 日）と「修士論文発表会」（同 2 月 15 日）を開催し、院生全員に口頭発表を義務付けている。「合同ゼミ研修」は、1 年次生には研究計画の発表を、2 年次生には論文の中間報告を課し、参加者からの質疑にも応答させるもので、重要視され、当初から合宿形式で実施されてきた。しか

し、コロナ禍以降、宿泊は取り止め、一日のみの開催となった。院生数の増加もあって合宿形式への復帰は難しいが、今後も継続して実施し、院生の汎用的能力の涵養を図って所期の学習成果の達成に努めたい。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

提出資料

13,九州情報大学自己点検・評価規程

備付資料

15,令和 5 年度 九州情報大学自己点検・評価に係る意見等について（回答）

24,令和元年度自己点検評価書

25,令和 2 年度自己点検評価書

26,令和 3 年度自己点検・評価報告書

27,令和 4 年度自己点検・評価報告書

28,令和 5 年度自己点検・評価報告書

29,自己点検・評価に係る太宰府高等学校からの意見について

30,自己点検・評価に係る福岡県中小企業家同友会南支部からの意見について

31,九州情報大学における学習成果等の評価の方針に関する内規

32,九州情報大学 Web サイト「認証評価・教育研究活動等の情報公開>認証評価及び自己点検・評価」(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>)

33,令和 4(2022)年度第 1 回アセスメント・ポリシー作業部会議事録

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜現状＞

本学における自己点検・評価活動および内部質保証に関する基本的な考え方は、学則第 2 条第 1 項、大学院学則第 2 条第 1 項及び日本語別科規程第 3 条第 1 項の規定により、「その教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」に基づくものである。

自己点検・評価活動を実施するため、「九州情報大学自己点検・評価規程」および「九州情報大学内部質保証に関する方針」を制定し、内部質保証のための自己点検・評価活動に係る実施体制について以下のとおり定めている。

本学の内部質保証に向けた自己点検・評価に関する活動については、学長の権限と責任の下に定期的に取り組んでおり、学長は内部質保証に関する基本的な方針を策定するとともに、自己点検・評価および改善策に関して関連部署から報告を受け、とるべき対応を指示している。内部質保証に関する全体を統括する組織は、学長が長を務める大学運営調整会議である。この大学運営調整会議において、内部質保証に係る学長の基本方針が示される。この会議では、学長の基本方針に基づいて、自己点検・評価委員会、FD 委員会、SD 委員会と連携して、内部質保証に必要な具体的方針の策定を行い、学長はそれを教授会に提案して、その審議を経て内部質保証の全体的な方針を決定する。

上記決定に基づいて学長は、大学運営調整会議を通じて、自己点検・評価委員会へ自己点検・評価の実施指示を出し、実施後の報告を受ける。大学運営調整会議は、自己点検・評価委員会及び FD 委員会、SD 委員会からの報告に基づいて次年度へ向けての改善案及び重点目標案を作成し、教授会へ提案することができる。さらに大学運営調整会議は、FD 委員会、SD 委員会、その他の部署に研修や改善のための具体的な対策の策定及び実施を指示することができる。

次に自己点検・評価活動と報告書の作成について説明する。平成 18(2006)年度以降は毎年度、財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠して、自己点検・評価委員会を中心に全学的な自己点検・評価を実施してきた。まず同委員会の下部組織である作業部会が評価基準ごとに自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が集約し、作業部会が「九州情報大学自己評価報告書」としてとりまとめた。平成 22(2010)年度と平成 29(2017)年度には日本高等教育評価機構の評価を受審し、「認証評価結果」とともに本学の「自己評価報告書」（平成 24 年度～令和 2 年度は「自己点検・評価書」）を大学 Web サイトに公開することにより、自己点検・評価結果を学内外に公表した。令和 3(2021)年度からは、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価に係る大学評価基準に準拠して全学的に自己点検・評価を行うことにより「九州情報大学自己点検・評価報告書」を作成し、同じく Web サイトを通じて公開している（2. 自己点検・評価の組織と活動「令和 5 年度自己点検・評価活動記録」参照）。

このように本学は、自己点検・評価を毎年独自に行って自己点検・評価書を作成して、その都度大学 Web サイトに公開することにより、自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表を制度化している（備付・32）。

自己点検・評価委員会および作業部会の構成員は教員・事務双方の役職者から成り、自己点検・評価報告書の作成や改善・改革の実施にあたって、それぞれの学科や部署の教職員の意見を聴取し、反映させている。つまり全教職員が何らかの形で自己点検・評価に関与しているのであり、それぞれが本学の教育研究活動及び運営の向上・充実に向けて努力しているのである。

自己点検・評価活動に関しては、高等学校等ステークホルダーからの意見聴取を行っており、高等学校からは、訪問時には三つの方針を記載した入試要項と大学案内及び現在取り組んでいる具体的な教育内容をまとめた資料を持参し、説明を行うとともにその内容に関する意見を聴取している。包括連携協定を締結している福岡県中小企業家同友会からは、入学者選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学習成果等を中心に

意見を聴取している（備付-15）。福岡県中小企業家同友会に加入している企業に本学学生が就職した場合は、その企業側の意見を取りまとめてもらい、併せて定期的に意見交換を行っている。

令和 5(2023)年度は、令和 5 年 12 月 16 日に本学の高大連携協定締結校である太宰府高等学校の副校長から、令和 6 年 1 月 30 日には福岡県中小企業家同友会南支部の 12 名から、三つの方針、学習成果、カリキュラム等について意見聴取を行った。主な意見は次のとおりであった（備付-29）（備付-30）。

- ・三つの方針

ディプロマ・ポリシーのⅠ.と比べるとⅤの表現(文章)が難しい。(福岡県中小企業家同友会南支部)

アドミッション・ポリシー自体は大変よいと思うが、入試要項には学校推薦型選抜に基準となる評定平均値がないので、あった方が推薦しやすいと思う。(太宰府高校)

- ・学習成果

国家資格の IT パスポート合格と同等の専門的な知識・理解を修得しているとの記載があるが、経営情報学部として、IT パスポート合格を掲げることは、分かりやすくよいのではないか。(太宰府高校)

IT パスポート取得を目標としていることは学生のアピールにもなり、企業側も判断の一助になると思う。(福岡県中小企業家同友会南支部)

- ・カリキュラム

学習成果に関連するが本校のカリキュラムが専門学校や他大学と比較し、内容の広さと深さがわかればなお良さが伝わるかと思った。(福岡県中小企業家同友会南支部)

自己点検・評価の結果に関する改革・改善のための活動であるが、自己点検・評価報告書や高等学校等から出された意見は、学長に報告され、学長はそれに基づいて大学運営調整会議に対処策を諮問する。同会議の審議を経て、具体策が自己点検・評価委員会、FD 委員会、SD 委員会、その他関連委員会・部署にて検討され、学長に適宜上申されるとともに、教授会を始めとして会議に諮られて全学的に共有されるようになっている。このように、本学は、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れるとともに、その結果を改革・改善に活用している。

〔区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜現状＞

＜学部＞

九州情報大学

学習成果に関する査定（アセスメント）の手法については、令和 4(2022)年度第 3 回教授会（令和 4 年 5 月 12 日）において、「九州情報大学学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」および「九州情報大学における学習成果等の評価の方針に関する内規」が承認され、学長によって決定された（備付・31）。

上記決定による「九州情報大学における学習成果等の評価の方針」（以下、アセスメント・ポリシー）は下表のとおりである。

九州情報大学 学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

「アセスメント・ポリシー」とは、学習成果の評価について、その目的、達成すべき水準、具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。九州情報大学では、建学の精神および学則第 1 条・第 3 条(本学・教育研究上の目的)に従って定められた三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学科)、授業科目レベルの 3 段階で学習成果等を評価する方法を定めています。具体的な評価方法は以下のとおりです。

レ ベ ル	入学段階：アドミッション・ポリシーを満たすかどうかの検証	在学中（単位認定）：カリキュラム・ポリシーに則って学習が進められているかどうかの検証	卒業時：ディプロマ・ポリシーを満たす人間になったかどうかの検証	卒業後：ディプロマ・ポリシーおよび学則第 1 条・第 3 条(本学・教育研究上の目的)を満たす人間になったか、建学の精神を実行できる人間になったかどうかの検証
機 関 レ ベ ル	- 各種入学試験（面接・面談含む） - 調査書、志願書など出願時に提出された書類の記載内容	- 学生生活実態調査 - 休学率 - 退学率	- 学位授与数 - 卒業率 - 退学率 - 進学率 - 就職率 - 留年率 - 卒業時アンケート	- 卒業生アンケート - 就職先アンケート
教 育 課 程 レ ベ ル	- 各種入学試験（面接・面談含む） - 調査書、志願書など出願時に提出された書類の記載内容 - 入学前学習 - 入学時アンケート	- GPA - 単位取得状況 - 授業評価アンケート - 資格・検定試験の取得率・取得者数	- 学位授与数 - GPA - 単位取得状況 - 卒業研究・論文の評価 - 資格・検定試験の取得率・取得者数 - 卒業時アンケート - 専門領域への就職率及び進学率 - 留年率	- 卒業生アンケート - 就職先アンケート
授 業 科 目 レ ベ ル	- ブレテスト（基礎学力到達度試験） - 入学時アンケート	- GPA - 単位取得状況 - 授業評価アンケート - 資格・検定試験の取得率・取得者数 - 学習ポートフォリオ&ループリッ - 授業コメントカード（毎時間ごと）	- GPA - 単位取得状況 - 授業評価アンケート - 資格・検定試験の取得率・取得者数 - 学習ポートフォリオ&ループリッ - 授業コメントカード（毎時間ごと）	- 卒業生アンケート - 就職先アンケート

*評価方法については、必要に応じて加えることができる。

この表にあるとおり、学習成果の査定（評価）のレベルは、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学科)、授業科目レベルの 3 段階とし、査定の時期は、入学段階、在学中、卒業時、卒業後の 4 つに分けた。査定項目は他大学の例などを参考にしながら全部で 48 件に設定した。

査定の実施体制については、上記「九州情報大学における学習成果等の評価の方針

に関する内規」第2条が、「(1) 機関レベル（大学）の評価は、自己点検・評価委員会が行う。(2) 教育課程レベル（学科）の評価は、教務委員会が行う。(3) 授業科目レベルの評価は、担当教員が行う。」と定めている。この規定に基づいて、自己点検・評価委員会の下部組織として「アセスメント・ポリシー作業部会」を設置し、部会長に自己点検・評価委員会の委員長が兼任することが令和4年11月16日に開かれた第1回アセスメント・ポリシー作業部会（以下、作業部会）において了承された（備付-33）。

同作業部会では、以下の手法に従って査定を行うことで合意された。

- ・教務・学生・就職などの各委員会と事務部署が上表の48査定項目のうちから任意の数項目を選んで、学習成果の到達度について査定すること。
- ・過去3年分程度のデータを抽出し、比較できるようにすること。
- ・データの可視化（数値化、グラフ化）を行うこと。
- ・データを比較分析し、問題点と対策に係る所見を付すこと。
- ・その他

次に査定の手法の点検についてだが、令和6(2024)年3月26日（火）に第3回アセスメント・ポリシー作業部会が開催され、令和4(2022)年度第1回アセスメント・ポリシー作業部会では了承された査定手法（上記参照）について検討を行った。その結果、概ねこのとおりの方針で今後も査定を行うこととし、修正する場合は協議することで合意した。

また、この3月26日（火）の作業部会では、教務・学生・就職の各部署から学習成果の査定と評価の結果が報告された。主な内容は次のとおりである。

【教務】

- ・学習成果（単位の修得率・GPA）

令和4(2022)年度と令和5(2023)年度の単位修得率は、平均しておおむね75%以上であった。ある程度の到達度ではないかと感じる。他方でGPAでは下位4分の1が平均して20人程度存在しており、この低成績者をいかに減少させていくかが課題となる。

- ・学習成果（ITパスポート模擬試験の結果）

令和4(2022)・5(2023)年度における「iパスコンテスト」（模擬試験）の結果によれば、39点以下の低得点層の学生が目立つ。70点～60点のいわゆる中間層を増やすことを中期的な目標とするが、まずは低得点者層に対する基礎的な情報教育を手厚く行うことで底上げを図らなければならない。

- ・学習成果（幅広く深い教養を培う教養教育に関する学習成果について：「建学の精神と人生」）

合格者がそれぞれ約7割を占めている。学生の多くが建学の精神を理解しているものと判断できる。他方で、受験資格喪失者が目立つことは注意を要する。

学習目標の到達度を学生自身が自己評価する学習到達度ルーブリックによれば、建学の精神に係る学習目標のほかに、太宰府や菅原道真など地域の歴史や諸事情に関する学習目標についても高い理解度であったことは、建学の精神のみならず、「幅広く深い教養を培う教養教育」の主旨が達成されていると見なしでもいいのではな

いかと思われる。

- ・学習意識調査

令和 4(2022)年度・5(2023)年度のアンケート結果を見る限り、学科の違いに関わらず、学びたい分野として情報やコンピュータに対する関心が高い。それは、取得したい資格として IT パスポートや基本情報技術者が上位を占めていることから分かる。

- ・新入生の基礎学力の到達度（新入生対象の基礎学力測定テスト：英語）

令和 3～5 年度の平均点を比較すると、特に 5 年度が 30 点以下であり、随分と低いことが目立つ。また 5 年度の点数分布を見ると、60 点以上が皆無である。英語の基礎学力測定テストは英検 3 級程度の内容であるが、この結果から言えることは、新入生の多くが高等学校までに修得すべき基礎学力を有していないということである。

【学生】

- ・中途退学者の推移（入試別退学者数）

退学率目標は 5%未満だが、退学者をなかなか止められない。なお令和 5(2023)年度は自主退学者 9 人、懲戒による退学者 1 人、除籍者 10 人であった。200 人程度の面談を行うなどして、退学防止に努めているが目立った効果を上げておらず苦慮している。

【就職】

- ・学科別の就職率

令和 5(2023)年度は昨年度比で就職率は微増であった。情報ネットワーク学科の学生の就職先がアウトソーシング企業に偏っているようである。いずれにしても就職率を少しでも向上させることが必要である。

- ・学習成果に関する就職先企業へのアンケート

本学卒業生が、社会人として必要な基礎的な力（12 の能力要素の定義）を修得しているか、各企業の担当者にアンケート調査をしたところ、もっとコミュニケーション能力を身に付けてほしいとの回答があった。

また企業からは、「基本情報技術者試験」などの資格を取得した人間を求めているとの回答があった。

- ・卒業者へのアンケート

他者の話に耳を傾けることや物事を柔軟に理解することなどについては、大学で学んだことを就職先で生かしているとの回答があった。

次に本学における教育の向上・充実のための PDCA サイクルについて説明する。同サイクルは、概ね次のプロセスを経てなされている。

Plan

- ・教授会、各種委員会・会議は以下の事項について審議し、学長が決定する。

①建学の精神、教育目標、三つの方針、学習成果等

- ②カリキュラム、カリキュラムマップや各コース履修モデル等
- ③シラバス、ポートフォリオ、ルーブリック等
- ④その他

Do

- ・履修ガイダンスやコースガイダンス、クラス担任教員などを通じて履修指導を行う。
- ・授業を実施する。

Check

- ・次の手法に基づいて学習成果を査定する。
- ①履修状況
- ②取得単位の数
- ③「秀・優・良・可・不可」や GPA などの成績評価指標
- ④授業改善アンケート
- ⑤学生生活実態調査
- ⑥ポートフォリオとルーブリックにおける学習到達度評価
- ⑦アセスメント・ポリシーに基づいて学習成果を査定する（上表「九州情報大学学習成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)」参照）。

Act

- ・教授会、学科会議、各種委員会・会議、FD・SD 委員会等で測定結果の分析、課題や改善策を審議し、学長が決定する。FD・SD 研修会を中心に改善策を実施する。

<研究科>

令和 4(2022)年度第 4 回大学院委員会（令和 4 年 7 月 14 日）において、「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」の策定を行っていたが、令和 5(2023)年度第 11 回大学院委員会（令和 6 年 2 月 8 日）で入学段階、在学中及び終了時の各段階においてアセスメント・ポリシーの補充を行い、充実化を図った。このうち、在学中の学習成果については合同ゼミ研修（修士論文中間発表会）や修士論文指導報告、授業評価アンケートによる検証を、修了時における学習成果については単位取得状況、修士論文発表会の評価を踏まえた修士論文の総合評価、修了時アンケートによる検証を行う等、学習の各段階において学習成果を査定するための手法を有している。

その具体例としては、これまで院生の研究・教育の質の向上と教員間の情報共有のために実施してきた複数指導をさらに充実させるために、修士論文の指導報告書作成前に、税法領域に属する教員が論文の全文を読みアドバイスを行う機会を設けた。このことにより、学習成果を査定するための当該指導報告書の精度を上げ客観的な評価を担保する手法をさらに充実しうるものとした。

令和 4(2022)年度第 4 回大学院委員会（令和 4 年 7 月 14 日）において、同年 2 月に定めた学習成果を定期的に評価するための、「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」の策定を行った。令和 5(2023)年度第 11 回大学院委員会（令和 6 年 2 月 8 日）では、指導報告書の精度を上げ客観的な評価を担保するための手法や研

究倫理教育の導入などの補充を行い、学習成果の査定の手法を定期的に点検している。

本研究科における教育の向上・充実のための PDCA サイクルは、以下のプロセスを経て機能している。

Plan

・大学院委員会、教務専門委員会、入試・学生専門委員会、FD 専門委員会は以下の事項について審議し、学長が決定する。

- ①建学の精神、教育目標・目的、三つの方針、学習成果等
- ②カリキュラム、コース別の履修モデル等
- ③シラバス等
- ④その他

Do

- ・履修ガイダンスや指導教員による講義科目の履修指導
- ・授業の実施
- ・指導教員と副指導教員による学位論文の指導

Check

・履修科目における学習成果の測定

- ①履修状況
- ②取得単位数
- ③「優」・「良」・「可」・「不可」の成績評価指標
- ④授業改善アンケート、大学院修了後アンケート
- ⑤その他

・学位論文における学習成果の測定

- ①合同ゼミ研修前の「演習Ⅰ」ないし「演習Ⅱ」における事前の査定
- ②合同ゼミ研修における査定
- ③複数の審査委員による論文審査
- ④修士論文発表会（博士論文は公開の審査会）における査定
- ⑤その他

Act

・大学院委員会、教務専門委員会、入試・学生専門委員会、FD 専門委員会で測定結果を分析・審議し、学長が決定する。議題や改善策は各専門委員会で発議し、大学院委員会で審議する。学長の決定を経て実施される。

学部・研究科とも教育運営に係る法令については、学校教育法や大学設置基準、大学院設置基準を始めとして関係法令の改正や国・地方自治体の通達等があった場合、事務局から教職員にメール等で速やかに連絡がなされるようになっている。これを受けて教授会、大学院委員会、関係組織において必要な措置が検討され、学長の決定を経て実施に移されている。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

- ・アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の査定と評価について

前年度（令和 4(2022)年度）の内部質保証の課題であったアセスメント・ポリシーに基づく学習成果の査定と評価は、令和 5(2023)年度に成し遂げることができた。今後は、同ポリシーに従って学習成果の査定と評価を着実に続けるとともに、学習成果の改善につなげていきたい。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

- ・自己点検・評価活動について

前記のとおり平成 22(2010)年度と平成 29(2017)年度に財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準を満たしていることが認定されていることから、本学の自己点検・評価活動は適切であり妥当であると判断することができる。その指摘事項や勧告については学長を中心に改善策を適切に検討し対処している。

- ・授業改善アンケートと公開授業について

内部質保証のための PDCA サイクルに関して、授業改善アンケートと公開授業について説明しておきたい。学生の学習意欲と授業への満足度を高めるためには、各教員の教授能力と教育の質の向上が必須条件であるが、本学ではそのために必要な様々な情報の収集方法として、授業改善アンケートを全学体制で前期・後期の年 2 回実施している。このアンケート結果は、教務課が集計し FD 委員会が分析を行った後に各教員にフィードバックされており、そして教員それぞれが授業内容を点検し、改善するための指針の一つとなっている。平成 21(2009)年度より、各教員はアンケート結果を踏まえて「授業改善報告書」を作成し、FD 委員会に提出することになった。「授業改善報告書」は学内の共有ファイルサーバーに保存されるため、個々の教員の授業改善策が全教員に共有されるようになった。さらに平成 27(2015)年度からは、アンケートの回答方式について、用紙への手書きによる記入方式から専用の Web 画面への入力方式に変更した。これにより、アンケートの回答や事務作業の面で利便性が高まった。

次に公開授業についてであるが、本学では教員の教育能力の開発・向上のために、公開授業による教授法研修を全学的に実施している。教員それぞれが、他の教員の講義を参観することにより、講義内容、講義方法・スタイル、講義資料の作り方、学生の授業態度等々を見学して、自身の講義の在り方・進め方等の改善の参考にしている。公開授業に直接参観できない教員に対しては、録画を視聴するように促している。なお参観後は、各教員に対して「参観報告書」を作成し、提出することを義務づけており、教務課がそれを整理し、FD 委員会が分析を行った後に、各教員にフィードバックされている。

＜基準Ⅰ ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

建学の精神を踏まえた本学の社会的使命に関して学内外への周知を行ってきたが、さらなる工夫と努力を継続していきたい。

入学者数の減少と関連していると推測される本学の知名度を高めるためのあらゆる方策を引き続き実行する。

内部質保証の手法として、ポートフォリオ、ルーブリックやシラバスについて内容の充実、書式の電子化などに努めてきたが、今後もさらなる検討を行っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学部は、アセスメント・ポリシーに基づいて学習成果を査定・評価し、その結果を検討することにより内部質保証につなげていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 1,2023 年度学生便覧（学部）
- 2,2023 年度学生便覧（大学院）
- 3,九州情報大学 GUIDEBOOK2023
- 6,SYLLABUS【授業の概要と授業計画 2023】
- 11,九州情報大学 Web サイト「認証評価・教育研究活動等の情報公開>教育における三つの方針について 九州情報大学の三つの方針、経営情報学部（経営情報学科、情報ネットワーク学科）、九州情報大学大学院の三つの方針」
(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>)
- 14,令和 5 年度入試要項
- 15,令和 5 年度総合型選抜要項
- 16,令和 5 年度スポーツ奨学生選抜要項
- 17,令和 5 年度総合型、スポーツ奨学生入試ガイド
- 18,2023（令和 5）年度外国人留学生選抜要項（一期、二期、三期）
- 19,2023（令和 5）年度外国人留学生選抜要項（総合型選抜）
- 20,令和 5 年度社会人選抜要項
- 21,令和 5 年度社会人総合型選抜要項
- 22,令和 5 年度編入学選抜要項（3 年次編入）
- 23,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士前期課程令和 5 年度入試要項
- 24,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士後期課程令和 5 年度入試要項
- 25,令和 6 年度入試要項
- 26,令和 6 年度総合型選抜要項
- 27,令和 6 年度スポーツ奨学生選抜要項
- 28,令和 6 年度総合型、スポーツ奨学生入試ガイド
- 29,2024（令和 6）年度外国人留学生選抜要項（一期、二期、三期）
- 30,2024（令和 6）年度外国人留学生選抜要項（総合型選抜）
- 31,令和 6 年度社会人選抜要項
- 32,令和 6 年度編入学選抜要項（3 年次編入）
- 33,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士前期課程令和 6 年度入試要項
- 34,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士後期課程令和 6 年度入試要項
- 49,規程集(2-13 九州情報大学大学院授業科目履修規程)(2-22 九州情報大学大学院早

期修了に関する内規)(3-49 九州情報大学授業科目履修規程)

備付資料

- 34,学習成果の獲得状況を表す量的・質的データ
- 35,幅広く深い教養を培う教養教育に関する学習成果について
- 36,九州情報大学大学院学位規程
- 37,九州情報大学大学院学位規程細則
- 38,大学院（修士課程）における租税法講義・演習の開始に当たって
- 39,令和 4(2022) 年度 第 13 回教授会議事録
- 40 令和 5(2023) 年度 第 9 回教授会議事録
- 41,令和 4(2022) 年度第 1 回・第 2 回初年次教育科目担当者会議録
- 42,授業改善報告書（授業改善アンケート概況含む）
- 43,令和 5 年度アドミッション・ポリシー聞き取り調査
- 44,2023 年度第一学年累計 GPA 値
- 45,令和 5 年度大学院授業改善アンケート
- 46,令和 5 年度大学院演習・特別演習改善アンケート
- 47,令和 5 年度大学院修了後アンケート
- 48,就職先からの卒業生に対する評価結果
- 49,卒業生状況確認アンケート
- 50,九州北部税理士会への訪問について（出張報告書）

〔区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜現状＞

＜学部＞

本学の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー、以下 DP）が大学設置基準および中教審文書が提唱する「学士力の 4 要素」（1.知識・理解 2.汎用的技能 3. 態度・志向性 4.統合的な学習経験と創造的思考力）に忠実に則って策定されたものであることは、基準Ⅰ-B-3 で説明したとおりである。基準Ⅰ-B-2 で述べた学習成果（Student Learning Outcomes）についても同様の主旨に基づいて設定されており、その限りでは DP と学習成果は相互に結び付いて対応していると言える。したがって本学の DP は学習成果に対応している。以下に学習成果の文言を部分的に取り上げて DP との関連を説明する。

たとえば学部の学習成果 4 項目のうち、「1.知識・理解」は次のとおりである。

・基礎総合科目の学習をとおして、多様な社会、文化のあり方について知識・理解を修得している。

- ・専門教育科目やゼミ・演習科目の学習をととして、経営情報学と関連する諸分野にかかわる基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて専門的知識・理解を修得している。さらに以下の事項が求められる。
- ・大学が定めるレベルの数理・データサイエンス・AI に関する専門的な知識・理解を修得している。
- ・IT パスポート合格と同等の専門的な知識・理解を修得している。

上記のうち、最初の「基礎総合科目の学習をととして、…」は、DP の「V 社会の様々な事象に対応できる複眼的な知識・理解や汎用的技能を獲得し、それらを総合的に活用して、自らが立てた新たな課題に適用させることにより、その課題を解決することができる主体的かつ創造的な思考力や実践力を修得していると認められること。」が対応している。

2 番目～4 番目の事項は、DP の「IV 経営情報学と関連する諸分野について基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて専門的知識・理解と汎用的技能を修得していると認められること。特に ICT（情報通信技術）、数理・データサイエンス・AI に関する専門的理解と汎用的技能を修得していると認められること。」が対応している。このように本学の DP は学習成果に対応している。

本学の DP は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準等に準拠しており、基本的に社会的通用性がある。また、本学は経営情報分野の現状と進展に常に関心を払い、それに即応した基礎から発展まで段階的な知識・技術が修得できる教育を目指している。たとえば令和元(2019)年度に導入された新しい教育課程において、まさに時宜を得た AI・データサイエンス関連の計 14 科目を設置したことはその証左である。さらに言えば、文部科学省より本学の教育課程は、令和 3(2021)年に「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」のリテラシーレベルに、令和 4(2022)年には応用基礎レベルに認定されている。このことから本学の DP が、社会的通用性を具備していると言える。

本学は、韓国の 4 年制大学 5 校、モンゴルの 4 年制大学 1 校と姉妹校友好協定を締結しており、同協定に基づいて留学生を受け入れている。協定の締結に際しては、単位の互換に支障がないように本学の DP を踏まえてそれぞれの教育課程を照合し、調整を図っている。したがって本学の教育は国際的通用性が証明されている。

DP については学長のリーダーシップの下で定期的に点検を行っており、必要に応じて改訂を行っている。この点については基準 I-B-2 でも触れたとおりであり、DP を始めとして三つの方針と学習成果の改訂が、大学運営調整会議の審議・了承を経て、令和 4(2022)年度 第 13 回教授会（令和 5 年 3 月 9 日）において、学長から報告されている。このように本学では、DP を含む三つの方針を組織的に点検し、改善に努めている（備付-39）。

＜研究科＞

博士前期課程ならびに博士後期課程の修了認定・学位授与の方針の主な内容は、経営情報学研究科の教育理念に沿った専門知識の修得に加え、研究能力として、専門分野における分析能力、論理的な思考能力、論文の執筆能力の修得を求めている。こうした知識や能力の獲得の成果は、履修科目の成績評価と学位論文の評価に反映されることはいふまでもない。

こうして、博士前期課程にあつては、2年間の修得単位数が32単位以上あれば専門的学習成果が達成されたと判断され、修士論文の合格判定を得て修了要件は満たされることになる。修士論文は単位化されておらず、点数による成績評価もない。判定は合か、否である。というのは、本研究科では、修士論文を単に研究成果をまとめて論文化したものとは見做していないからである。全ての院生には、修士論文の提出までに、1年次・2年次の「合同ゼミ研修」と「修士論文発表会」という3つの発表会での発表と質疑応答が義務付けられている。これは、教員のチェックを受けながら、口頭発表と質疑応答を経験することで、文章表現力に加えて口頭での表現力を涵養し、課程修了後の高度専門職業人や研究者に必要となる汎用的能力を修得させるためである。したがって、修得された必要単位数という修了要件に加えて、提出された修士論文の合格判定をもって修了を認定し学位を授与することは、明確に学習成果に対応したものであるということになる（備付36、37）

修了認定は、必要な修得単位数の取得による専門的学習成果の達成と学位論文の合格判定による汎用的学習成果の達成とを確認して行われる。また、学位授与の方針は、博士前期課程・博士後期課程ともに、学則に定める教育目的に適ったものである。いずれも学校教育法や大学設置基準に準拠したものであり、社会的・国際的に通用性があることは改めて言うまでもない。

修了判定・学位授与の方針は、毎年3月に修了判定のために開催する大学院委員会で確認することになっており、定期的に点検している。改定の必要が生じた場合は、教務専門委員会で発議・検討して改定案を策定し、大学院委員会での審議を経て学長が決定することになる。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。
- ①大学設置基準等にとり体系的に編成している。
- ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏えて授業科目の開発及び編成を行っている。
- ④単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- ⑤成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準等にとり判定している。
- ⑥シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑦通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

(4) 専門職学科における授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。

<現状>

<学部>

建学の精神や教育目的を踏まえて DP が定められているが、それに対応して大学（学部）及び両学科の「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー、以下 CP）が作成されている。例えば DP が「学士力の 4 要素」に沿って策定されていることは前述のとおりであるが、それに応じて CP も同要素に忠実に従っている。

教育課程の編成にあたっては、大学設置基準の「第六章 教育課程」（第 19 条～第 26 条）、「第七章 卒業の要件等」（第 27 条～第 33 条）に準拠して策定された学則「第八章 教育課程及び履修方法等」（第 23 条～第 31 条）、「第 10 章 卒業及び学位」（第 38 条・第 39 条）の定めるところに従っている。また、教育課程の改正の際も、大学設置基準、学則、その他関連法令・通達等を逸脱していないか確認している。

科目の配置については、学生が基礎、発展、応用にわたって段階的かつ体系的に履修し、学習できるようにすることを心掛けている。この点については、特に専門教育科目の編成に関して明白であると言える。学則別表において、専門教育科目の分類は大分類、中分類、小分類から成るが、中分類の項目名称は「専門基礎」、「専門発展」、「専門応用」となっていることから分かる通り、基礎科目から専門性が高い科目へと年次を追って段階的に履修させるという所期の方針が明確になる科目編成を行っている。

本学の開講科目は基準 I・B・2 で説明した学習成果（Student Learning Outcomes）に対応した編成をしている。たとえば学部の学習成果のうちで、「基礎総合科目の学習をとおして、多様な社会、文化のあり方について知識・理解を修得している。」は、学則別表の大分類「基礎総合科目」を中心として、人間性や感性を陶冶する科目が対応している。学習成果の「専門教育科目やゼミ・演習科目の学習をとおして、経営情報学と関連する諸分野にかかわる基礎・応用・発展のそれぞれの段階に応じて専門的知識・理解を修得している。」については、学則別表の大分類「専門教育科目」のそれぞれの科目が対応している。

本学は専門職学科を設置していない。

履修単位数の上限については、九州情報大学学則第 30 条の 2 及び九州情報大学授業科目履修規程（以下「履修規程」という）第 5 条第 2 項の「本学学生が、1 年間に履修できる単位数は、原則として 49 単位（教育免許状の取得に関する卒業要件外の科目を含まない）を上限とする。」に基づいて、年間に履修できる単位数の上限設定を行っており、これにより単位の実質化を図っている。また、シラバスに卒業までの「年次別修得単位数の目安」（1 年次：40 単位以上、2 年次：40 単位以上、3 年次：36 単位以上、4 年次：8 単位以上）を明示して、単位不足による留年を防いでいる。

学習成果の獲得状況を判定するための最も主たる手法は定期試験である。本学は、大学設置基準「第 27 条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の単位数を与えるものとする。」に基づき、履修規程第 10 条・第 11 条において、定期試験（原則として筆記試験）を各学期末に行うと定めている。もちろん学習成果の獲得状

況の判定の際には、定期試験だけでなく課題の提出状況や普段の授業における学習態度などの要素、たとえば毎回の授業の理解度の確認のための学習ポートフォリオや当該授業の学習目的に関する理解度の査定（学習到達度の測定）のための学習到達度ルーブリックの提出なども学生に対して促しており、より総合的な学習成果の獲得状況の判定を心がけている。

成績評価は、このような総合的な学習成果の獲得状況を考慮して行われる。成績評価の基準については、大学設置基準「第 25 条の 2 第 2 項 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。」を踏まえて、学則第 27 条で「授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 段階をもって表示し、可以上を合格とする。」としている。このほかに成績評価の基準として GPA (Grade Point Average) があり、履修規程第 22 条の 2 では、成績評価（100 点満点）に応じて 5 段階（4～0）の GPA を算出すると規定している。

次にシラバスについてであるが、本学では、履修や学習の指針となるようにシラバス（授業の概要と授業計画）を作成し、公表している。シラバスには、各科目に関する授業の到達目標、授業内容、準備学習の内容と時間、授業時間数、成績評価の基準・方法、教科書・参考書など学生が履修する際に参考にすべき重要な項目が明示されている（提出-6）。

本学は、通信による教育を行う学部・研究科等は設置していない。

本学は教務委員会を主体として、下記のとおり教育課程の見直しについて PDCA サイクルを踏まえて定期的に進めており、必要に応じて改正を行っている。教育課程の見直しと改正の手順は、おおむね次のとおりである。

第一に教務委員会と教授会において、科目編成や教育課程全般に関する意見・要望を募る。第二に提起された意見・要望等を参考にしながら、教務委員会において現行の教育課程の実施状況や改善すべき点について検討する。学長及び大学運営調整会議に対して、教務委員会における検討結果を報告し指示を仰ぐ。第三に学長、関連諸会議・部署、そして教務委員会が、教育課程の改正が妥当であると判断した場合、教務委員会が主体となって改正案を作成する。その際は、学長及び関連諸会議・部署に改正作業の進捗状況を適宜報告して意見を聴取する。第四に最終的に改正案は、教務委員会によって教授会へ上程され、その審議を経て、学長が改正を決定する。

現行の教育課程は、それまでよりもスリムで魅力ある科目編成を期して、平成 30(2018)年度に改正を行い、令和元(2019)年度 4 月から施行されたものを土台としているが、その後同年度に計 18 科目、令和 2(2020)年度に計 13 科目の改正を行った。令和 3(2021)年度も改正を検討したが見送った。令和 4(2022)年度は計 27 科目の改正を行うことで合意され、令和 5(2023)年度から施行された。そして令和 5(2023)年度は計 35 科目の改正を行うことについて、第 9 回教授会（11 月 9 日）において了承され、学長によって決定された（備付-40）。この改正によって令和 6(2024)年度より新たに開設される科目として主なものは、

「インターンシップ実習」（1・2 年選択）（理由：キャリア教育の強化）

「キャリアデザイン入門Ⅰ・Ⅱ」（1 年必修）（理由：キャリア教育の強化）

「e スポーツ概論」(2 年選択)(理由: 学生の関心の高さ)などがあげられる。

教育課程の改正にあたっては、情報社会の進展 (AI・DX 時代の到来)、独自の先端的教育の必要性 (オンライン授業の導入)、学生の関心 (就職、資格・検定、プログラミング、e スポーツ、コンピュータゲーム等)、学生募集への影響等、様々な見地から教務委員会で検討を行ったうえで、改正案を教授会へ上程している。また、本学の専門性から見て関連が比較的弱いとされる科目や内容が他と重複していると考えられる科目を削除あるいは統廃合を適宜行っている。令和 6(2024)年度の改正カリキュラムに限って言えば、特にキャリア教育の強化という点を重視し、上記のとおりキャリア科目を新設した。その狙いとするところは、第一に初年次の段階から就職・進路について学生の意識を向けさせること、第二に学生全体の就職状況を改善すること、第三に優良企業からの採用増加につなげていくこと等である。

＜研究科＞

本研究科のディプロマ・ポリシーに基づいて、教育課程の編成・実施の方針は、博士前期課程では、高度情報化時代における企業経営の在り方を追究し、専門知識の相互浸透や融合化を達成し、高度な複合的専門職業人並びに研究者を養成することを目的としている。そして、博士後期課程では、経営学的研究と情報学的研究とのより高度な総合化を意図した先端的・学際的経営情報学ないし戦略的経営情報学という新しい専門分野を確立し、組織・企業における各分野の横断的・統合的な管理・運営能力を有するより高度な複合的専門職業人並びに研究者を養成することを目的としている。このように、博士前期課程及び同後期課程ともに、教育課程の編成・実施の方針は、ディプロマ・ポリシーに対応して策定されている。

教育課程の編成にあたっては、大学院設置基準の「第六章 教育課程」、「第七章 課程の修了要件等」の定めるところに従っている。

教育課程の編成方針においては、講義科目は 1・2 年次生のどちらも選択可能な科目として配置し、経営、会計、税法、情報の学際的な授業科目を配置している。さらに、博士前期課程においては、修士論文の質を高めるために、演習科目は通常の 2 倍の時間を割り当てるとともに、指導教員と副指導教員の 2 名が論文指導に当たっている。後期課程の院生は研究内容の多様化・高度化に対応して、後期課程では、指導教員と 2 名の副指導教員による論文指導を行い、論文の質向上に努めている。

学習成果は、便宜的に、専門知識の修得である専門的学習成果と修了後の実社会での活動に必要な汎用的学習成果とに区分される。

前者の専門的学習成果は、講義科目の授業の受講と演習科目の研究指導によって獲得される。前期課程の院生は、演習指導教員の指導の下に、経営学・会計学・情報学・税法学の各領域からバランスよく配置された講義科目から 8 科目 (16 単位) 以上を選択・受講し、演習科目 16 単位と併せて 32 単位以上を修得しなければならない。修士論文の質を高めるために、演習科目は通常の 2 倍の時間を割り当てるとともに、指導教員と副指導教員の 2 名が論文指導に当たっている。後期課程の院生は、講義科目 4 科目 (8 単位) 以上と演習科目 12 単位の合計 20 単位以上が必要である。研究内容の多様化・高度化に対応して、後期課程では、指導教員と 2 名の副指導教員による論文

指導を行い、論文の質向上に努めている。

後者の汎用的学習成果の査定は、学位論文の作成過程において繰り返し行われている。全院生は「合同ゼミ研修」及び「演習Ⅰ・Ⅱ」「特別演習Ⅰ・Ⅱ」の時間に行われる「合同ゼミ研修」の事前発表並びに複数の審査委員による論文審査、「修士論文発表会」（博士論文は公開の審査会）において、研究の進捗状況や論文の内容を口頭発表するが、全教員から発表内容について質されるとともに発表の仕方についても査定され、問題があれば注意がなされる。さらに、令和 5(2023)年度は税法分野において「合同ゼミ研修」と「修士論文発表会」との中間段階である 11 月から 12 月にかけて、修士論文提出前の研究発表会も行われている。こうして完成された学位論文は、大学院委員会で最終審査に付され、出席者全員による合否判定がなされる。合格判定は、学位論文の内容のみならず、当該論文執筆院生の口頭発表能力・文章表現力等は十分で、汎用的学習成果も獲得されているとの大学院委員会の最終判断を意味するものとなる。

九州情報大学大学院授業科目履修規程第 5 条において、履修単位数は、博士前期課程は講義科目 16 単位以上、演習科目 16 単位以上の合計 32 単位以上とし、博士後期課程は講義科目 8 単位以上、演習科目 12 単位以上の合計 20 単位以上を修得し、かつ、両課程とも必要な研究指導を受けた上、修士（博士）の学位論文を提出し、修士（博士）の審査に合格すること、と定めている。このため、単位の上限を定める規定は置いていないが、上記②の専門的学習成果と汎用的学習成果を修得するために、演習科目は通常の 2 倍の時間を割り当てるなど研究の質を高める努力の中で、単位数の上限は修了に必要な単位数（32 単位）に実質的に収斂されている（提出-49-2-13）。

講義科目を履修し、その試験に合格した場合には所定の単位が与えられる。また、演習科目については、大学院設置基準の「第七章 課程の修了要件等」の規定に則り、両課程とも必要な研究指導を受けた上、修士（博士）の学位論文を提出し、修士（博士）の審査に合格することが修了要件となっている。その評価は「優」・「良」・「可」の段階付けが行われ、「不可」は不合格である。

シラバスには授業の到達目標及びテーマ、授業の概要、全 15 回の授業計画、履修上の注意点として事前事後学習の内容等、テキスト、参考書、授業評価の方法・基準が明記しており、入学年次の履修指導において各自に配付するとともに、大学 Web サイト上で公開している（提出-6）。

社会情勢の変化に伴い、平成 30(2018)年度にカリキュラムの見直しを行い、従来の「税法学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」に「税法学特論Ⅴ（相続税法・手続法・争訟法）」を加え、科目名を「税法学特論Ⅰ（租税法総論）」、「税法学特論Ⅱ（所得税法）」、「税法学特論Ⅲ（法人税法①）」、「税法学特論Ⅴ（法人税法②・消費税法）」に変更することによって、税法分野間の調整を行うとともにその内容を明記した。さらに、弁護士資格を持つ専任教員の下で、「民事・行政訴訟特論」、「会社法特論」も開講されている。

なお、グローバルな思考を備えて地域に根差した真摯な活動ができる人材の育成を目的に、最先端経営情報学の研究・教育拠点としての役割を果たすべく、令和 5(2023)年度より、研究領域として情報・データサイエンスコース、税法・会計コース、経営・マネジメントコースの 3 コース制に再編・見直しを行った。情報・データサイエンスコースは、工学的手法等を用いた情報分野の研究や、データ取得・分析・応用を自然科

学から人文社会に至る諸分野の新たな知見を見出す研究を行う。税法・会計コースは、複雑化する現代社会の課題に対応するため、税法部門では租税制度の理論的な仕組みと関連する判例、そして実務上の諸問題について研究し、会計部門では会計情報が社会において果たす役割の視点から制度的な分析・検討を行う。そして、経営・マネジメントコースは、高度情報化社会にある企業等の組織体が、グローバル化した経済環境の下で、どうすればその業績や経営の効率性を向上させることができるか、について詳しく研究するものである。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<現状>

本学の教育課程は、大学設置基準第19条第2項「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」および学校教育法第83条第1項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という規定に則り、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことができるように編成している。以下において、まず本学における教養教育の内容と実施体制について説明する。

本学の教養教育の主軸をなすものが、学則別表の上では大分類「基礎総合科目」にあたる。基礎総合科目の多くに専任教員を配するなどして責任ある実施体制を整備してきた。特に「建学の精神と人生」（1年前期必修）では、建学の精神「至心」に基づく温かく豊かな人間性を備えた全人格的な人間を養成するという本学の教育目的を踏まえて、学長自ら、建学の精神の由来やその意味などを説き明かしている。教養教育の一部として位置づけられる初年次教育については、大学生・成人としてのあるべき姿勢やグループ活動の重要性等について学ぶ「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」（1年前期・後期必修）、コンピュータ操作の基礎を学ぶ「情報リテラシー演習Ⅰ」（1年前期必修）などの科目がある。現在はそれぞれの科目ごとに、担当教員が授業の進め方などを検討しあいながら支障なく授業が行われており、必要に応じて教務委員会が調整を行っている。

次に教養教育の実施体制について説明する。教養教育の運営については教務委員会が責任を持っており、担当教員や各種会議と連携を取りながら企画し実施している。教務委員会で検討された事項は、教授会で審議され学長が決定することによって、各教員の理解と承認を得ている。

特に初年次学生に係る導入教育については、「初年次教育科目担当者会議」を教務部長が招集し、授業の内容と進行状況について科目担当者間の連絡調整を行うとともに、

授業計画と次年度へ向けての改善点、カリキュラム等について協議している。令和5(2023)年度の同会議は第1回が令和5年6月29日に、第2回が令和6年3月14日に行われた(備付-41)。

教養教育体制の拡充を期して、令和元(2019)年度から「学術・教育研究所」の下部組織として「学習支援センター」が開設され(開設時の名称は、「基礎学習支援センター」)、リメディアル教育や教養教育に組織的に取り組んでいる。また、学生同士の学びあい(コモンラーニング)を推進していくために、同センターの支援の下で「KIIS ラーニングルーム」(学習相談室)も設けられ、担当教職員指導の下で上級生が定期的に学習相談等にあたっている。令和5(2023)年度は学部の3年生2名が相談員となり、主に1年生に対して計20回(相談者延べ17名)の学習相談が行われた。

教養科目(本学では基礎総合科目)と専門教育科目の関連については、DPとCPに基づいてカリキュラムマップ及びコース別履修モデルを提示して、学期ごとのガイダンスにおいて学生に周知している。科目の編成を見ると、教養科目は1年次に多く配置しているため、早いうちから幅広い教養、社会常識、経営情報に係る基礎的技能等を習得させたいと、専門教育科目の学習に進めるように体系的かつ段階的な関連を明確にしている。

教養教育の効果を測定・評価するために、関連科目で利用される教育手法は、定期試験を始めとしてポートフォリオ、ループリック、授業改善アンケート、学習意識調査等である(備付-41)。もちろんこれらの手法は、基本的にはすべての科目で取り上げられているものであるが、学生の学習到達度(単位修得率、GPA等)、授業に対する意見や要望など量的・質的データを集めて分析・評価する上で重要であり、そうしたデータは改善策を導出する際の根拠となっている。これらの量的・質的データは、アセスメント・ポリシー作業部会(前出)において測定・評価され、改善策が提起される。そして同部会の協議結果は学長に適宜報告され、必要な指示が出されることになっている。さらに「初年次教育科目担当者会議」を定期的に開いて教養教育の効果について評価するとともに、改善策の実施に向けて具体的に取り組んでいる。(備付-41)。

以下に教養教育の向上や改善に向けた具体的な取り組みについて記す。

入学後に、高等学校までの基礎的教養・技能を測定するために「プレテスト」(日本人学生は国語・英語・数学、留学生は日本語・英語・数学)を行っている。成績結果はクラス編成のため資料として活用し、学生の学力に応じた教育を行うよう配慮している。基礎的語彙力や日本語能力が不足していると認められる学生は、「大学基礎総合」(リメディアル科目)を履修するように指導し、基礎的教養・技能の改善・向上に努めている。

昨年度の本報告書における「基準Ⅱ-A 教育課程の課題」の中で、本学の教養教育の課題として、「大学で学ぶにあたって必要とされる基本的な技能「読み・書き・話す」に係る体系的かつ組織的な教育の必要性についての検討がやや不十分」と述べられていた。こうした基礎教育のための科目として、「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」

(1年前後期、必修)が設けられていたが、「読み・書き・話す」に係る指導は散発的なものとどまっていた。こうしたことを踏まえて、前述のとおり令和5(2023)年度に決定された教育課程の改正では、1年次前期必修科目として「スタディスキル」を新設し、

専門書・学術書の読み方、ノートを取り方、レポートの書き方、発表の方法など大学での学習に必要な基本的な技能を次年度から講義・指導することになった。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (8) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜現状＞

＜学部＞

基準Ⅰ-B-3 で述べたとおり、本学においては、学部・学科のいずれのレベルにおいても、それぞれの学習成果に基づいた三つの方針を定めており、アドミッション・ポリシーも学習成果に対応したものとなっている。具体的には、それぞれのレベルにおいて、学習成果を具体的に示したディプロマ・ポリシーを定め、そのもとにディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを、そしてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく学生像を示したアドミッション・ポリシーを定めて、学習成果を獲得するために必要な能力、意欲、経験などを備えた者を受け入れている。

本学のアドミッション・ポリシーについては、入試要項、大学案内、及び本学 Web サイト等にて示している（提出-14～22）。また、オープンキャンパスや進学説明会等においても、選抜に関する助言等を含め、詳細に説明している。

本学のアドミッション・ポリシーの中には、「Ⅲ 基礎的な学力を身に着けていること」という項目を設けて明示しており、高校までの基礎的な学力の習得を入学者に課していることを明確にしている。

高校までの学習成果については、入学者選抜試験において、調査書や面接試験（口頭プレゼンテーション含む）、学力試験等をもとに把握・評価することを、入試要項や本学 Web サイトで明確に示している。

本学では、アドミッション・ポリシーに示しているとおり、受験生の個性に応じた入学者選抜試験のもと、多様な能力を有する人材を受け入れるために、8つの選抜区分を設けて入学者の選抜を行っている。具体的には、学校推薦型選抜（特別推薦・一般推

薦)、総合型選抜、スポーツ奨学生選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、外国人留学生選抜、社会人選抜、編入学選抜の区分を設け、調査書や自己 PR 作文等の書類評価、面接試験(口頭プレゼンテーション含む)、学力試験等を、選抜区分の特性に合わせて実施し、受験生の能力を多面的・総合的に評価して合格者を決定している。

選抜区分及び選抜概要

選抜区分	選抜概要
一般選抜(一期、二期、三期)(試験会場:一期は太宰府キャンパス・6 地方試験会場、二期、三期は太宰府キャンパス)	調査書、自己 PR 作文および本学が課する学力試験によって総合的に選抜する。試験科目は、コミュニケーション英語 I・II、国語(古漢除く)、数学 I・A(場合の数と確率のみ)、情報関係基礎、簿記・会計の中から 2 科目で総得点により選抜する。
学校推薦型選抜(一般推薦、特別推薦) (A 日程、B 日程、C 日程) (試験会場:太宰府キャンパス・6 地方試験会場)	学校推薦選抜は 2 種類(一般推薦と特別推薦)ある。一般推薦は出身高等学校長が学業成績、人物とも優秀と認めて推薦する者で、特別推薦はそれに加え、現役かつ専願であること。一般推薦は、調査書、推薦書、面接(口頭プレゼンテーション含む)、自己 PR 作文および小論文の総合評価によって選抜する。また、特別推薦は調査書、推薦書、面接(口頭プレゼンテーション含む)および自己 PR 作文の総合評価により選抜する。
総合型選抜	日本の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は見込みの者のエントリーについては、担任または進路指導の先生に承認を得た者。また、総合型選抜が求める学生像である①「経営・会計・情報」に強い関心を持つ者、②起業家を目指す者や家業を継ぐ予定の者、③部活動(運動・文化)、課外活動(ボランティア等)、資格・検定の取得に熱心に取り組んだ者のいずれかに該当し、志願する目標・目的が明確な者。エントリーシートにより適正を判断し、調査書、面接(口頭プレゼンテーション含む)および自己 PR 作文の総合評価により選抜する。
スポーツ奨学生選抜 (相撲・陸上)	所属する部活動の監督等が推薦し、本学陸上部監督または相撲部監督が認めた者で、スポーツ奨学生選抜が求める学生像である全国大会出場経験者、もしくはそれに準ずる者。エントリーシートにより適正を判断し、調査書、面接(口頭プレゼンテーション含む)の総合評価により選抜する。
大学入学共通テスト利用選抜(前期、中期、後期)	調査書、自己 PR 作文および大学入学共通テストの得点によって総合的に選抜する。教科は、外国語、国語、数学、地理歴史・公民、理科から 2 教科 2 科目。3 教科以上受験した場合は、原則として高得点の 2 教科 2 科目の総得点を利用する。なお、外国語、国語は 100 点満点に換算。

選抜区分	選抜概要
外国人留学生選抜（一期、二期、三期、総合型）試験会場：太宰府キャンパス	日本留学試験（文系理系を問わず日本語と他 1 科目）受験者を対象に面接、日本留学試験の成績および日本語能力等に関する証明書の総合評価により選抜する。総合型選抜は、主に日本留学試験未受験者を対象に本学が指定する試験、面接および日本語能力等に関する証明書の総合評価により選抜する。
社会人選抜（総合型、一般）	入学年の 4 月 1 日現在、満 22 歳以上の者を対象に、面接（口頭プレゼンテーション含む）、小論文の総合評価により選抜する。
編入学選抜	大学を卒業した者又は見込みの者、大学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した者又は見込みの者、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程を卒業・修了した者又は見込みの者を対象に、面接（口頭プレゼンテーション含む）、自己 PR 作文および小論文の総合評価により選抜する。

本学では、高大接続の観点から、前項に示す多様な選抜を行っている。入学試験委員会において、毎年、選抜区分毎の選考方法や選考基準等について協議・再確認して「採点表」を策定し、公正かつ適正に入学試験を実施している。また、入学試験の可否判定は、教授会での審議事項であるが、入学試験が多様化していること、入学試験ごとに教授会を開催することが難しいこと、受験生へ迅速に対応すること等の理由で、学校教育法施行規則第 143 条第 2 項の規定に基づき、教授会において、副学長を議長とした「入試判定会議（メンバーは学長の指名：副学長、学部長、両学科長、入学試験委員長、学生募集委員長、事務局長、入試広報課長で構成）」を設置して、行っている（なお、本件については、規程化することとなり、令和 5 年(2023)年度第 10 回教授会において、「九州情報大学入学試験可否判定会議規程」の制定が審議され、学長が決定している）。その入試判定会議において、選抜区分ごと選抜結果（成績）を評価・再確認し、可否の適切性について確認している。さらに、入学時に一定の学力試験を行い、「入学試験時の評価」と「入学後の学習成果の獲得状況」等とを照らし合わせることを可能とし、初年次教育に活かすとともに、入学試験委員会で入学試験の妥当性を評価するとともに、アドミッション・ポリシーの改善の必要性について検討・再確認している。

本学は、専門職学科を設置していない。

本学では、学則に、入学検定料、入学金、授業料、施設拡充費の金額を規定している。また、これに基づき、受験生に対しては、これらの情報をはじめ、その他必要な経費を、入試要項や本学 Web サイトにて明示している（提出-14）。

本学では、アドミッション・オフィスに相当する学生募集委員会を設置し、副学長、学部長、両学科長、教務部長、学生部長および募集活動を担う専任教員や専任職員（入試広報課長および課員）を配置し、募集および入学試験関連の全般的な業務を計画・遂行している。学生募集委員会の具体的な業務は、以下のとおりである。①広報活動を含む学生募集活動および入学試験全般の企画・運営を取り扱い、全選抜に関するデ

ータを管理して合否判定の資料を入試判定会議および教授会に提出する。②受験生を多面的・総合的に評価するために、学科・コースと協力して選抜の成績評価業務を取り扱う。③総合型選抜では、面談を実施した学科長が参加する入試判定会議で審議して受験生の評価を行い、合否を決定する。

本学では、選抜に関する問い合わせなどは、入試広報課が受け付け、受験全般に関する質問等に対して適切に対応している。また、入試広報課は副学長、学生募集委員長、入学試験委員長および事務局長等と常にコミュニケーションを図り、新型コロナウイルス感染症対応を始めとする予期せぬ事象にも迅速に対応できる体制を維持している。また検討課題は迅速に学生募集委員会、入学試験委員会へ提示し、受験生への対応は適切かつ効果的に行っている。

本学では、広報および学生募集活動の一環として、九州全県および隣接県の高等学校へ、毎年数回、訪問している。その際に、入学者受入の方針を明記した入試要項と選抜情報を掲載した大学案内を用いて説明を行うとともに、高校側からの意見を聴取している。さらに、各高校の進路状況等に関する情報についても収集しており、これらのデータをもとにしたアドミッション・ポリシーの点検に努めている（備付-43）。

＜研究科＞

平成 26(2014)年 3 月 18 日の九州情報大学大学院委員会（第 14 回）において、博士前期課程ならびに博士後期課程のアドミッションポリシー（AP）を審議後、学長が決定した。

経営情報学研究科の教育理念である「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を共有し、真摯に研究に取り組み、研究成果を論文にまとめ社会に還元する意欲をもった人材を受け入れている。博士前期課程と博士後期課程の AP はそれぞれ以下のとおりである。

（経営情報学研究科）

博士前期課程

1. 経営・会計・情報の分野の融合型教育研究に適応できる人
2. 経営情報学分野に対する明確な問題意識を有している人
3. 修士論文を作成する能力と意欲を有している人

博士後期課程

1. 独自性のある研究テーマを有している人
2. 新しい専門分野を確立する能力と意欲を有している人
3. 研究成果を社会に還元できる能力と意欲を有している人
4. 博士論文を作成する能力と意欲を有している人

本研究科では、税理士資格を取得する目的で税法・会計学部門を希望する者が多い。修了者からは、国税審議会に学位論文を提出し、税理士試験の科目免除が認められて、税理士登録を果たした旨の報告が毎年複数寄せられており、十分な成果をあげているといえる。

上記のアドミッション・ポリシーは、入試要項と大学 Web サイトに明示している。

アドミッション・ポリシーには、経営・会計・情報分野の素養があること、明確な問

題意識を有していること、学際的研究能力があることを明示している。そのうえで、博士前期課程において、経営マネジメント部門、税法・会計部門では、公認会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の高度な専門的知識を必要とする専門職となることが期待できる学生、社会人を募集し、選抜している。また、情報・データサイエンス部門では、先端的な研究力を備えた学生を募集していて、本学学部から成績優秀な学生の進学が継続している。

博士後期課程においては、博士前期課程を踏まえて、より高度な複合的職業人及び研究者となりうる素養と実績を有する人材を募集し選抜している。

入試の概要は次表のとおりである。

○ 大学院入試区分及び入試概要

課程別入試区分	入試概要
大学院博士前期課程 秋期（9月）と春期（2月）	・一般、外国人留学生 論述試験、外国語（英語）試験、口述試験による総合判定 ・社会人 論述試験、口述試験による総合判定
大学院博士後期課程 春期（2月）	・一般、外国人留学生・社会人 外国語（英語）試験*、論述試験**、口述試験***による総合判定 * 英検（実用英語技能検定）準1級以上に合格している場合（英検準1級以上と同程度の試験を含む）は免除する。情報・データサイエンス部門は、TOEIC または TOEFL のスコア（2年以内のものに限る）を試験結果とする。 ** 情報・データサイエンス部門のみ課す。 *** 本学大学院博士前期課程を修了した者は口述試験のみとする。

以上のような方針を基に、外国語（英語）と専門知識の論述試験に加えて、志願者が提出した志願理由書と研究計画書に基づいた口頭試問を実施し、相応しい人材を選抜している。

入学希望者（一般、留学生、社会人を含む）に対して、事前に指導を希望する教員と十分な相談を行い、本研究科の教育内容を理解した上で受験するように指導している。そのため、入学希望者は、自己が本研究科の受け入れ方針に適合しているかどうかを知り、あらかじめ入学後の授業に対応できるか、研究を遂行できるかを認識したうえで受験することができ、入学後のミスマッチを防ぐことができている。なお、過去において留学生の中に十分な日本語能力を身に付けていないケースがみられたため、外国人留学生に対しては日本語能力試験(N1)の取得を義務付けている。指導教員の判断と併せて十分な日本語能力がある者を入学させるようにしている。

授業料やその他入学に必要な経費とともに、入試要項と大学 Web サイトに明示している。

大学院では、大学院担当教員 4 人で構成する入試・学生専門委員会を設置し、入試広報課と協働して、院生の募集および入学者選抜試験関連業務を実施している。主な取り組みとしとしては、以下の通りである。①7月・8月のオープンキャンパスにおいて、大学院説明会を実施し、希望者には事前相談を行う。②事前相談希望者に対しては、①以外にも適宜説明会および面談を実施する。③本学学部学生（内部進学者）を対象にした大学院進学説明会を実施する。④秋期および春期の大学院入学者選抜試験を厳正に実施する。

受験の問い合わせなどに対しては、入試広報課において、また、必要に応じて入試・学生専門委員、その他大学院担当教員で誠実に対応している。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜現状＞

＜学部＞

学習成果を具体的に 48 の査定項目として具体的に示したものが、基準Ⅰ-C-2にある「九州情報大学における学修（学習）成果等の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」の表である。主な査定項目としては、退学率、休学率、GPA、単位取得状況、ポートフォリオ、ルーブリック、授業改善アンケート、学生実態調査、就職率、卒業生アンケート、就職先アンケートなどである。

これらの査定項目のうちで代表的な学習成果は単位取得状況であろう。学則第 38 条は、「所定の授業科目を履修し、合計 124 単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定めている。単位の修得に係る卒業要件として、学則別表は両学科とも基礎総合科目は必修 16 単位を含み 40 単位以上、専門教育科目は必修 26 単位を含み 84 単位以上、と定めている。そして履修規程第 5 条第 2 項は、「1 年間に履修できる単位数は、原則として 49 単位（…略…）を上限とする」と定めている。これらの規定が示すとおり、学習成果は 4 年間、あるいは 1 年毎に獲得できるように具体的に設定されている。

また、各科目それぞれの学習成果についても、シラバスにおいて「到達目標」として明示されており、それに至るための行程は「授業計画」（半期授業 15 回＋試験 1 回、通年授業 30 回＋試験 1 回）としてシラバスの中で具体的に表されている。

上であげた学習成果の査定項目については、基準Ⅰ-C-2 で述べたとおりの査定手法に従って測定し、データの可視化（数値化・グラフ化）を行うとともに、所見（問題点と対策）を付すことになっている。したがって本学の学習成果は測定可能となるように設定されている。

＜研究科＞

学習成果は、便宜的に、専門知識の修得である専門的学習成果と修了後の実社会での活動に必要な汎用的学習成果に区分される。

前者の専門的学習成果は、講義科目の授業の受講と演習科目の研究指導によって獲得される。前期課程の院生は、演習指導教員の指導の下に、経営学・会計学・情報学・税法の各領域からバランスよく配置された講義科目から 8 科目（16 単位）以上を選択・受講し、演習科目 16 単位と併せて 32 単位以上を修得しなければならない。

後者の汎用的学習成果は、文章表現力や口頭発表・質疑応答力（プレゼンテーション能力）といった情報発信能力の獲得によって達成されるので、演習科目は通常の 2 倍の時間を割り当て、指導教員と副指導教員が受講生の情報発信能力の向上に留意して論文指導に当たるとともに、合同ゼミ研修や修士論文発表会を設けて、汎用的学習成果の涵養に努めている。

後期課程の院生は、講義科目 4 科目（8 単位）以上と演習科目 12 単位の合計 20 単位以上が必要である。研究内容の多様化・高度化に対応して、後期課程では、指導教員と 2 名の副指導教員による論文指導を行い、論文の質向上に努めている。

「九州情報大学大学院授業科目履修規程」第 5 条において、履修単位数は、博士前期課程は講義科目 16 単位以上、演習科目 16 単位以上の合計 32 単位以上とし、博士後期課程は講義科目 8 単位以上、演習科目 12 単位以上の合計 20 単位以上を修得し、かつ、両課程とも必要な研究指導を受けた上、修士（博士）の学位論文を提出し、修士（博士）の審査に合格すること、と定めている。これらの規定が示すように、学習成果は、博士前期課程においては 2 年間、同後期課程においては 3 年間で獲得が可能となるように設定されている。

なお、大学院学則第 15 条にいう「優れた業績をあげた者」については、これを博士前期課程においては「学会発表と学術誌への投稿論文があること」、博士後期課程においては「学会発表と学術誌への投稿論文が 3 編以上あること」を要件に、早期修了判定委員会で認められた場合には、学習成果が獲得されたものと判断され、早期修了が認められる（提出-49-2-22）。

学習成果の測定のうち専門的学習成果の測定は、①修得した科目数（単位数）と②その成績評価をもって行うことができる。講義科目・演習科目ともに成績評価は優れた順に「優」・「良」・「可」・「不可」で表示され、「可」以上が合格判定、すなわち専門的学習成果を獲得したものと評価される。

汎用的学習成果は、修了後に高度な専門的職業人や研究者として社会に貢献する際に必要となる文章表現力や口頭発表・質疑応答の力量といった情報発信能力の獲得を意味する。本研究科では、こうした能力を修業年限内に獲得させるために、学位論文の作成過程に工夫を凝らしている。毎年 9 月に「大学院合同ゼミ研修」を開催して全院生が研究成果と学位論文の進捗状況を発表し、大学院担当教員全員が各院生の研究進捗状況を把握するとともに、それぞれのプレゼンテーションや受け答えを確認し、指導教員や副指導教員を通じて当該院生にフィードバックしている。汎用的学習成果の査定（測定）が行われているのである。論文が出来上がると、3 名の教員による審査委員会が複数回開かれ、論文の内容・形式に加えて発表能力や質疑応答の力量が毎回チェックされ、改善すべき内容が指示される。院生は改善・完成した論文を、大学院担当全教員と全院生参加の「修士論文発表会」（博士論文の場合は公開の「学位論文審査会」）で発表し、質問に答える。このように、院生は何度も発表や質疑応答の機会を持ち、そ

の都度教員にチェック（汎用的能力の査定－測定－）されることで、自身の研究成果を発信する能力を身に着け得るのである。さらに、令和 5(2023)年度は税法分野において「合同ゼミ研修」と「修士論文発表会」との中間段階である 11 月から 12 月にかけて、修士論文提出前の研究発表会も行われている。こうして完成された学位論文は、大学院委員会で逐一審査委員会主査による審査報告を受け、全員の投票で可否が判定される。したがって、学位論文の合格判定は論文の質のみならず、当該院生の情報発信能力を大学院委員会で組織的に認定したことを意味するものとなっているのである。こうして大学院委員会で学位論文が合格と判定されると、修得した講義科目と演習科目の成績・単位数が確認され、修了要件が満たされていることの確認を受けて課程修了の判定が下される。それは、同時に、「建学の精神を踏まえ、経営情報学を究めて、高度な専門職業人や研究者として社会に貢献できる能力の修得」という学習成果の獲得を認定するものでもある。学習成果の測定は、「授業改善アンケート」を利用することで、院生自身による自己点検も可能である（備付-42）。

【区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜現状＞

＜学部＞

学習成果の獲得状況の測定にあたっては、基準Ⅰ-C-2 及び基準Ⅱ-A-5 でも説明したとおり、令和 4(2022)年度にアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果を測定するための 48 項目を設定した。その中には、量的データとして GPA、単位取得状況、就職率、質的データとして学生による自己評価としての学習ポートフォリオや学習到達度ループリック、授業評価アンケート、学生生活実態調査、卒業生アンケートなどの項目が含まれている。それぞれのデータを可視化（数値化、グラフ化）すること、所見（問題点と対策）を付すこと、などの手法についても既述のとおりである。査定された学習成果の分析結果は、自己点検・評価委員会の下部組織として事実上位置づけられるアセスメント・ポリシー作業部会において集約・検討された上で学長に上申され、適宜指示を受けることになっている。令和 5(2023)年度における学習成果の測定結果と分析については、基準Ⅰ-C-2 で述べたとおり、令和 6 年 3 月 26 日に開催されたアセスメント・ポリシー作業部会において報告された。このように本学は、学習成果を量的・質的データに基づき測定する仕組みが設定されている。

現在は、一年次学生の GPA 分布状況を Web サイト上に公表している（備付-44）。

＜研究科＞

少人数教育の特徴を生かし、研究指導教員が責任をもって学生とのきめ細やかなコ

コミュニケーションを図り、学習状況・資格取得・就職状況などを把握している。講義科目についても各学生がどのような成績を取得したのかについて、指導教員にも知らせることで専門的学習成果の一端である講義科目の単位獲得状況を把握している。

研究科においても授業改善アンケートならび大学院修了時アンケートを実施している。これらのアンケートは、学生の講義科目や演習科目に対する理解度や、論文作成時の指導ポイントなどを知るうえで、重要な手掛かりとなり、院生自身による自己点検・評価が可能であるとともに、学習の達成状況を点検・評価するうえで、大いに役立っている。また、大学院修了時アンケートには大学院合同ゼミ研修や修士論文発表会についても記載する欄を設けており、これらによって汎用的学習成果の主観的獲得状況を把握することが可能となっている（備付-45）（備付-46）（備付-47）。

学習成果に関するデータを収集するために、Google Forms による Web アンケートを前期・後期に 1 回ずつ定期的に実施している。アンケートは、「受講者自身に関する質問」「授業内容・方法等」「総合評価」に区分される。アンケートに記された質問事項への回答を分析することにより、学習成果のデータに基づいた評価が可能となっている。なお、アンケート結果の Web サイトを通じた公表は行っていない。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<現状>

<学部>

卒業生の進路先からのヒヤリングは、就職課が企業の採用窓口を通して行っている。毎年採用してもらっている企業への訪問時には卒業生の近況と現状の評価、課題点等を必ず確認するとともに様々な意見交換を行うようにしている。その主な内容は教授会へ報告するとともに、次年度以降の就職活動に活用している（備付-48）。

また、本学卒業生を受け入れている福岡県中小企業家同友会の加盟企業には、本学学生の受け入れに関して企業側の意見を取りまとめてもらい、併せて定期的に意見交換を行っている。

さらに、卒業生に対しては、前年度の卒業生全員にほぼ 1 年経過後に「卒業生状況確認アンケート」を登録アドレスに一斉に送信し、近況の確認と課題等の把握を行っている。このアンケートについては、平成 30(2018)年 3 月卒業の学生から行っているが、いままでアンケートの回収率は 20%程度と低迷している（備付-49）。

卒業生や企業から聴取したアンケート結果は、就職課によって量的・質的データとして集計されている。そして就職対策委員会では、このデータに基づいて、本学の教育課程や教育内容が企業の求める人材像や学生のニーズに合っているか、などの視点から学習成果の点検がなされている。また自己点検・評価活動の一環として、アセスメント・ポリシー作業部会においても、これらのデータを踏まえた学習成果の点検が行われている。教育課程や教育内容の具体的な改善策は教務委員会において検討され、教授会の議を経て、学長によって決定されることになっている。

＜研究科＞

博士前期課程においては、税理士資格の取得を目的として会計学、税法学を専攻する社会人が多く、修了後も所属税理士事務所の勤務を継続することになる。所属税理士事務所が加盟する北部税理士会を訪問した際に、修了者に関する情報も得るが間接的で断片的なものに過ぎず、来年度からは、税理士事務所等の修了者の進路先に直接アンケート票を送付して評価を得ることにした（備付-50）。

税理士会への訪問により得られた修了生の情報は大学院担当教員間で共有し合っているが、今後はアンケート調査の結果を学習成果の点検に活用できるものと期待している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

・教育課程について

教務委員会を中心にして、経営情報分野の目覚ましい発展、学生の多様なニーズ、本学志願者の増加につながる斬新な教育内容、体系的な科目編成などの見地から、教育課程について間断なき検証を行っていく。その結果、必要に応じて改正を提起する。

・教養教育について

昨年度の「基準Ⅱ-A 教育課程の課題」において提起されていた「基本的な技能『読み・書き・話す』に係る体系的かつ組織的な教育の必要性」については、そのための科目として「スタディスキル」を新設することにより対応することができた。今後は、この科目を中心にして、大学で学ぶにあたって必要な学習の技能を体系的かつ組織的に教育・指導をしていく。

教養教育の学習成果の査定については、定期試験、レポートや課題、ポートフォリオ、ルーブリック等の手法を活用してきた。高等学校までの学習成果を査定する「プレテスト」（漢字・日本語、英語、数学）もその手法として考えることができる。今後もこれらの手法を活用して、学習成果を着実に査定・分析していく。

・学習成果の査定・分析について

再三述べてきたように、令和 4(2022)年度にアセスメント・ポリシーが策定され、これに基づいて令和 5(2023)年度は学習成果の査定・分析がなされた。未だ不十分・未整備なところもあるが、この作業を着実に進めて教育の改善・改革につなげていく。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

・KIIS 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムについて

本学における学習成果を表すための具体的な教育プログラムとして「KIIS 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を挙げることができる。そもそも本学は、AI 時代の到来に応じた先進的な教育をいち早く実施するために、令和元(2019)年度入学生から「KIIS 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を実施しているが、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度実施要綱」（令和 3 年 2 月 24 日文部科学大臣決定）の規定に基づいて、令和 3(2021)年には「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」リテラシーレベルを、令和 4(2022)年には応用基礎レベルを申請し、それぞれ認定された。

本学ではこの 2 つのレベルに係る科目を開講している。リテラシーレベルの修了証を得た学生は令和 3(2021)年度 7 名、令和 4(2022)年度 42 名、令和 5(2023)年度 35 名、一方応用基礎レベルの修了証を得た学生は令和 4(2022)年度 4 名、令和 5(2023)年度 7 名であった。各学期の初めに行われるオリエンテーションでは、同プログラムの修了式が挙行されており、学長（または副学長）から学生に修了証が渡されている。このように本学は同プログラムを全学的に取り組んでいる。経営情報学部という本学の専門性を踏まえて、今後も同プログラムを積極的に推進していく。

・卒業研究発表会（情報ネットワーク学科）について

これは情報ネットワーク学科が、四年間の学習成果の集大成を示す場として毎年企画・実施しているものであり、令和 5(2023)年度は令和 6 年 2 月 13 日（火）に、教員 9 名、学生 44 名が参加して行われた。今年度は経営情報学科から参加したゼミ・演習クラスが一部あったが、経営情報学科ではこのような発表会は行われておらず、それぞれのゼミ・演習クラスの中で卒業論文・研究の発表がなされている。

この発表会では、ゼミ・演習クラスの担当教員の指導により学生がそれぞれの卒業論文・研究の内容を報告し、学生同士の質疑応答、教員からの講評と総括がなされる。こうしたプログラムが、後輩学生の学習・研究に取り組む意欲を刺激し、本学全体として学習成果のさらなる向上に資することが期待される。

・シラバスについて

シラバスに関する本学の組織的取り組みの概況について説明する。

平成 25(2013)年にシラバスの意義や各項目の記述の仕方などが解説されている「シラバス作成要領」が教務部によって作成され、全教員に配布された。平成 26(2014)年度版シラバスの作成からは、各項目が適正に記述されているかどうかを教務委員会が点検し、担当教員に対して適宜修正を要請することになった。さらに「九州情報大学授業の概要と授業計画に関する内規」が作成され、シラバスの作成についての一切の事項が学長の指示のもとで執り行われる旨定められた。

平成 29(2017)年度版シラバスの作成にあたっては、累次の中教審答申や他大学の例を参考にしてシラバスの記載項目を増やした。これは DP 及び CP とシラバスの関連性を明確にする意図を持って行われたもので、「授業を通して修得できる力」、「アクティブラーニング」、「ポートフォリオを活用した学習の確認」などの項目を新たに設けた。

令和 2(2020)年度版シラバスでは、中教審の答申及び私学事業団のアンケート項目を踏まえて、従来の書式に「ナンバリング」、「事前・事後学習の時間」の欄・記載事項を新たに追加した。そして「シラバス作成要領」についても、この追加に関する説明を新たに書き加えた。この措置は、学習・履修の体系性を担保するとともに、学習時間の確保及び教育の質の保証と向上を期して行われたものであり、そして大学設置基準と学則の関連規定を遵守するという主旨に基づくものである。

令和 3(2021)年度版では、毎回の授業の事前学習と事後学習の内容と時間を指定する欄を設けて、前年度の書式をさらに充実させた。令和 4(2022)年度版では、「建学の精神」、「学習目標・目的」（学則第 3 条）、「三つの方針（特に DP、CP）」、「学習成果（Student Learning Outcomes）」のいずれかを踏まえている旨シラバスに記載

するように担当教員に通達した。このように本学では、国の指針に則りシラバスを着実に整備している。

・学生実態調査について

本学は、学生の学習時間の実態や学修行動を把握するために、「九州情報大学学生実態調査」を平成 25(2013)年から実施してきた。毎年、後期オリエンテーションにおいて Google Forms でのアンケート形式で行っている。アンケートは、大きく次の 5 つの項目[1]授業について、[2]大学教育への評価、[3]卒業後の進路、[4]日常生活について、[5]その他、から成っている。先の授業改善アンケートが個別授業の学習成果に的を絞ったものであるとするならば、学生実態調査は、全体的な学習の傾向や成果を捉えるための調査であるといえよう。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 1,2023 年度学生便覧（学部）
- 2,2023 年度学生便覧（大学院）
- 3,九州情報大学 GUIDEBOOK2023
- 14,令和 5 年度入試要項
- 15,令和 5 年度総合型選抜要項
- 16,令和 5 年度スポーツ奨学生選抜要項
- 17,令和 5 年度総合型、スポーツ奨学生入試ガイド
- 18,2023（令和 5）年度外国人留学生選抜要項（一期、二期、三期）
- 19,2023（令和 5）年度外国人留学生選抜要項（総合型選抜）
- 20,令和 5 年度社会人選抜要項
- 21,令和 5 年度社会人総合型選抜要項
- 22,令和 5 年度編入学選抜要項（3 年次編入）
- 23,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士前期課程令和 5 年度入試要項
- 24,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士後期課程令和 5 年度入試要項
- 25,令和 6 年度入試要項
- 26,令和 6 年度総合型選抜要項
- 27,令和 6 年度スポーツ奨学生選抜要項
- 28,令和 6 年度総合型、スポーツ奨学生入試ガイド
- 29,2024（令和 6）年度外国人留学生選抜要項（一期、二期、三期）
- 30,2024（令和 6）年度外国人留学生選抜要項（総合型選抜）
- 31,令和 6 年度社会人選抜要項
- 32,令和 6 年度編入学選抜要項（3 年次編入）
- 33,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士前期課程令和 6 年度入試

要項

34,九州情報大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻博士後期課程令和 6 年度入試要項

35,九州情報大学 GUIDEBOOK2024

49,規程集(3-2 九州情報大学組織規程)(1-5 学校法人麻生教育学園文書取扱い規程)

備付資料

42,授業改善報告書（授業改善アンケート概況含む）

44,2023 年度第一学年累計 GPA 値

45,令和 5 年度大学院授業改善アンケート

46,令和 5 年度大学院演習・特別演習改善アンケート

47,令和 5 年度大学院修了後アンケート

48,就職先からの卒業生に対する評価結果

49,卒業生状況確認アンケート

50,九州北部税理士会への訪問について（出張報告書）

51,2023(令和 5)年度学生実態調査

52,学部（令和 5 年度入学手続ガイダンス、高等教育の修学支援新制度について（説明書、申請書等）、入学式までの必要な手続きについて（外国人留学生のみ）、2023 年度九州情報大学 新入生入学前オリエンテーション開催について、2023 年度 九州情報大学 新入生情報処理基礎用教材 パーソナルコンピュータ販売の御案内）

53,大学院（令和 5 年度入学手続について、入学式までの必要な手続きについて（外国人留学生）、入学式とオリエンテーションのご案内）

54,学部（入学前学習について（お知らせ） 読書のすすめ、学生相談へのご案内、専門ゼミ I・専門演習 I の募集について（お知らせ）、専門ゼミ・専門演習募集要項（編入学生のみ））

55,新入生オリエンテーションについて

56,2023 年度在学生オリエンテーション

57,学生個人調書

58,進路一覧表（令和 3 年度～令和 5 年度）

59,令和 5 年度社会人選抜要項

60,令和 5 年度社会人総合型選抜要項

61,九州情報大学の韓国姉妹校留学案内

62,2023(令和 5)年度外国人留学生選抜要項（一期、二期、三期）

63,2023(令和 5)年度外国人留学生選抜要項（総合型選抜）

64,令和 5 年度シラバス作成要領

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

（1）教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

②学習成果の獲得状況を適切に把握している。

- ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
- ②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ①図書館又は基礎学習支援センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ②教職員は、図書館又は基礎学習支援センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<現状>

<学部>

本学のシラバスの項目には「成績評価の方法・基準」があり、担当教員は建学の精神、学則が定める教育目的、DP、学習成果、当該科目の到達目標、その他を踏まえて評価の方法・基準を設定し、シラバスに記載している。各教員に配布している「シラバス作成要領」の中では、成績評価の方法・基準について以下のとおり具体的に指定する必要があることを説いている。

「c.成績評価の方法について

「到達目標」に対する学修（学習）成果の達成度を適切に評価できる方法を記入してください。

平常点、期末レポート、定期試験、外部テスト（検定・資格試験）、授業期間中の小レポート、小テスト（定期試験以外に行う随時の試験）、学修（学習）ポートフォリオ・ルーブリック、授業感想カードなど成績評価にかかわる方法を具体的に列挙し、可能であればそれらの割合も明記してください。複数の成績評価方法により、学期を通じて学生の学習を促すようご配慮ください。

例：成績評価の方法

平常点（10%）、レポート（10%）、定期試験（80%）。平常点は、学修（学習）ポートフォリオ・ルーブリックの提出状況、授業の中で行うディスカッションの様子などで判断する。

d. 成績評価の基準

「到達目標」に対する学修（学習）成果の達成度を評価する際、どこに着目するのか、その具体的な判断の基準を記入してください。

例：△△に関して××の位置づけを説明することができるか

△△を分析することができるか」（備付-64）

以上のように各教員は、シラバスに示した成績評価方法・基準により学習成果の獲得状況を適切に評価するように努めている。

教員が学習成果の獲得状況を把握するにあたって、主たる方法は定期試験であるが、いわゆる平常点（学習態度）の要素として小テスト、レポート提出、ポートフォリオ、ルーブリックの提出、その他の事項も加味して、学習成果の獲得状況を全体的かつ適切に把握するようにしている。

次に学生による授業評価であるが、基準Ⅱ-A-6でも述べたとおり、授業改善に資するために学生に対する授業改善アンケートを前期・後期の年2回実施しており、アンケート結果は集計後に各教員に伝達されている。教員はそれを参考にして「授業改善報告書」を作成し、学内ネットワーク上に公開するとともに、授業改善に毎年努めている。また、このアンケートのほかに、毎回の授業の振り返りを目的とする学習ポートフォリオや学生によるコメントカードなども授業評価と改善のために役立っている。このように教育の向上のために、学生による授業評価結果を適切に活用している（備付-20）。

授業内容の意思の疎通、協力・調整については、複数教員で担当する科目、専門性が近接する科目、年次を追って専門性を深めていく科目において、担当教員の間で適宜協議が行われている。特にシラバス作成の際は、教務委員会の責任の下に、教務委員を主管とする「分野別調整打合せ」が行われており、授業の内容・難易度、テキスト・参考書の選定、評価の基準・方法等について、重複している箇所や不適切な記述はないか確認し、必要に応じて修正を図っている。また、初年次科目を中心とする基礎教育科目については、前述のとおり「初年次教育科目担当者会議」を定期的に関いて、担当教員のあいだの意思の疎通、協力・調整を図っている。

本学の教育目的・目標は、建学の精神に基づき学則第1条および第3条第2項に確立されているわけであるが（基準Ⅰ-B-1参照）、それらはDPや学習成果として具体化され、さらにシラバスにおいて、「学士としてふさわしい力（学士力）」に対応して「授業を通して修得できる力（学生による学修達成度評価）」4項目、それらを細分化した計14項目として表記されている。さらにポートフォリオやルーブリックでは、DPとCPに書かれている学士力の4要素を踏まえて担当教員が設定した当該科目の到達目標が、学生の学習上の関心や授業の理解度を確認・測定するための項目として盛り込まれている（基準Ⅰ-B-3参照）。各科目の担当教員は、これらを踏まえて教育指導を行い、定期試験やその他の手法を用いて教育目的・目標の達成状況を総合的に把握・評価している。

本学はクラス担任制をとり、1年次「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」、2年次「基礎ゼミ、経営学・情報学基礎演習」、3年次「専門ゼミⅠ、経営学・情報学専門演習Ⅰ」、4年次「専門ゼミⅡ、経営学・情報学専門演習Ⅱ」の教員がクラス担任として、所属学生に対して入学後の履修登録から卒業に至るまで責任をもって指導している。

＜研究科＞

シラバスには「成績評価の方法・基準」の欄が独立して設けられている。そこでは、大学院学則第16条を踏まえて、例えば、「方法：課題レポートの評価（50%）、試験に

よる評価（50%）」「基準：学んだ数理モデルを理解して、実証研究ができるようになる。」のように、評価方法が具体的な項目ごとに数値化されている。担当教員は、「成績評価の方法・基準」に記された指標にしたがって、学習成果を評価している。

学習成果の獲得状況については、特に学位論文の作成過程に工夫を凝らしている。毎年 9 月に「大学院合同ゼミ研修」を開催して全院生が研究成果と学位論文の進捗状況を発表し、大学院担当教員全員が各院生の研究進捗状況を把握するとともに、それぞれのプレゼンテーションや受け答えを適切に評価し、指導教員や副指導教員を通じて当該院生にフィードバックしている。また、修士論文の論文作成において、1 人の院生に対して指導教員と副指導教員の 2 名の教員による学習支援・評価が行われており、その結果は「修士論文指導報告書」で報告され大学院委員会メンバー全員で共有している。さらに、令和 5(2023)年度は税法分野において「合同ゼミ研修」と「修士論文発表会」との中間段階である 11 月から 12 月にかけて、修士論文提出前の研究発表会も行われており、「修士論文指導報告書」の実効性を高めている。こうして完成された学位論文は、大学院委員会で逐一審査委員会主査による審査報告を受け、全員の投票で可否が判定される。

学習成果に関するデータを収集するために、Google Forms による Web アンケートを前期・後期に 1 回ずつ定期的に実施している。当該アンケートは、学生の講義科目や演習科目に対する理解度や、論文作成時の指導ポイントなどを知るうえで、重要な手掛かりとなり、学習の達成状況を点検・評価するうえで、大いに役立っている。

少人数教育の特徴を生かし、研究指導教員が責任をもって学生とのきめ細やかなコミュニケーションを図り、学習状況・資格取得・就職状況などを把握している。同時に、講義科目についても各学生がどのような成績を取得したのかについて、指導教員にも知らせることで専門的学習成果の一端である講義科目の単位獲得状況を把握している。また、全院生は「合同ゼミ研修」及び「演習」「特別演習」の時間に行われる「合同ゼミ研修」の事前発表並びに複数の審査委員による論文審査、「修士論文発表会」（博士論文は公開の審査会）において、研究の進捗状況や論文の内容の口頭発表を行う。このうち、「合同ゼミ研修」については、開催の 2 週間前に専用フォルダを設け、ここに発表する論文の全文と要約を投稿する。全文については全教員がダウンロードできるものとなっており、この資料に基づいて質問票（コメントシート）を作成し、該当する院生及び当該院生の指導教員に事前に提出する。「合同ゼミ研修」は、このコメントシートを中心に質疑応答がなされるが、この一連の過程において、授業担当者間の意思疎通、協力、調整がなされている。さらに令和 5(2023)年度は税法分野において、「合同ゼミ研修」と「修士論文発表会」の中間段階として、11 月から 12 月にかけて修士論文提出前の研究報告会を開催した。この報告会は指導教員と副指導教員全員の前で院生が一人ずつ中間発表後の成果について報告するものである。そのために、1 月に提出が予定されている修士論文について教員相互間の意思疎通並びに協力関係が図られた。

大学院の教育目的・目標は、経営情報学の専門知識を修得せしめて、高度な複合的専門職業人並びに研究者を養成することである。この目的・目標は重層的な構造を有している。つまり、下位の構成要素である「専門的学習成果及び汎用的学習能力の達成・

獲得」、「学生による授業評価」、「授業担当者間の意思疎通、協力、調整」によって、教育目的・目標は達成・獲得されるのである。上で述べたように、教員はこれら下位の構成要素についてその責任を果たしていることから、本研究科の教育目的・目標の達成状況は把握・評価されている。

履修指導は、入学式後のガイダンスにおいて、事務に関する諸手続や施設設備の利用の方法等の全般的な説明の後、税法、会計、情報の各分野に別れ、年間のスケジュールの説明及び研究テーマに沿った科目の履修方法や文献の検索方法等の指導により開始される。その後は、修了までの年間スケジュールにしたがい、指導教員と副指導教員の2名の教員による学習支援・指導を行っている。少人数教育の特徴を生かし、研究指導教員が責任をもって学生とのきめ細やかなコミュニケーションを図り、学習状況・資格取得・就職状況などを把握し指導に活かしている。講義科目については、科目担当者が受講者の成績内容について指導教員にも知らせることで、単位獲得状況に応じた履修指導を可能としている。また、学位論文の作成過程において、毎年9月に開催される「大学院合同ゼミ研修」では、大学院担当教員全員が各院生の研究進捗状況を把握することによって、指導教員や副指導教員との意思疎通、協力をはかり、指導の精度を高めている。

＜学部・研究科共通＞

事務職員は、以下に述べるとおり九州情報大学組織規程の事務分掌に則り、各部署において教員と連携しつつ、学習成果の獲得に貢献し、教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。教務課は、毎日の授業の管理・運営を始めとして、時間割の作成・管理、出欠の管理、履修の登録・管理、定期試験の実施、成績評価の管理などを通して学習成果の獲得に向けた業務を行っている。学生課は、休学や退学など学籍簿に関すること、課外活動やその施設の管理、福利厚生補導、学生の賞罰、外国人留学生の教育・生活指導に関することなど学生生活全般にわたって業務を行っている。就職課は、学生の就職開拓・斡旋指導・相談・その他に関すること、資格試験や就職のための実力テスト及び適性検査等について業務を行っている。入試広報課は、APに基づいた学生募集に努めている。入学確定後は教員や教務課とともに、すべての学部入学予定者に対して入学前学習を課し、新入生が大学での学習に支障なく移行できるよう支援を行っている（提出-49-3-2）。

各事務部署の職務を通じた教育目的・目標の達成状況については、所管課長が委員としてそれぞれの委員会に出席することによって状況を把握できている。さらにその情報は、各部署において共有されるだけでなく、日課として行われている事務局の朝礼、毎週月曜日を基本に行われる事務連絡会を通じて周知が図られている。

各事務部署の職務を通じた学生に対する履修及び卒業に至る支援については、主として教務課と学生課が行っている。教務課は履修、試験、単位取得に関する相談、学生課は学生生活全般に関する相談を行っており、それぞれの部署は担当教員と連携をとりつつ一人ひとりの学生にあった適切な支援を行っている。

学生の成績記録は、学校法人麻生教育学園文書取扱い規程に基づき教務課が適切に保管している。履修登録書、科目担当教員から提出される成績報告書、科目ごとの秀・優・良・可・不可やGPAなどの評価が記載された成績証明書はすべて永久保存されて

いる（提出-49-1-5）。

以上述べてきたように、本学の事務職員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

次に施設設備及び技術的資源の活用状況について説明する。

図書館は、平日のみ開館しており、講義開講期間中は 8 時 40 分から 18 時 00 分まで開館している。設備としては、14 台の学生用パソコンや 3 台の専用プリンター、所蔵する資料を検索するための OPAC 検索用パソコン 1 台を設置している。また、複数名で利用できる「グループ学習室」のほか、個別に学習できるキャレル席も十分に配置し、学生が自主的に学習できるよう、事務職員が学習環境の整備に努めている。

図書館サービスとしては、資料の貸出や返却、学生の要望に応じた図書の購入、文献探し支援のためのレファレンスサービスを行っている。所蔵がない資料についても大学図書館間の相互貸借・文献複写サービスを活用し、学生や教員が文献を入手できるよう努めている。また、コピー機や学生用パソコン、プリンターの利用に関する相談、プリンター利用後の支払いをカウンターにて受け付けている。

電子書籍の導入により学外から一部資料の閲覧やダウンロードをすることができる。

図書館のホームページでは、開館カレンダーや SNS によるお知らせのほか、OPAC や所蔵雑誌一覧で本学が所蔵する資料を調べることができる。また、学術情報リポジトリでは本学発行の研究論集に掲載されている論文の閲覧・ダウンロードが可能である。図書館利用ガイドを教職員や在学生向けに公開している。

平成 24(2012)年度から図書館内でイベントを実施している。図書館の利用方法を知ってもらうためにクイズ形式で館内の設備をめぐる「図書館スタンプラリー」を開催した。また蔵書や論文等、文献の検索法を学生に教えるミニ講座を実施した。そのほか、朗読会、ゼンタングル（パターンアート）、七夕書道体験など学生同士が交流し楽しめる企画も実施している。これらのイベントを通して、学生が気軽に立ち寄れる場所としての環境づくりに努めている。図書館利用者の潜在的なニーズを把握するためにアンケートを実施しており、調査結果をもとに図書館の利便性の向上に繋げている。

また、基準Ⅱ-A-3 など述べたとおり、学習支援センターも学生の学習向上と利便性向上のために取り組んでいる。担当教職員指導の下で上級生が定期的に学習相談等に当たっている。

学内コンピュータの活用であるが、そもそも本学は大学名に冠するとおり「情報」を標榜する大学であり、教育・大学運営両面においてコンピュータを抜きにしてはありえない。特に令和 2(2020)・3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症が発生・拡大していく中で、本学はコンピュータを活用した遠隔授業を積極的に導入し、教育の質の保証に努めた。令和 3(2021)年度の取り組みとしては、「遠隔授業スタジオ」の開設があげられる。同スタジオには遠隔授業に適したコンピュータのほかに必要な機器を設置し、担当教員が支障なく授業を実施、配信できるように配慮した。令和 4(2022)年度になって全面的に対面授業に戻ったが、同年度に文部科学省は、「同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組」について複数の大学・団体組織間で提携して実施するというモデルケースを提唱したこともあって、令和 5(2023)年度の本学の授業では、在京のデジタル・アミューズメント企業のビジネスエキスパートと提携した実際

的で斬新な内容のオンライン授業が行われた。このように本学では、コンピュータを利用したオンライン授業の可能性を模索している。また、授業の資料やレポート等の提出と受領については、令和 2(2020)年度から Google classroom（統合型学習管理ソフトウェア）を導入したが、令和 4(2022)年度以降も引き続き活用している。

本学の施設は有線・無線 LAN 接続に対応しており、基本的には学内の各所からインターネットに繋がるようになっている。授業や学生生活に係る資料は、学内 LAN よりアクセス可能なサーバー上の共有ファイルや本学 Web サイトを経由して入手することが可能であり、まさに“ペーパーレス時代”に応じた教育・大学運営がなされている。学内 LAN 及びコンピュータの保守管理については、情報処理室の専任職員が中心となって行っている。たとえば情報処理室は、キャンパス内のネットワークの管理をはじめ、パソコンのセットアップ指導やパソコンに関する各種トラブル解決、情報システム利用等のサポートを行っている。また、在学中に必要なソフトは無償で提供している（MICROSOFT ボリュームライセンス(OVS-ES)、TrendMicro TRSL 等）。

コンピュータ利用技術の向上に関する取り組みについては、情報処理室内に設置されている「PC クリニック」がパソコンやネットワークに関する相談やトラブル解決の支援を行っている。「PC クリニック」は、情報処理室の担当教員及び事務職員の指導のもと、選抜された学生（令和 5(2023)年度 9 人）により構成され、パソコンやネットワークに関する相談やトラブル解決の支援を行っており、まさにラーニングコモンズの学習支援・授業支援体制として有効に機能している。なお「PC クリニック」を利用した学生数は、令和元(2019)年度 407 人、2 年度 170 人、3 年度 93 人、4 年度 140 人、5 年度 110 人であった。

特に初年次の学生に対する支援としては、開講科目「情報リテラシー演習Ⅰ」（1 年前期必修）の中で、コンピュータの基本操作や遠隔授業の受講の仕方などを説明・指導することにより、コンピュータ利用技術の向上を図っている。教職員向けの取り組みとしては、授業支援・業務支援の一助となるように、Googleclassroom（統合型学習管理ソフトウェア）・Google Forms（アンケート作成・管理ソフトウェア）の活用マニュアルを作成して配布するとともに、説明会を数次開催した（Googleclassroom 説明会：令和 4 年 11 月 28 日・令和 5 年 3 月 14 日、Google Forms 説明会：令和 5 年 3 月 9 日）。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にしている。】

※【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（Web サイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援

の体制を整備している。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

(11) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

＜現状＞

＜学部＞

入学予定者に対しては、入学手続きに関する書類を送付しており、その中で授業や学生生活についての情報を提供している。これらの書類とともに、「入学前学習」の課題も通知している。その目的は、入学前の期間を無為に過ごすことのないようにさせ、あわせて高等学校までの基礎学力の点検・強化を図ることにある。この教育プログラムは、大学での授業に支障なく入っていくために効果的な取り組みであると言える。なお「入学前学習」は AP に規定されており（基準 I -B-3）、その内容は、漢字学習（日本人学生）、日本語学習（留学生）、英語学習（全学生）、数学学習（全学生）、読書感想文（全学生）となっている。入学予定者に対しては、検定試験の所定級合格者を除いて指定された課題に取り組み、入学後速やかに課題を提出することが義務付けられている（備付-54）。

入学者に対するオリエンテーション等は、入学式の前後の時期に毎年行われている。令和 5(2023)年度の日程と主な内容は以下のとおりである（備付-55）。

入学前オリエンテーション（合宿準備等）	4 月 1 日（金）
新入生合宿（仲間づくり、大学生としてのあり方等）	4 月 3 日（月）～4 日（月）
入学式	4 月 6 日（水）
新入生オリエンテーション（プレテスト、履修登録等）	4 月 6 日（金）～8 日（金）、10 日（金）

入学者に対するオリエンテーションでは、学生が支障なく学生生活に入っていけるように、教務・学生・就職・図書・情報処理室の各部署から説明がなされている。上級生による個別相談なども行われている。

本学では、個々の学生が持っている学習の動機、能力、進捗度の速さ、将来の進路設計などに応じた学習を重視したきめ細かい方法をとっており、そのためのガイダンス等を行っている。教務課が行うオリエンテーションでは、学年ごとに履修可能な科目を示した時間割を配布するなどして、科目の選択に際して学生が戸惑うことがないように配慮している。さらに履修登録のオリエンテーションでは、個別相談の時間を設けて、相談員には教務委員の教員のほかに上級生も加わって、学生が相談しやすい環境づくりに配慮している。また、履修登録にあたっては、「クラス担任」の役割も重要である。本学は、開学以来クラス担任制度を設けており、1 年次「コミュニケーションと自己発見 I・II」、2 年次「基礎ゼミ、経営学・情報学基礎演習」、3 年次「専門ゼミ I・経営学・情報学専門演習 I」、4 年次「専門ゼミ II・経営学・情報学専門演習 II」の担当教員がクラス担任として、入学時から卒業するまで学習面・生活面に亘って責

任をもって指導にあたっている。履修登録や科目の選択についてもクラス担任から、学生の状況に応じて適切な指導がなされている。

学習の動機付けに合わせた学習の方法に関しては、上でも述べた「ゼミ・演習」クラスの開設があげられよう。この科目の枠の中で専任教員は、独自の研究テーマや教育的関心等に基づいてクラスを設置しており、学生は各自の学習上の動機に合わせてクラスが選択できるように制度設計がなされている。なお能力・意欲共に優れている1年次生向けに「プレゼミⅠ・Ⅱ」も開講している。

学生便覧や学習支援のための印刷物は、学内オリエンテーションにおいて配布している。また、本学 Web サイトや学内ネットワークを通じてシラバスや各種文書が閲覧できるようになっている。

基礎学力が不足する学生への対応であるが、前述のとおり AP に基づいて全ての入学予定者に対して「入学前学習」を課すことにより、高等学校までの基礎学力の点検と強化を図っている。入学して間もなく「プレテスト」（漢字・日本語、英語、数学）を実施し、基礎学力の確認を行っている。その結果、基礎学力が不足していると思われる学生は「大学基礎総合」を履修させて、基礎学力の向上のための指導を行っている。令和 5(2023)年度は、日本人学生 8 名に対して漢字を中心とした語彙力強化を、留学生 14 名に対して日本語の基礎力強化を目的とした補習授業（リメディアル教育）を行った。なお「総合英語」（1 年前期必修）、「日本語Ⅰ」（1 年前期選択）では、プレテストの結果に基づき学力別クラス編成を行っている。

学習上の悩みなどの相談や指導助言を行う体制としては、まずクラス担任制があげられる。1 年次「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」担当教員、2 年次～4 年次「ゼミ・演習」担当教員がクラス担任となっており、学習や生活上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行っている。さらに本学の「学術・教育研究所」の下部組織として、「学習支援センター」及び「KIIS ラーニングルーム」（学習相談室）も設けられており、適切な指導助言を行う体制を整備している（基準Ⅱ-A-3、B-1、B-2 参照）。

本学は通信による教育を行う学部・研究科を設置していない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、1 年次の「総合英語」や「日本語Ⅰ」の授業では、入学後のプレテスト（既述）の結果に応じて能力別のクラス編成を行っていることがあげられる。学生の能力や意欲に応じたきめ細かい教育という本学の教育の特色を顕著に示している科目が、先述のとおり専門教育の核となる「ゼミ・演習」（1 年次～4 年次）である。学生は「ゼミ・演習ガイダンス」

（11 月・12 月）において、または担当教員から個別に説明を受けて、自分の学びたいクラスを選択することができる。なお本学では、端的に言えばゼミとは専門分野の高度な学習を行う授業、演習とは基礎的な学習を行う授業を意図している。特に 1 年次のプレゼミⅠ・Ⅱでは、入学時から他と比べて能力や意欲がある学生のためのクラスを開設しており、1 年次の早いうちから専門的学習に取り掛かることができるように配慮や支援を行っている。

外国人留学生の受け入れについては、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の留学生在籍数は学部学生 145 名、学部研究生 1 名、計 146 名である。国別の内訳は下表のとおりである。近年の傾向としてネパールからの留学生が相対的に増加している。

留学生国別一覧

2023年5月1日

2023年5月1日																														
所属Ⅰ	所属Ⅱ	学年	ウクライナ			ネパール			バングラデシュ			ベトナム			ロシア			タイ			モンゴル			韓国			中国			合計
			女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	
学部	経営情報	1	2	4	6	0	1	1	1	0	1	1	1	2			0			0	1	0	1			0	1	4	5	16
		2			0	1	9	10			0	1	0	1			0			0			0			0	1	5	6	17
		3			0	3	7	10			0	4	1	5			0	0	1	1	0		0	1	0	1	2	6	8	25
		4			0	5	11	16		1	1	5	4	9			0			0			0			0	6	15	21	47
		計	2	4	6	9	28	37	1	1	2	11	6	17	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	10	30	40	105
	情報ネットワーク	1			0	0	1	1	1	0	1	0	2	2			0			0			0			0			0	4
		2			0	0	1	1			0	0	3	3			0			0			0			0	0	2	2	6
		3			0	2	3	5			0	0	3	3		1	1			0			0			0	0	2	2	11
		4		0	0	1	4	5		1	1	0	8	8			0			0			0		1	1	1	3	4	19
		計	0	0	0	3	9	12	1	1	2	0	16	16	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	7	8
	学部学生計		2	4	6	12	37	49	2	2	4	11	22	33	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	2	11	37	48	145
	研究生	1																									1		1	1
		2																									0		0	0
	学部研究生計																										1		1	1
合計		2	4	6	12	37	49	2	2	4	11	22	33	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	2	12	37	49	146	

なお令和 5(2023)年度において、本学から海外の大学へ留学生として派遣した実績はない。

基準Ⅱ-A-6 で述べた学習成果の獲得状況の量的データ（取得単位数、GPA 等）や質的データ（授業改善アンケート、学習ポートフォリオ、学習到達度ループリック等）は、科目担当教員やクラス担任教員に提示されており、科目担当教員はこれらのデータに基づいて、履修指導のあり方など個々の学生に対する学習支援方策を点検し、実施している。特に量的データ（取得単位数）については、教務部長と学生部長を通じて定期的に教授会へ提出されており、クラス担任教員はデータに基づいて適切な指導を行っている。これは学生の単位不足を防ぐための一助となっている。このように本学では、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

編入生については、3 年次のクラス担任（「専門ゼミⅠ・経営学・情報学専門演習Ⅰ」）が学習・生活上の指導助言に責任を負っている。

＜研究科＞

年 2 回行われる入試のうち、秋期入試は 9 月に実施されている。そのため、平成 26(2014)年度より博士前期課程入学試験合格者に対して、入学前の事前指導を行っている。この試みは、専攻分野に関連する基礎的素養を涵養し、専門的学習成果の獲得に向けて入学後の学習効率を高めることを目的としている。具体的には、指定書籍の読解を推奨している。

履修指導は、入学式後のガイダンスにおいて、事務に関する諸手続や施設設備の利用の方法等の全般的な説明の後、税法、会計、情報の各分野に分かれ、年間のスケジュールの説明及び研究テーマに沿った科目の履修方法や文献の検索方法等の指導が行われている。具体的には、まず、「大学院の学び」について研究科長のメッセージが寄せられ、その後、「学年暦、建学の精神、校歌、大学院学則、学生生活、附属図書館の利用案内、学内諸規程、学生に関する各課の事務、教員名簿及びキャンパスの案内図」を記した学生便覧を配布し、これに基づいて担当者から説明を行っている。また、各分野に分かれて行われるガイダンスでは、個別指導によって入学者に対しきめ細かく対応

している。

ガイダンスでは、博士前期課程における修了までのスケジュールを示すことで、いつの時点までに何をしなければならないかを明確に認識できるようになる。特に、1年次の9月に行われる「大学院合同ゼミ研修」について、昨年度の実施要領に基づいた説明が、学位論文の研究計画を具体的に決定するための動機付けの一つとなっている。さらに、各分野のガイダンスにおいては、学位論文作成にあたってのルールや研究テーマに沿った科目の履修方法について、全般的な説明とともに個別指導が行われる。

学習支援のために、「学年暦、建学の精神、校歌、大学院学則、学生生活、附属図書館の利用案内、学内諸規程、学生に関する各課の事務、教員名簿及びキャンパスの案内図」を記した学生便覧を作成し、入学時のガイダンスにおいて配布している。

本研究科への入学者は、ほとんどが社会人であり、「九州情報大学大学院 学部・大学院5年一貫(4+1)プログラム」適用者についても、学部において優秀な成績を有する者であることから、現在のところ、基礎学力の不足する学生への補習授業は行っていない。

少人数教育の特徴を生かし、研究指導教員が責任をもって学生とのきめ細やかなコミュニケーションを図り、学習状況・資格取得・就職状況などを把握し適切な指導助言を行っている。また、講義科目については、科目担当者が受講者の成績内容について指導教員にも知らせることで、単位獲得状況に応じた指導助言が可能となっている。さらに、学位論文の作成過程においても、指導教員と副指導教員の2人体制をとることにより、教員と院生間の齟齬の防止を図り、相談にのりやすい環境作りを行っている。

本研究科は、通信により教育を行う研究科を設置していない。

令和5(2023)年度から、勉学に対する意欲と能力が高い学部学生に対して、早期に高度な専門教育を受ける機会を与え、学部・大学院合わせて5年間(学部4年間+大学院1年間)で学士並びに修士の学位を授与する「九州情報大学大学院 学部・大学院5年一貫(4+1)プログラム」を開始している。令和5(2023)年度は、二人目のプログラム適用者が修了を迎えた。また、通常の修業年限は、博士前期課程が2年、博士後期課程が3年であるが、「優れた業績をあげた者」については、最短1年で修了し学位を取得できる「九州情報大学大学院早期修了」の制度を設け、優秀な学生等に対して学習上の配慮や支援を行っている。

本研究科は、留学生の受入れを行っているが、現在在学はしていない。派遣(長期・短期)は行っていない。

学習成果の獲得状況について、量的データを単位取得率と学位取得率によって点検している。単位取得率は、一昨年の令和3(2021)年度、令和4(2022)年度、さらには令和5(2023)年度も1人の不合格者もいなかったため100%である。学位取得率は、令和3(2021)年度の博士前期課程2年次在学生10名中9名が取得している。1名の未取得者については、この年度がコロナ禍にあったため、Zoomに頼らざるを得なくなり指導が徹底できなかったことに要因があると分析している。なお、当該院生は、翌年(昨年度)に学位を取得している。昨年度の学位取得率は、博士前期課程2年次在学生10名中10名(うち「4+1」生1名)(100%)が取得している。令和5(2023)年度も、15名中15名(うち「4+1」生1名)が学位を取得している。また、質的データについては、

院生へのアンケート結果によって点検している。一昨年の令和 3(2021)年はコロナ禍にあったが、講義科目については、Zoom による授業が職場から参加できて便利であったとの評価もあった。しかし、論文指導については各大学図書館が利用を在学生のみに制限した結果、国立国会図書館に頼ることになり、文献収集に苦勞したとの意見が多くみられた。この点について、論文指導に必要な文献の一部を指導教員が提供するなどにより補った。令和 5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したため、ようやく本来の講義を行うことができるようになった。講義に対する評価は、一昨年から令和 5(2023)年度までの 3 年間は、「事前学習」が 5 段階の 4.0 を下回った年度（令和 3(2021)年度前期、令和 4(2022)年度前期・後期）を除き、他の 9 つの質問項目の平均が最も低い令和 4(2022)年度前期の 4.21 から最も高い令和 3(2021)年度後期の 4.78 の範囲にある。「事前学習」が 4.0 を下回ったことについては、社会人の生活実態を考えるとやむを得ない面もあるが、本人の自覚を促すと同時に、「事前学習」に問題があることを踏まえた講義の工夫を行っている。また、論文指導については、自由記述であるため数値化できないが、教員の丁寧な指導に好意的な評価を得ている。このように、単位取得率及び学位取得率がほぼ 100%であるため結果的に満足感が高いと思われるが、教育過程についての課題の掘り起こしに繋がっているか否かについては、さらなる分析・検討が課題として残されている。

本研究科は、現在のところ編・転入学生を受け入れていない。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<現状>

学生への生活支援は、学生部長、学生課及び留学生支援の国際交流支援室が中心となり行っている。また、本学は、学生の安心・安全な学生生活を推進するためにクラス担任制を導入しており、担任は、学生の学習及び生活環境の状況について面談をとおして把握するとともに知り得た情報については、個人情報として十分な配慮を行い、必要に応じて学生カルテに記載している。学生カルテは、学生課管理の下、教職員間で共有され、問題が生じた場合は迅速に対応できるよう活用されている。令和 5(2023)年度の新入生からは、高校時の調査書に記載されている注意事項も学生課がカルテに記載している。

令和 4(2022)年度は、4 つのサークルと 1 つの同好会が活動していたが、令和 5(2023)年度に入り、同好会は会員の卒業等により、活動できない状態となった。そこでサークル・同好会活動促進のため、同好会の結成を積極的に募集したところ、新たに 8 つの同好会が結成された。通常、同好会については、部室を割り当てていないが、活動促進の一環として、学生部長が活動計画等を審査して、使用していない部室や教室等を一時的に部室として割り当てている。

本学の強化サークルである相撲部、陸上競技部が、全国規模の大会に出場する場合は、開催状況等により、旅費の一部を大学が補助している。

九州情報大学学生表彰要綱により、サークル活動において特に顕著な業績を挙げた者を表彰の対象としており、令和 5(2023)年度は、6 名の学生が学生部長賞として表彰された。

学友会は全学生によって組織されている。その中に置かれた学友会執行部は、年 1 回開催される学生総会をはじめ学友会行事や大学行事に参画している。これらの行事の際は、学生が主体的に活動できるように学生部長、学生課員が助言やサポートをしている。令和 5(2023)年度に参画した主な学友会行事、大学行事は次のとおりである。

日付	行事名	内容
4 月 3, 4 日	新入生合宿 (大学行事)	新入生がスムーズに大学生活に入れるように上級生として、履修や生活等のことについて助言等を行うとともに仲間づくりがうまくいくようにサポート
5 月 1 日	花いっぱい運動	学生の心を癒すために大学構内に花を設置
5 月 31 日	学生総会	学友会活動の決算審議及び予算承認ほか
7 月 7 日	七夕	1 年の各人の願い事を短冊に書いて多目的ホールに装飾
5 月、7 月、8 月	オープンキャンパス (大学行事)	参加者に対して、校舎の案内や大学の特色等について説明
10 月 29、30 日	紫苑祭	学園祭の実施
12 月 14 日	クリスマスパーティー (大学行事)	留学生と一般学生との親睦会
2 月 7 日	第 1 回スポーツ大会	学生間の交流を深めるためのソフトバレーボール(1 チーム 6 名) 大会
3 月 18 日	卒業記念パーティー	(主催は、卒業記念パーティー実行委員会)

このように本学では、サークル、同好会及び学友会活動など、学生が主体的・積極的に学友会行事などに参画する活動を実践できるように支援体制を整えている。

学生のキャンパス・アメニティとして、「学生食堂」、「カフェテリア」、「多目的ホール」を整備しており、それぞれテーブルと椅子、自動販売機及び TV 等を設置し、学生が教職員や友達、先輩などとくつろげる空間としている。また、いつも快適に利用できるよう、定期的に清掃を行っている。なお、カフェテリア内の自動販売機は、学友会が運営し、商品の仕入れ・搬入・準備・販売・会計まで行い、学生目線の価格で提供している。

宿舎が必要な学生に対しては、学生課が地元の不動産業者を紹介するとともに、賃貸物件に関するパンフレットの配布や大学周辺の情報提供を行い、安心・安全な大学生活が送れるよう支援をしている。

通学については、無料通学バスの運行（本学―西鉄太宰府駅間）や駐輪場・駐車場を設置して、十分に便宜を図っている。通学バスは 3 台運行し、公共交通機関との接続時間及び当日の講義受講学生数を曜日ごとに考慮し、平日の授業始業前 3 便、1 限終了後に 2 便、2 限開始前に 4 便、2 限終了後に 3 便、3 限開始前に 5 便、3 限終了後に 4 便、4 限開始前に 4 便、4 限終了後に 2 便、5 限開始前に 2 便、5 限終了後に 2 便、19 時のサークル活動終了時に 1 便運行している。また、駐輪場は、管理がしやすい構内に設置している。駐車場については、学生専用駐車場（204 台）を準備し、登録制（1 年に一度、免許証及び任意保険の確認）で利用（有料）できるようにしている。

学生への経済的支援として、「高等教育の修学支援新制度」、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」、「第一種奨学金」、「第二種奨学金」について、年度初めのオリエンテーション時に学生課の担当者が内容、書類作成、手続きまでの説明を実施している。また、本学独自の奨学金制度として、学部生の授業料全額給付や半額給付、入学金給付などを行う「特別推薦奨学生」、「一般推薦奨学生」、「一般選抜、大学入試共通テスト利用選抜奨学生」、「スポーツ奨学生」、「社会人奨学生」、「外国人奨学生」、「編入学奨学生」及び院生対象の「大学院奨学生」を設けている。また、卒業年度には日本学生支援機構の奨学金などの返還に関する手続きについて説明を個々に実施している。

学生の健康管理体制として、健康管理室には養護教諭の資格を有する職員が配置され、学生の体調不良に対応している。学校医も配置し、入学後の健康診断（体測定・レントゲン検影・内科検診など）を依頼し、学生の健康増進を図っている。メンタルケアやカウンセリングを必要と判断される学生については、学生課窓口で学生相談案内を設け、専門の教員が対応している。加えて、父母などに対しても入学時に「学生相談へのご案内」文書を送付し、相談を希望する場合は、学生部長と教務部長が中心となって、安心・安全な学生生活が送れるよう丁寧に対応している。その際に得た学生の情報については、個人情報として十分な配慮を行い、必要に応じて学内で共有し、スムーズな学生生活が送れるよう活用している。

学友会では、学生が憩う「カフェテリア」内に、「意見箱」を設置し、学生の意見や要望を集約している。集約した意見や要望は、年 1 回実施している学友会と学長との懇談の中で取り上げ、その中で早急に対応すべき要望などについては、学長自身が指示を出し、問題解決に向けた対策を立てるなど、学生の意見を尊重し、実現させる仕組

みを適切に整備している。令和 5(2023)年度については、コロナ禍のため、学長との懇談は実施しなかった。

大学院においては、授業改善アンケートの中で、設備、施設面を含め、院生が意見や要望を記述する欄を設けている。その結果は、大学院専門委員会、大学院委員会で報告され、教員、事務局で情報を共有し、適切に対応するようにしている（備付-45）。

留学生には、カリキュラムに留学生のための「日本語Ⅰ～Ⅳ」を配置するとともに、学生課に国際交流支援室を組織して支援している。国際交流支援室では、「留学生ハンドブック」を配布し、前期と後期開始時は対面で説明を行うと共に、年間 8～9 回の説明会（令和 5(2023)年度はオンライン開催）を実施している。

社会人学生の受け入れのため、学部においては特別選抜を実施している。大学院においては、特別選抜は実施していないものの、一般受験者に比べて、外国語を免除するなど受験科目を優遇し、博多駅東サテライトキャンパスにおいて、夜間受講できるようにしている。また、夏期集中講義科目を設けて、無理のない履修を可能にしている。

さらに博多駅東サテライトキャンパスでは、院生研究室、図書室を夜間・休日にも利用できるようにして、社会人のための便宜を図っている。

障がい者の受け入れのため、エレベーターや車いすを配置し、教室やトイレ等はバリアフリー化している。また、障がい者が本学を受験する場合は、事前に入試広報課に相談するよう入試要項に明記している。なお、現在、肢体不自由な学生は在学していないが、怪我などで車以外での通学が困難な場合は、校舎横に駐車場を準備し使えるようにしている。

長期履修生制度は実施していない。

学生の社会的活動については、九州情報大学学生表彰要綱により学生表彰の対象としている。

〔区分 基準Ⅱ・B-4 進路支援を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学部・研究科等ごとに卒業・修了時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜現状＞

本学は、学生が社会で成功するために必要なキャリア支援・就職支援を総合的に行っている。本学では教職員で構成する「就職対策委員会」ならびに「就職課」を設置し、継続的かつ効果的な支援体制を組織的に行っている。

就職課では、民間企業の人事経験を持ったスタッフや産業カウンセラー、キャリアコンサルティング技能士の資格を持ったスタッフが、個別面談を行い、学生一人ひとりに寄り添った進路相談や指導を行っている。また、履歴書やエントリーシートの書き方や模擬面接など、就職活動に必要な情報やプログラムも行っており、学生が就職

活動に必要なスキルを身につけることができるよう支援している。

さらに、求人情報については、掲示物に加えて、大学 Web サイト上の就職・キャリアの中に「キャリアタス UC」「学職 Lite」を設置しており、学生が求人情報や関連情報をいつでも閲覧可能としている。本学では、教育課程の内外を通じて、これらの取り組みにより、学生は社会で求められる知識・技能を身につけ、諸々の課題に主体的に取り組むことのできる創造的な思考力や実践力を身につけることができるよう支援を行っている。

本学では、就職支援施設の整備に力を入れ、学生の就職活動を支援している。就職課は、2号館1階奥の多目的ホールの横に位置し、就職関連の書籍や資料を充実させ、学生が進路に関する相談や情報収集、学びの場として活用できるように機能している。さらに、就職対策委員会で毎年策定される「就職支援行事」に従って、事務職員が就職ガイダンスや就職対策講座等を実施している。就職課発信のメルマガ「ナイティゲット」を通して就職試験対策や学内企業説明会等の就職活動に関する情報をタイムリーに提供し、学生への啓発や行事等への参加を呼びかけている。そして、就職課横にセミナールームを設置し、個別の学内企業説明会を年間通して実施しており、時期によってはその場で筆記試験や一次面接といった採用選考も行っている。

令和 3(2021)年度からは、オンラインでの選考対策が主流となっている現状を踏まえ、就職課内に Web カメラやマイク、ノートパソコン等を備え、オンライン環境の整わない学生のためにオンライン環境を整備している。これにより、学生が学校でもオンライン選考対策ができるようになり、就職活動をスムーズに進めることができるようになった。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援としては、教職員が連携して、サービス接遇実務検定や文章読解・作成能力試験などの専門分野や語学力、文章構成力を育成する資格取得を推奨している。その他、簿記資格取得者には、実社会での活用を促すためにインターンシップを通して学びを深化させている。例えば、九州北部税理士会福岡支部との間での「税理士事務所インターンシップ」では、実際の業務を経験することで、簿記の資格が税理士業務にどう活かされているかを学んでいる。また、各学科において、キャリア教育科目を開講し、福岡県中小企業家同友会との連携事業によって、加入企業の経営者が特別講義を行い、キャリア形成と人間教育に繋がるアクティブラーニングを実施している。1年次必修科目の「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」では、「働く」ことの意味や大学生活で大切にすべきことについて考えた。また、3年次選択科目の「キャリアデザインⅠ」では、地元で活躍する6人の経営者が隔週で講話する連続講座を実施し、学生が具体的に「働く」ことの意味を学び、就職活動や進路選択で活かすことができるよう支援している。

就職活動において、職業選択や進路決定に迷っている学生のために「スタートアップセミナー」を3年次の前期に実施している。これにより学生は、自己分析やキャリアプランニングなどの基礎的な就職活動スキルを身につけることができ、就職活動に必要な知識を習得することが可能になる。また、「進路登録カード」の提出および個人面談を実施して、学生一人ひとりの特性や進路希望を把握し、適切な就職支援を行うことで、学生の就職活動を効果的かつスムーズに進めることができるようにしている。

さらに、学外からの協力も受けて就職試験対策も行っている。福岡県若者就職支援センターの訪問型大学等就活支援事業を利用して、学生に個別就職相談の機会を提供し、業界研究や企業絞込み面談を実施している。また、外国人留学生に関しては、日本での就職活動の特殊性を理解するための「就職ガイダンス」や「外国人留学生対象の合同企業説明会」を福岡外国人雇用サービスセンター等地元団体の協力で実施し、留学生と企業とのマッチングを図ることに力を入れている。

＜学部＞

学生の就職支援を強化するために、学科・履修コースごとに卒業時の就職状況を分析・検討している。また、毎月の就職対策委員会では、開催時点での「就職活動状況」を配布し、各学科の就職内定率等について分析・検討し、支援に活用している。会議の内容は、教授会にも報告している。就職活動が遅れている学生については面談の上、アドバイスをするなど、適切な対応を行っている。

また、節目や必要時には4年生全員に個別面談や進路調査を行い、その内容に合わせた支援を個別に実施している。年度末には年間の活動の総括を行い、その反省点を次年度の計画に盛り込み、PDCAサイクルを意識した管理を行っている。これにより、学生の就職支援に積極的に取り組み、より良い結果を得ることができるようになっている。

＜研究科＞

研究科では、高度情報化時代におけるリカレント教育を担っている。なかでも税理士資格取得を目指して、下表のとおり、会計学、税法学を専攻する社会人が多く在籍しており、九州北部税理士会所属の税理士事務所等に勤務している。

さらに、学部からの進学者に対しては、これまでと同様に就職支援を継続して提供している。具体的には、履歴書・面接対策や求人情報の提供、キャリアカウンセリングなど、個別のサポートを行っている。

修了者		令和5年3月	令和6年3月
博士前期課程	一般	1	2
	社会人*	6	13
博士後期課程	一般	0	0
	社会人	0	0

* 税理士試験科目免除を目的としている社会人であり、入学時点で既に就職済み

なお、大学院修了後に転職をした場合や税理士資格を取得した場合には、本学 Web サイトの「卒業生の方」→「卒業後および大学院修了後の状況報告について」において、「大学院修了後の状況報告書」を電子メールに添付して就職課に送信し、報告するよう依頼している。

本学では、進学、留学に対する支援も充実させている。進学希望者には、大学院への進学についての情報提供や、担当教員との連携を通じた準備の助言を行っている。留学については、姉妹校との交換留学プログラムをはじめ、海外留学に必要な情報提供や準備の支援体制を整えている。

また、就職課では、企業とのコラボレーションに力を入れ、学生が実践的な経験を積

むことができるインターンシップやアルバイトの仕事の紹介も行っている。さらに、卒業後も学生支援を継続し、卒業生がキャリアアップのための支援を必要とする場合には、個別相談や再就職のキャリアコンサルティングも行っている。このような支援を通じて、学生が社会人として必要な能力や知識を身につけ、社会に貢献できるようサポートしている。

<テーマ 基準Ⅱ・B 学生支援の課題>

学生関係

- ・心身に悩みや問題を持つ学生への対応強化

令和3(2021)年度より、心身に問題を抱える学生の支援体制として、学生部長をリーダーに据え、学校心理士資格保有の教員と教務部長で構成される特別チームを設けている。学生のプライバシーを尊重した上で、相談しやすい環境を整備している。今後も、心身の問題に苦しむ学生が大学生活を無事に送れるよう、教職員の意識啓発を進めるとともに、施設の充実や多様な学生対応能力を備えた組織体制のさらなる発展を目指す必要がある。

また、教職員が特別な配慮を行う必要があると判断した学生の情報は、個々の学生情報を教職員が共有可能な学内システム「学生カルテ」に入力することで教職員間の共通認識を形成し、活用することが重要となる。学生の多様化に伴い、個別の対応は必須となり、対応方法を立案する組織も必要である。

- ・除籍対象者および中途退学者減少対策

新型コロナウイルス感染症発生から3年経過したが、その間に除籍対象者や中途退学者は増加傾向を示している。コロナ禍だからこそ、入学時の「仲間づくり」は大変重要なことだが、そのための「新入生合宿」を3年間実施できていない状態であった。ようやく4年ぶりに「新入生合宿」を実施することができ、学生間の縦、横の関係の構築を目的とした取り組みが実践できた。オリエンテーションをはじめとした入学時の諸行事も、相談できる先輩や友達がそばにいてスムーズに終了できた。やはり、新入生に関しては、入学時に様々なことについて、相談し、話し合える仲間の存在が重要であり、これらを実現するためには、「新入生合宿」などの仲間づくりを目的とした行事が不可欠である。

出席不良の学生に対しては、早急に連絡を取り、状況を把握するとともに問題があれば解決を図ることが重要である。クラス担任教員、学生課、教務課、庶務課及び国際交流支援室で組織的に連携を図りながら、対象学生との面談などを重ねることで、信頼関係を築き、今後の学生生活のあり方をともに考えていくことが重要である。連絡が取れない学生に対しては、保護者へも積極的に連絡を取ることはもちろん、少人数の大学の利点を活かして、自宅訪問を行うことも重要である。

中途退学者を減らすためには、初年次の早い段階から個々の学生の様々な状況把握に努め、学生それぞれの事情に応じた適切な指導方策を講じていかななくてはならない。本学では、入学して早い時期に両学科の教員が学生との面談を行っているが、初年次以降も学生が学習・生活上の相談が気軽にできるように、学生とクラス担任教員との個人面談の推進や「学生相談室」の活性化など、学生が自ら相談できる環境の構築を図

ることが重要である。本学の授業科目履修規程第 22 条の 2 の第 5 項第 1 号には、「2 学期連続して GPA が 1.00 未満の者」については、「学生部長及び教務部長が次学期の履修登録までに勧告・指導・助言を行う。」とあり、この規定を踏まえて、成績に関して諸問題を持つ学生に対して、教務部と学生部で改善を目指して指導を連携し、組織的に実践することが必要である。

また、大学生活に対する意欲の減退による退学を減らすため、学友会などと連携し課外活動の活性化を図ることも重要である。学生が意欲的に取り組み、日々の学生生活に意欲や喜びを持てるように同好会を増やしていくことも同様に重要であろう。

授業料未納による除籍に関しては、コロナ禍の影響により、経済的に厳しい環境に追い込まれた学生の学納金未払いが増加した。こうした状況を考慮し、対象者に対しては個別に面談を実施して状況を把握し、状況に応じて、特別に学納金の延納、分納期限の延長を認めることで、授業料未納による除籍を回避した。令和 5(2023)年度ようやく 4 年越しにコロナ禍から抜け出したが、すぐには経済的な状況は改善しないと予想されるので、令和 5(2023)年度 10 月までは学生生活に意欲的な学生を除籍させないために弾力的な対応を行った。今後も、学生からの授業料関係の相談にしっかり対応しなければならない。

- ・学生の要望に対応した学生支援

本学では、授業内容及び環境の改善を図るために、学生の声に応えるための方法として「授業評価アンケート」を活用してきた。今後は、「KIIS 学習ポートフォリオ」、「KIIS 学習到達度ルーブリック」、学友会が学生の意見を直接受ける「意見箱」で集約した学生の要望についても、その方法の一つに位置付けて、さらなる活用を図ることが重要である。

また、学生の要望を大学運営に反映させるために、学生代表（学友会）と学長との面談を定期的に行い、その面談内容の公開と要望事項の結末を、学生に公表することが重要である。

- ・学生のサークル活動等を充実

学生のサークル活動の充実を図るための課題としては、以下の 4 点が挙げられる。第一に、サークルの一員である自覚と活動目標の達成を実現するために、個々の責任ある行動と活動意欲を全員でどのように共有するか。第二に、サークルの中心的活動として活動する意識の高揚をどのように育成するか。第三に、様々な活動を実践することで、目標の達成を実現するに十分な予算を配分できるか。第四に、日々の活動場所をどのように確保するか。以上の点について適切な指導・支援を行い、サークル活動などをさらに充実させていく。

- ・学友会執行部の組織と活動の充実

学友会執行部の組織と活動の充実を図るための課題として、以下の 5 点が挙げられる。第一に、学友会活動の活性化を推進するための指導者の育成を図ること。第二に、主体的かつ行動的にイニシアティブを取れるメンバーをどのように集めるか。第三に、組織の強化とメンバーの責任感および使命感の育成をどのように計画するか。第四に、学友会行事の活性化を推進する新しい計画をどのように組み立てるか。第五に、学友会執行部の学生生活への意識向上をどのように図り、積極的に参加できる体制をどの

ように育成するか。以上の点について適切な指導・助言を行い、学友会執行部の充実を推進する。

・食生活の支援と健康増進

健康な体づくりは如何に食するかであり、学生食堂での昼食は重要である。学生の昼食は様々であるが、学生が集い憩う場「カフェテリア」、「多目的ホール」で、おにぎりやパンのみ、お菓子類で終わらせる光景も見かける。このような簡単な食事を続けていけば、やがて心身に支障をきたし、学生生活を送ることも困難になるかもしれない。食堂で一食でもバランスの良い食事を安価に提供できれば、学ぶことと健康な体づくりを推進できる。コロナ禍においては、学生の経済的負担を軽減するために学生食堂内のメニュー金額の一部を学生支援機構の支援金、大学からの支援金、大学同窓会からの支援金、学友会からの支援金により補って、学生食堂の利用促進を実現できた。学生に対する「食」の重要性の理解推進と支援金の活用をどう継続するかが今後の課題である。

就職関係

進路支援での課題は、コロナ禍後の対応で個々の学生に対する支援が質量ともに増加しており、そのすべてを現在の組織体制でいかにして対応するかである。

資格取得支援に係る課題では、コロナ禍の影響で資格取得に挑戦する学生が減っているため、この立て直しを図ることである。そのためには資格と関連する科目を担当する教員と連携して、学生に対して資格取得の動機づけを促進していく具体策を検討していきたい。

インターンシップ教育については、キャリア形成支援の観点から意義あるものと考えられる。他大学ではインターンシップを正規の科目として開講しているものもあるが、本学の場合教育課程の中に組み入れられておらず、後述するとおり就職課主管による税理士事務所インターンシップ事業にとどまっている。そして何よりも本学学生の就職率の向上ということが、いま取り組むべき喫緊の課題である。昨年度の本報告書の「基準Ⅱ・B 学生支援の課題」では、正式にインターンシップ科目を設置すべきことを課題として挙げたが、令和 6(2024)年度施行の教育課程に「インターンシップ実習（1・2 年選択）」を設置することができた。授業内容としては、単に企業における実習だけでなく、大学における事前・事後の指導など体系的な学習プログラムを予定している。

留学生の就職環境は、コロナ禍の影響を継続的に受けて厳しい状況である。特に、留学生の日本語能力、コミュニケーション能力は、専門性と同等あるいは時にはそれ以上に企業から求められる項目であり、日本語能力の向上は重要な課題の一つである。企業が留学生採用を渋る最大の要因は、日本語の運用能力や文化の差異も含めたコミュニケーション・ギャップへの不安である。留学生の就職では、書類審査や一次面接などの初期の段階で日本語能力試験 1 級（N1）相当が証明できなければ、後のフェーズに進むことは著しく困難であり、この N1 相当以上を示すエビデンスとしての資格試験取得は、留学生就職対策の喫緊の課題であり、日本語能力試験 1 級（N1）取得の更なる飛躍を目指している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

就職関係

学生の進路開拓にあたっては、地元の優良企業との連携を強化することが重要である。学長が平成 24(2012)年 10 月に「福岡県中小企業家同友会」（以下「同友会」という。）に会員として加入し、平成 29(2017)年 4 月には、本学と同友会間で包括連携協定を締結し、長きにわたり関係の強化を図ってきた。両者の連携は本学独自のキャリア教育の要として大きく機能し、キャリア教育科目の外部講師として同友会加入企業の経営者が参加している。現在では同友会との連携事業（授業）としてキャリア教育のみならず、人間教育に協働で取り組むまでに発展してきている。同友会との連携事業について以下に記す。

「同友会」との連携したキャリア教育としては、1 年次必修科目「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」（前・後期）と 3 年次選択科目「キャリアデザインⅠ」（前期）の授業があり、アクティブラーニングの要素を盛り込みながら展開している（提出-6）。

1 年次必修科目の「コミュニケーションと自己発見Ⅰ・Ⅱ」では、「同友会」の代表（経営者）による「講演」とそれを受けてのグループ討議により、『働く』ことの意味と今後の大学生活で大切にすべきことについて考えを深めている。

3 年次「キャリアデザインⅠ」では、6 人の経営者が隔週で講話する連続講座を実施している。同講座では、各経営者がそれぞれの会社の経営理念や経営方針、自らの人生について学生に語りかけている。そして「キャリアデザインⅠ」担当教員は、それぞれの講話内容について、翌週の授業で振り返り、印象に残った言葉やエピソード等について学生のあいだでグループ討議をさせている。この討議を通じて、学生がお互いの理解を共有して深め、定着させる場としている。こうしたアクティブラーニングの取り組みの目的は、経営者の講話から「働く」ことの意味を学生が具体的に学びとり、3 年次後期から始まる就職活動、進路選択の中で自分のものとして活かしていくことにある。以上のように、就職支援のみならず教育や卒業後の人生設計にわたって、「同友会」との連携は不可欠のものとなっている。その過程で本学との信頼関係も深まってきており、それが連携事業の更なる発展に繋がっていくものと考えられる。

その他の団体との連携事業としては、九州北部税理士会福岡支部と本学との間で税理士事務所インターンシップ（注：就職課主管の就職支援事業）を 6 年にわたり実施している。この連携事業の目的は、簿記などの資格取得を促すことに加えて、それが社会でどう生かされているかを体験してもらうことにある。インターンシップ候補者については、簿記 3 級以上の資格取得者で参加を希望する者から大学が推薦する形で人選しているが、そのため受け入れ先事務所からも学生に対する高評価を得ている。実習では、実際に関係先の勘定科目の仕分け・整理、会計ソフトの入力作業、関係先への訪問に同行するなどの経験が積める内容等もあり学生からもとても実地的なものだとして好評を博している。九州北部税理士会とこれまでに培った信頼関係は今後もつなげていく。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学は、平成 29(2017)年に「公益財団法人日本高等教育評価機構」の評価を受審し、適合認定されているが、以下ではその際に記述した主な改善計画の実施状況について説明する。

・「改正された教育課程の点検と評価」について

基準Ⅱ-A-2 で述べたとおり、教務委員会を主体として教育課程の点検と評価を毎年着実に進めており、その結果として令和 5(2023)年度の 35 科目の改正を含めて、平成 30(2018)年度から 5 回の改正を行っている。

・「社会のニーズに応える IT 人材の養成を PR」について

令和元(2019)年度の新しい教育課程の編成における眼目とするところは、“AI 時代の到来”を迎えて、それに対応する有為な専門的職業人を育成するということであった。そのため、情報ネットワーク学科の教育課程の中にデータサイエンス分野の科目を新たに開設するとともに、コースの改組を行って、「データサイエンス」コースを新たに設けた。

さらに基準Ⅱ-A-1 ほかで述べたとおり本学は、令和 3(2021)年度には「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」、令和 4(2022)年には「同（応用基礎レベル）」を文部科学省に対して申請し、それぞれ認定された。「基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項」でも示した通り、令和 3(2021)年度からそれぞれのレベルの所定の科目を履修し、合格した学生に対しては修了証を授与している。このように本学の教育は、時代の要請に応じて有為な IT 人材を輩出するように努めている。

・「ナンバリング、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの導入」について

学生が体系的な科目履修ができるように、平成 30(2018)年度第 6 回教授会においてナンバリング導入について審議され、学長により決定された。これによりシラバスには「ナンバリング」の欄が設けられた。カリキュラムマップについては、令和元(2019)年度の新しい教育課程の編成に伴って作成され公表されている。なお本学は、従前からコースごとの「履修モデル」を学生に提示し履修指導を行っており、これは学生にとって効果的な履修の手引きとなっている。

・「ポートフォリオおよび教務事務システムについて利用状況を注視、適宜改善」について

基準Ⅰ-B-3 ほかで説明したとおり、令和 2(2020)年度にそれまでのポートフォリオ書式にループリック的要素を加えた「KIIS ポートフォリオ&ループリック」が導入された。令和 4(2022)年度には、ポートフォリオとループリックを同一の書式から切り離して、それぞれについて Google Forms を活用したアンケート方式により、「KIIS 学習ポートフォリオ」および「KIIS 学習到達度ループリック」として実施することで合意され、漸進的に実施された。

教務事務システムについては、大学運営に支障が生じないように、業者が定期的に更新している。

・「GPA（Grade Point Average）制度の導入」について

GPA 制度については、学生の奨学金交付決定に関する資料や学生表彰を決定する資料など「内部資料」として活用する目的で、すでに平成 27(2015)年より導入されていた。GPA を進級指導および退学勧告等に活用することについては、平成 28(2016)年度第 11 回教授会において履修規程の改正が審議され、学長によって承認された。これにより、改正された履修規程第 22 条の 2 の規定に基づいて、GPA を用いた進級指導および退学勧告等が平成 29(2017)年度から行われることになった。各学期終了後に発行される成績証明書には下記のとおり秀・優・良・可・不可の指標とともに GPA 値も表記されている。

・「成績評価の指標として、『秀』を加える」について

令和元(2019)年度第 7 回教授会において学則第 27 条の改正が審議され、学長によって決定されたことにより、令和 2(2020)年度の入学生から、「授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 段階をもって表示し、可以上を合格とする。」が適用されることになった。これにより、個々の学生の学習成果に応じたきめ細かい評価が可能になった。なお令和元(2019)年以前の入学生は、改正前の第 27 条「授業科目の成績は、優・良・可・不可の 4 段階をもって表示し、可以上を合格とする。」が適用されていた。

・「教養教育充実のために教務委員会が中心となって点検し、必要に応じて改善を図る」について

令和元(2019)年度から、「学術・教育研究所」の下部組織として「学習支援センター」が新設され、リメディアル教育や教養教育に組織的に取り組んでいくことになった。また、学生同士の学びあい（コモンラーニング）を推進していくために、同センターの支援の下で「KIIS ラーニングルーム」（学習相談室）も新設され、担当教職員指導の下で上級生が定期的に学習相談等にあたることになった。

教養教育に係る教育課程の点検と改正および教育内容については、教務委員会を中心にしている。令和 2(2020)年度教育課程の小規模な改正により、初年次教育（特にリメディアル教育）の充実を目的として、1 年次選択科目「大学基礎総合」が再度開講されることになった。この科目では、日本人学生は高等学校までの文章力・漢字力、留学生は日本語能力試験 N2 レベルまでの日本語力を点検・強化することを目的としている。

さらに入学前教育については、令和元(2019)年度から大幅に拡充を図り、前年度の読書感想文のみから、漢字学習（日本人学生）、日本語学習（留学生）、英語学習（全学生）、数学学習（全学生、ただし自主学習。令和 3(2021)年度からは義務化）、読書感想文（全学生）に増やした。また、入学後に「プレテスト」を新たに実施して、学力不足の学生に対しては、「大学基礎総合」を受講させて指導を行うことにした。これは基礎学力の全般的な確認・強化を意図している。

教養教育の一部に位置づけられる初年次教育については、「基準Ⅱ-A-3」でも説明したように、事実上は教務委員会の下部組織である「初年次教育科目担当者会議」を定期的に開いて、授業の進め方の調整、教育課程の検討などを行っている。

・「授業改善アンケートについて授業評価に関するデータを学生や社会に向けて広く公開し、本学の教育の現状について意見を募る必要」について

授業評価に関するデータについては未だ公開するに至っていない。善処していき

い。

・「同友会と連携したキャリア教育プログラムのさらなる充実を目指す」及び「同友会及び九州北部税理士会と連携したインターンシップ制度の構築へ向けて協議を深め、その充実を図る」について基準Ⅱ-B-4 で述べた通り実施している。

・「中途退学を未然に防ぐ支援防止対策」について

退学の理由については、様々な事情によるが、学生の大学生活における不安や悩みを把握し、挫折することを少しでも取り除くために、平成 29(2017)年 4 月から情報ネットワーク学科ではサポートアワーを設定し、1 年生を対象にグループ面談を行っている。経営情報学科でも学科長を中心として、学生の個人面談を行っている。さらに心理的あるいは肉体的問題を抱えた学生に対しては、学校心理士の資格を有する教員を配置するとともに、学生部長をリーダーとする相談・対応チームを組織して、そうした学生が支障なく学生生活を送ることができるように配慮している。

・「父母等や同窓会との連携強化」について

コロナ禍に見舞われた令和 2(2020)年度において、同窓会から経済的に困窮する学生に対して支援が行われた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教務関係

・「教育課程の評価と点検」について

教育課程については、教務委員会を主体として常に怠ることなく評価と点検を行っていく。主要科目が教育課程全体の中で適正に配置されているか、各科目が基礎から応用まで年次を追って体系的に分かりやすく編成されているか、AI、DX という時代の趨勢に的確に対応しているか、学生のニーズに込んでいるか、学生募集対策にとって効果的な内容か、などの観点から評価・点検を行い、必要に応じて改正を提起する。

・「数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの推進」について

本学における同プログラムの概況については、すでに基準Ⅱ-A ほかで説明したとおりである。同プログラムは本学の教育の特色を示すものであり、今後も積極的に推進していく。

・「“電子化”されたポートフォリオ及びルーブリックの普及」について

令和 4(2022)年度に Google Forms を活用したポートフォリオ及びルーブリックの“電子化”が行われたことは基準Ⅰ-B-3 ほかで記したとおりである。これにより教員・学生それぞれにとって、以前の手書きや Excel シート入力方式よりも作成や管理の手間が軽減され、同時に学生の回答の数値化・グラフ化が容易になったため、学生の学習到達度や学習上の関心などを従来よりも具体的かつ視覚的に把握できるようになったと言える。基準Ⅱ-B-1 で述べた通り、教務部としては活用方法について教員向けの説明会を開催するなどして普及に努めてきたが、こうした試みを継続していく。

・「アセスメント・ポリシーに基づく学習成果 (Student Learning Outcomes) の査定・評価の着実な履行」について

基準Ⅰ-C-2 ほかで述べたとおり、令和 4(2022)年度に学習成果の査定・評価の方針として初めてアセスメント・ポリシーが策定され、実際に施行された。令和 5(2023)年

度も引き続いて学習成果の測定・評価を着実に履行していく。

就職関係

本学では、就職活動の解禁時に複数内々定を持ち、活動を継続する学生と、マイペースで活動を行う学生が存在している。現在の多様な就職支援や採用手法から、これまでのキャリア教育・科目の有り方を再検討し、各年次における社会人基礎力の到達目標を示した、1～3年生を対象とするキャリアデザインの授業を導入する。また、インターンシップを授業化して学生に実践的な職場経験を提供し、プロフェッショナルなスキルを身につけることで、就職活動やキャリア形成に備えさせる。

現在、就職活動は早期化と長期化が進む中、学業との両立に苦勞する学生に重点的な支援を行い、就職活動の進捗が遅れる学生に個別支援を提供する。

本学はこれまで福岡県中小企業家同友会や九州北部税理士会福岡支部との間で連携を通じて学生の就職支援を行ってきた。今後は、新たに福岡県情報サービス産業協会との連携を深め、IT業界における学生の理解を深めるとともに、情報処理技術者の育成に注力を行う。

就職課では資格取得支援に焦点を当てたサポートを提供してきたが、対策講座の停滞が課題であり、今後は、検定試験と授業との連携を強化して学生が効果的に資格取得に取り組めるようにサポートを充実させる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

7,九州情報大学学則

8,九州情報大学大学院学則

49,規程集(1-9 学校法人麻生教育学園就業規則)(1-14 学校法人麻生教育学園育児休業等に関する規程)(1-15 学校法人麻生教育学園介護休業等に関する規程)(1-19 学校法人麻生教育学園給与規程)(1-22 学校法人麻生教育学園退職金支給規程)(1-26 学校法人麻生教育学園通勤手当支給規程)(1-30 学校法人麻生教育学園旅費支給規程)(2-17 九州情報大学大学院 F D 専門委員会規程)(3-2 九州情報大学組織規程)(3-3 九州情報大学連絡会議規程)(3-4 九州情報大学教授会規程)(3-14 九州情報大学 F D 委員会規程)(3-15 九州情報大学 S D 委員会規程)(3-16 九州情報大学人事委員会規程)(3-26 九州情報大学教員選考規程)(3-27 九州情報大学教員資格審査基準)(3-28 九州情報大学教員資格審査基準実施細目)(3-32 九州情報大学研究費規程)(3-33 九州情報大学科学研究費助成事業に関する規程)(3-34 九州情報大学公的研究費の管理・監査に関する規程)(3-35 九州情報大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程)(3-37 九州情報大学における研究者研究活動行動規範)(3-61 九州情報大学運営調整会議規程)

備付資料

42,授業改善報告書（授業改善アンケート概況含む）

51,2023(令和 5)年度学生実態調査

65,教員個人調書〔様式 24〕

66,教員研究業績書〔様式 25〕

67,九州情報大学 Web サイト「研究一覧」

(<https://www.kiis.ac.jp/general/study/ichiran/>)

68,九州情報大学研究論集（第 24 巻）

69,九州情報大学研究論集（第 25 巻）

70,九州情報大学研究論集（第 26 巻）

71,九州情報大学 Web サイト「認証評価・教育研究活動等の情報公開>教育研究活動等の情報公開 3.教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」

(<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>)

72,外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式 26〕

73,令和 3 年度 FD 活動記録（学部・研究科）

74,令和 4 年度 FD 活動記録（学部・研究科）

75,令和 5 年度 FD 活動記録（学部・研究科）

76,令和 3 年度 SD 研修記録

77,令和 4 年度 SD 研修記録

78,令和 5 年度 SD 研修記録

79,教職員人材育成の目標・方針と教職員に求める能力について

80,九州情報大学学術・教育研究所報

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 大学 及び学部・研究科等 の教員組織を編制している。
- (2) 大学及び学部・研究科等 の 専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、 大学設置基準等の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<現状>

教員組織は、学校教育法第 92 条の規定に基づき、学長、教授、准教授及び助教を配置している（提出-7 第 7 条）（提出-8 第 5 条）。

専任教員数は、下表のとおりであり、大学設置基準及び大学院設置基準の規定を充足している。

（令和 5 年 5 月 1 日現在）

学 部 ・ 学 科 等 の 名 称	専 任 教 員 等								非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手		
経営情報学部経営情報学科	9 人	3 人	2 人	0 人	14 人	8 人	4 人	0 人	16 人	17.4 人
経営情報学部情報ネットワーク学科	7 人	4 人	0 人	2 人	13 人	8 人	4 人	0 人	13 人	15.4 人
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	7 人	4 人	—	—	—
計	16 人	7 人	2 人	2 人	27 人	23 人	12 人	0 人	29 人	—
大 学 院 課 程	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計		
経営情報学研究科経営情報学専攻(M)	11 人	11 人	2 人	13 人	5 人	4 人	4 人	9 人	0 人	3 人
経営情報学研究科経営情報学専攻(D)	5 人	5 人	4 人	9 人	5 人	4 人	4 人	9 人	0 人	1 人

専任教員の職位は、大学設置基準等の規定に基づき、「九州情報大学教員選考規程」、「九州情報大学資格審査基準」及び「九州情報大学資格審査基準実施細目」等を定め、適切に決定している（提出-49-3-26～28）。

学部及び研究科の「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー、以下 CP）に基づいて、上の表のとおり、専任教員と非常勤教員を配置している。主要授業科目は、必修科目を始めとして、原則専任の教員が担当することとなっている。学部及び研究科の主要科目の充実と全体のバランスを考慮し、質の高い教員を採用し、かつ育成するという方針に基づいて行われている。とりわけ大学院の主要科目担当教員のバランスの取れた充実が、大学全体の教育とその基礎としての研究の質を高めるという考え方がその根底にあり、それによって本学の教育研究環境の水準が維持され、確保され则认为している。

非常勤教員を採用する際も学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準及び大学院設置基準の規定に則っている。

補助教員等の配置については、1年次開講の「情報リテラシー演習Ⅰ」において、令和5(2023)年度は上級生(9人)が教員のサポートを行った。これは、CPの「Ⅱ 経営情報学の基礎から応用までの汎用的技能や知識・理解を修得させること。」に基づいて配置したものである。

教員の採用・昇任は、「学校法人麻生教育学園就業規則」、「九州情報大学人事委員会規程」、「九州情報大学教員選考規程」及び「九州情報大学資格審査基準」等に基づき、教育研究上の業績を踏まえ、適切に運用している。その手続きは、次のとおりである。まず、学長の諮問に応じて、「九州情報大学人事委員会規程」に基づき構成された人事委員会で、教授会に審議を付託する教員の選考に関することを審議する。「九州情報大学教員選考規程」に基づき、学長は、採用・昇任候補者についての選考委員会を設置し、委員を指名する。選考委員会は、「九州情報大学資格審査基準」に基づき、採用・昇任候補者について、研究・教育歴及び研究・教育業績を審査し、その結果を教授会の審議に付託する。教授会の審議結果を受けて(再度人事委員会が教授会の審議結果について審議することもある)、学長が、理事長に上申し、理事長が承認する。なお、研究業績の審査においては、本学教員の多様な教育研究活動を考慮して、一般に研究業績(たとえば、著書、論文等)としては現れがたい業績(体育系・芸術系等)をも評価の対象としている(提出-49-1-9)(提出-49-3-16)(提出-49-3-26、27)。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
 - (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
 - (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
 - (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
 - (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
 - (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
 - (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
 - (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
 - (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜現状＞

専任教員による研究活動のうち学会活動については、国内の学会・研究会へ参加した教員は3名で延べ5回の参加となっている。

外部資金の導入については、65歳未満の教員全員に科学研究費助成事業の申請を義

務付けており、他機関の公募事業にも申請を勧めている。

令和 5(2023)年度は、各教員より、科学研究助成事業等へ研究計画が提出され、科研費・研究助成金採択件数は 6 件（研究代表者新規 5 件、分担者新規 1 件）となり、7,330,000 円（うち、直接経費 6,790,000 円・間接経費 540,000 円）の受入れを行った（備付-72）。

現在、令和 6(2024)年度分を申請しており、令和 5 年 9 月に対象者 13 人から研究計画調書の提出がなされている。

研究活動に関する規程として、研究費の使用について定めた「九州情報大学研究費規程」、科学研究費補助事業の取り扱いについて定めた「九州情報大学科学研究費助成事業に関する規程」、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて定めた「九州情報大学公的研究費の管理・監査に関する規程」、責任体系の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正防止対策並びに適正な運営・管理活動を定めた「九州情報大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的とした「九州情報大学における研究者研究活動行動規範」等を整備している（提出-49-3-32～35、37）。

研究倫理を遵守するための取り組みとしては、隔年で研究倫理教育教材「日本学術振興会の e-ラーニング（eL CoRE）」による研修を実施している。令和 4(2022)年度の実施時には、対象者 30 名全員が受講した。

専任教員の研究成果の発表の機会として、学術・教育研究所の下部組織である研究論集編集小委員会による『九州情報大学研究論集』の年 1 回の刊行、そして所報編集小委員会による『九州情報大学学術・教育研究所報』の年 1～2 回の刊行により、研究機会の確保を行っている（備付-69、70）。

専任教員は全員研究を行う研究室を与えられており、電話回線・インターネット接続・空調など研究環境整備がなされている。

「学校法人麻生教育学園就業規則」第 26 条の規定により、理事長の許可を得て、週 1 日の学外研究又は学外出講を行うことができると規定している（提出-49-1-9）。

本学では、専任教員の留学、海外派遣に関する規程は整備されていないが、状況に応じて理事長・学長が判断することとしている。科学研究費による海外出張の場合は、「科学研究費助成事業科研費使用ルール」（九州情報大学）に基づき、旅費、日当を支給している。また、科研費以外で国際学会での発表などのための海外出張については、「学校法人麻生教育学園旅費支給規程」に基づき支給している（提出-49-1-30）。

＜学部＞

「九州情報大学 FD 委員会規程」に基づき、学部、副学長、学部長、学科長及び教授会において選出された若干の専任教職員により FD 委員会を設置しており、大学設置基準第 25 条の 3 を踏まえて全学的組織的な取り組みでの FD 活動を行っている。

令和 5(2023) 年度は、①教員の教育や研究は勿論その他の分野も含めた能力開発を支援する、②FD 活動を通じて、教育・学習効果を高める、③その結果、教育環境の向上を目指すという点に重点を置き以下の FD 活動を行った（提出-49-3-14）（備付-73～75）。

①学生実態調査（備付・51）

- ・令和4年度学生実態調査報告書作成（9月）
- ・令和5年度学生実態調査実施

＜実施期間＞1月17日（水）～1月30日（火）

＜実施方法＞Web アンケート

②授業改善アンケートの実施と分析（備付・42）

各教員がアンケート結果に対して、授業改善報告書を提出した。授業改善に活用するため、学内教職員共有フォルダに授業改善報告書を掲載。

前期：

＜実施期間＞7月18日（火）～7月31日（月）

＜実施方法＞Web アンケート

後期：

＜実施期間＞1月17日（水）～1月30日（火）

＜実施方法＞Web アンケート

③FD研修会

＜実施日＞令和6年3月14日（木）

- ・講演「自分がAIを使う時代から自分のAIを使う時代へ」
- ・講演「Google Forms を用いたポートフォリオ・ルーブリックによる評価と課題」
- ・講演後アンケートを実施

④授業公開を実施

＜実施期間＞令和5年12月19日（月）～12月23日（金）

＜実施方法＞対面および授業資料（PowerPoint）

他の教員の授業を見学し、参加報告書をFD委員長あてに提出。

⑤新任教員研修 令和5年6月15日（木）

2名の新任教員を対象に実施。

専任教員は、教務委員会・学生委員会・入学試験委員会・学生募集委員会・就職対策委員会・図書館委員会・FD委員会などいずれかの委員会に所属し、事務局の教務課・学生課・就職課・入試広報課・図書館・情報処理室等の各部署と連携して、学生の学習成果の獲得を向上させる対策を検討して実施している。以下にその事例について説明する。

たとえば成績不良者に対する指導であるが、専任教員であるゼミ・演習クラス担任教員は、教務委員会・教務課からの要請を受けて、該当する学生に対して指導を行い、学習成果の獲得が向上するように適切に配慮している。教務課は、クラス担任教員が指導する際に必要な成績データなどの資料を適宜提供している。

本学が学習成果の獲得に関して重視しているものにITパスポートの取得があるが、「基準I・B 教育の効果の特記事項」ほかで述べたように、本学独自の教育プログラムとして、教務委員会・教務課の企画により「ITパスポートコンテスト」という学内模擬試験を年2回実施している。同コンテスト実施にあたっては、専門教育科目「情報

テクノロジー」を始めとして情報関連科目担当の専任教員に対して、コンテストの参加（模擬試験の受験）等を成績評価の要素に加えることを要請し理解を得ており、そうしたこともあって、同コンテストは学内行事として定着してきている。

以上のように専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜研究科＞

「九州情報大学大学院 FD 専門委員会規程」に基づき、大学院委員会において選出された若干名の専任教員より FD 専門委員会を設置して、授業改善アンケート等の FD 活動を実施している。活動成果は大学院委員会で報告・検討されている。

研究指導の成果を確認し、教育の質のさらなる向上を図るために、平成 29(2017)年度より、通常の講義科目については年 2 回（前期末と後期末）、通年科目である演習・特別演習類科目については年 1 回後期末に大学院演習・特別演習改善アンケートを継続的に実施しており、また、修了時には大学院修了後アンケートを実施している。これらのアンケートは令和 4(2022)年度より Google Forms による Web 方式に変更することで、匿名性の担保を付している。

これらのアンケートは、大学院 FD 専門委員会において集計結果をとりまとめ、大学院委員会において報告することにより、各大学院担当教員にフィードバックするとともに、設備面等の要望については研究科長から学長・理事長に上申している。

アンケートの実施および結果のフィードバック、FD 研修会の実施により、大学院担当教員全体で指導する体制が実現されており、また、大学院生の状況や認識を知りうえて、重要な手がかりとなっている。また、合同研修および指導委員会による指導は、大学院担当教員全体によるきめ細かな教育を実現している。これらの FD 活動は、きわめて有益に行われている。アンケートについては、実施方法や評価項目の見直しを重ねることにより、改善しながら継続する（備付-73～75）。

教育や指導の面で顕著な成果を上げている学内外の事例の紹介および導入に関する FD 活動を重点的に行うことをも検討している。

専任教員は、大学院生の学習成果の獲得が向上するように、FD 専門委員会、教務専門委員会、入試・学生専門委員会、さらに教務課、学生課とも連携しながら指導にあたっている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<現状>

「九州情報大学組織規程」において大学事務局の組織及び事務分掌について規定し、庶務課、入試広報課、教務課、学生課、就職課、国際交流支援室、健康管理室、情報処理室、附属図書館事務室、学術・教育研究所事務室及び博多駅地区キャンパス事務課を配置している。大学事務局長が事務全体を掌握し、各部署の長が各部署の業務を管轄する責任体制をとっている（提出-49-3-2）。

上記部署にそれぞれ、専任職員と業務委託職員を配置しており、比較的長く同部署の職務を行っている職員が多い。また、附属図書館には司書、就職課にはキャリアカウンセラー、健康管理室には養護教諭、情報処理室には基本情報技術者など専門的な資格等を有する職員を配置している。以上のことから、事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

また、適材適所に努めて人員を配置しており、国際交流支援室には、外国語の運用能力を備えた職員、入試広報課には、高等学校教員との交流が多い運動部の監督を兼ねている職員を配置するなど各人の能力や適性を発揮できる環境を整えている。

大学事務局は「九州情報大学組織規程」第 13 条に定められた事務分掌に基づく職務を遂行するにあたり、関係する諸規程を整備している。

太宰府キャンパスには、事務局として、庶務課、教務課、学生課、入試広報課、就職課、附属図書館事務室、情報処理室、健康管理室及び学術・教育研究所事務室を配置し、博多駅東サテライトキャンパスには博多駅地区キャンパス事務課を配置している。全職員にインターネット環境と学内 LAN 環境を整えたパソコンとその他必要な備品や文房具等を整備している。

平成 21(2009)年度から「少人数でも強い事務局をつくる」ことを目的として、大学事務局全職員対象の「九州情報大学 SD 研修会」として実施していたが、平成 29(2017)年 4 月からの SD(Staff Development)（以下「SD」という。）義務化に伴い、教員もその対象となったので「九州情報大学 SD 委員会規程」を改正し、以降は全教職員対象として実施している。令和 2(2020)年度には、SD 委員会において、「教職員人材育成の目標・方針と教職員に求める能力について」を定めた（提出-49-3-15）（備付-79）。

令和 5(2023)年度は、次の研修を実施した（備付-78）。

①令和 5 年 8 月 24 日（木）10：00～11：00

講演「生成 AI の現状とこれから ～新しい技術と「至心」～」

講師：本学助教（博士 工学）

目的：ChatGPT の活用事例や今後、生成 AI にどのように対応すべきかについてについて学ぶ

②令和 5 年 8 月 24 日（木）12：50～14：20

大学改革（他大学の情報収集特色・事例研究）

発表者：教員 2 名、職員 2 名

目的：他大学において成果が上がっている事例等を研究し、本学の改革に繋げるため

また、各部署の業務に影響のない範囲で、学長の判断において、文部科学省、日本学生支援機構、日本私立大学協会、九州地区大学就職指導研究協議会及びその他が主催する研修会等に参加している。

管理運営のために各部署の長による事務連絡会を毎週月曜日に開催しており、各部署の連絡調整を主な目的として、各種委員会等の報告、各部署の当面の諸問題や今後の予定の報告、研修会等に参加した場合の報告等を行い、情報の共有を図っている。その後、各部署で打ち合わせ等を実施し、日常的な業務の見直しを行っている。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、「九州情報大学連絡会議」、「九州情報大学運営調整会議」には、大学事務局長が構成員として参加し、教員との連携を図っている。教授会、大学院委員会の事務は職員が担当し、所管する庶務課長、各課の課長が、陪席として参加している。また「九州情報大学教授会規程」第 8 条に規定されている委員会には、事務職員が構成員として参加している。教務課、学生課及び就職課における教育支援はもちろんのこと、庶務課、附属図書館、学術・教育研究所及び情報処理室においては、研究支援も含めて取り組んでいる（提出-49-3-3）（提出-49-3-4）（提出-49-3-61）。教務課と学生課では、入学前教育の一環である合宿実施時に、就職課では、2 年次配置の「キャリアデザイン入門Ⅰ・Ⅱ」で就職活動方法、ビジネスマナー等の内容の授業を行う際に、それぞれ担当教員の補助を行っている。また、学習成果の測定に係るアセスメント・ポリシー作業部会にも事務職員が参加している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜現状＞

学校法人麻生教育学園（以下「本法人」という。）においては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、「学校法人麻生教育学園就業規則」、「学校法人麻生教育学園育児休業等に関する規程」、「学校法人麻生教育学園介護休業等に関する規程」、「学校法人麻生教育学園給与規程」、「学校法人麻生教育学園退職金支給規程」、「学校法人麻生教育学園通勤手当支給規程」、「学校法人麻生教育学園旅費支給規程」等を定めて周知し、人事・労務管理を適切に行っている。また、労働衛生安全法に基づき、全教職員に対して毎年 1 回、医師による健康診断を実施し、教職員の心身の健康管理を適切に行っている。また、教職員の採用、任命、服務、出退勤及び人事記録等については、諸規程に基づき法人本部総務課と大学庶務課が適正に管理・運営を行っている（提出-49-1-9）（提出-49-1-14、15）（提出-49-1-19）（提出-49-1-22）（提出-49-1-26）（提出-49-1-30）。

「労働基準法施行規則」、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正による労働条件の明示事項等の変更（令和 6(2024)年 4 月 1 日施行）に伴い、本法人

の労働条件通知書の様式を改正した。また、無期転換申込権が発生する有期労働契約者への意思確認を行い、令和 6(2024)年度の労働条件通知書にて明示している。

「育児・介護休業法」の改正（令和 4(2022)年 10 月 1 日施行）に伴い、本法人の「学校法人麻生教育学園育児休業等に関する規程」の一部改正を行い、出生時育児休業（産後パパ育休）や育児休業の分割取得等の関係規程を自由に閲覧できるように事務局内に備え付けて全教職員に周知するとともに、対象者に都度確認を行っている。

教職員の就業に関する業務については、労働関係法令を遵守し、「学校法人麻生教育学園就業規則」及び諸規程に基づき、法人本部総務課及び大学庶務課において適正に管理し、実践するよう努めており、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間及び休日出勤等は個別に管理を行っている。さらに休日出勤等の振替休日及び年次有給休暇の取得推進を行っており、未消化者に対して各部長及び課長に適宜情報を提供して注意喚起を行う等、教職員の労働時間の適正な管理を実施している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の私立学校法の一部改正に伴い、組織運営体制の再構築を図るため、令和 6(2024)年度内に寄附行為の変更や現在運用している諸規程の点検・見直しを行う必要がある。また、コンプライアンスの強化やリスクマネジメント等内部統制システムの構築が重要であり、そのための人的資源の課題として、これらの外的環境の変化に適切に対応しうる教職員の資質及び業務遂行能力が必要となる。具体的には、専門的知識を身に着けた教職員の新規採用、現教職員の研修等によるコンプライアンスの意識・知識の向上、法務担当部署である法人本部総務課と大学庶務課との連携による機能強化が課題として挙げられる。また、管理職者を含め、高齢化と法人を超えた兼務者が多く、業務の円滑な遂行に余裕がない状況であるため、今後の大学運営と法人運営を考えた際に、計画的な採用と次世代育成による世代交代を図っていく必要がある。

前回の認証評価時に、教員の年齢構成について、「61 歳以上の教員が高い割合を占めているので、バランスのとれた年齢構成への配慮が望まれる」との意見があった。大学院博士後期課程の研究指導ができる教員が退職する場合の後任等、若い教員で対応することが難しい場合もあるが、可能な限りバランスのとれた年齢構成となるように採用したい。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

49,規程集(1-28 学校法人麻生教育学園経理規程)(1-29 学校法人麻生教育学園経理規程施行細則)(1-31 学校法人麻生教育学園固定資産及び物品管理規程)(3-59 九州情報

大学危機管理規程)

備付資料

81,校地、校舎に関する図面（全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等

82,九州情報大学 Web サイト「九州情報大学附属図書館」

(<https://www.kiis.ac.jp/library/>)

83,九州情報大学附属図書館利用案内

84,九州情報大学消防計画

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (7) 通信による教育を行う 学部・研究科等 を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (8) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (9) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (10) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、 AV 資料数及び座席数等が適切である。
- ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (11) 適切な面積の体育館を有している。
- (12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<現状>

大学設置基準の規定により算出すると、校地面積（運動場面積を含む）は 4,000 m² 以上、校舎面積は 3,305 m² 以上と定められているが、本学の場合、校地面積（運動場面積：306,807 m²を含む）は 329,892 m²、校舎面積は 16,843 m²であり、同設置基準の規定を満たしている。

区分	面積	設置基準上面積
校地面積（運動場面積:内数）	323,650 m ² （306,807 m ² ）	4,000 m ²
校舎面積	16,843 m ²	3,305 m ²

障がい者への対応は、設備として 2 号館正面出入り口のスロープと手すり、自動ドア、エレベーター、障がい者用トイレを設置しており、車いすの利用と一部の障がい者への対応を可能としている。

カリキュラム・ポリシーに基づき、講義室・演習室 33 室、実験実習室 1 室、情報処理学習施設 6 室を整備しており、教育活動の展開に適切な環境を整えている。

専門職学科、通信による教育課程は開設していない。

各学科・コースのカリキュラム・ポリシーに基づいて、授業に必要な視聴覚機器の施設整備、ハードウェア、ソフトウェア等の拡充・整備については、教務部を中心にその役割を担っており、授業が実施できるように整えている。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料及び座席数等は適切である。太宰府キャンパスの附属図書館は 2 号館多目的ホールに面して配置されており、面積は 940.9 m²で総座席数は 175 席である。蔵書は令和 5(2023)年度末で、図書 61,347 冊、雑誌 426 種類、視聴覚資料 1,785 点を所蔵している。PC・学習閲覧コーナーの座席数は 116 席、うちキャレル席が 36 席あり 14 台のデスクトップパソコンを設置している。その他、グループ学習室 2 室各 10 席は予約優先の利用として貸出を行っている（開館時間は、平日午前 8 時 40 分から午後 6 時まで）。館内は Wi-Fi・有線接続に対応していて、どこからでもインターネットに繋がる環境になっている。

各年度の前期・後期の授業開始にあたり、教員に対して、推薦図書の選書依頼を行っている。推薦があった図書については、随時図書館委員会を経て購入している。また、シラバスから各科目の参考図書のうち、所蔵がないものをリストアップし、図書館委員会に諮って購入している。寄贈雑誌等のうち、年数が経過する等して不要と判断されるものについては、図書館委員会の意見を踏まえたうえで、リユースコーナーを設け、希望する学生に無償譲渡している。

体育館（1,424 m²）は十分な面積を有しており、授業やクラブ活動のほか、オープンキャンパスや学園祭等の学内行事にも多目的に利用している。

遠隔授業を遂行するにあたり、研究室等では対応しきれなかったハード面を、教育の質を確保すべく強化した専用のスタジオを整備し活用している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<現状>

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理について、「学校法人麻生教育学園経理規程」、「学校法人麻生教育学園経理規程施行細則」及び「学校法人麻生教育学園固定資産及

び物品管理規程」に定めている（提出-49-1-28、29）（提出-49-1-31）。

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理は、「学校法人麻生教育学園固定資産及び物品管理規程」に基づき行っている（提出-49-1-31）。

「九州情報大学危機管理規程」及び「消防計画」を作成し、火災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることとしている。緊急災害時や不慮の事故などへの準備や対応は年1回の消火・避難訓練などを通じて周知・対応の徹底しており、また、学長が必要に応じて設置する「危機対策本部」において、災害状況及び災害対策に関する様々な情報を一元的に集約し、迅速な意思決定を行うこととしている（提出-49-3-59）（備付-84）。

消防用設備は、年1回(12月)の 定期点検を実施し、不良内容の改善や器具の更新を随時行っている。図書館書庫では、利用者の安全のために、書架転倒防止のために上部連結つなぎによる固定を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、DMZ領域に本学研究/教育用Webサーバー、外部向けDNSサーバー、メールサーバー、メールセキュリティサーバー、ファイアウォールを設置している。さらに個人情報等のデータを扱う部門についてはさらにファイアウォールを設置し、個人情報取り扱い部門とそうでない部門とのネットワークの分離を行っている。

学生には、本学で契約中のウイルス対策セキュリティソフトを学生に対して一人1ライセンスを付与し、在学中、このライセンスの利用を許可している。また、入学時にインストールの指導を行っている。

また、各教室設置のコンピュータや教職員についても、大学内で使用するコンピュータへのインストールを推奨している。大学内PCへのウイルス検出、及び不正なアクセス等の検出状況については、本学のサーバーにていつでも確認することができるようになっている。

環境保全への配慮に関しては、学内に分別ごみ箱の設置や、資源ごみの回収のほか節電を柱とした省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な取り組みとして、空調機（冷房・暖房）の稼働については、文部科学省通達や学校環境衛生基準に従い、適切な温度管理（夏季28℃、冬季20℃）を目指しており、クールビズ、ウォームビズなどの奨励を行っている。照明については、蛍光灯の間引きや昼休み等の時間帯は照明をこまめに消すなど節電に努めており、省エネ照明器具への更新も行うこととしている。また、電力会社からの要請もあり、平成25(2013)年9月より九州電気保安協会のデマンド装置（ECOねっとシステム）を稼働させ、一層の節電に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ・B 物的資源の課題>

現在学内の照明器具は、蛍光灯と水銀灯で占められているが、最近では、蛍光灯器具の製造を中止するメーカーが増え、器具を確保することも難しく、価格も上がっているため、LED 照明への移行を検討しなければならない。

また、学内空調設備の老朽化により、GHP エアコンから EHP エアコンへの転換と各教員研究室の小型エアコンへの更新を進めているが、2 号館の大教室と一部の研究室及び図書館の一部の整備ができていない。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料

85,ネットワーク機器配置図

86,マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

〔区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が 教育課程編成・実施の方針に基づいて 授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜現状＞

CPに基づき学生に対して学習成果を獲得させるために、技術サービス、専門的な支援を行っている。令和 2(2020)年度の授業は、新型コロナウイルス感染症の蔓延のため、遠隔方式で実施することを余儀なくされたが、本学の場合、主として Zoom によるオンライン授業、録画によるオンデマンド授業、Googleclassroom による統合型授業を採用した。これらの授業の導入に伴い、教員用・学生用向けに遠隔授業のための説明用の手引きと動画を作成し、学内ネットワーク等を通して公開した。さらに教員に対しては FD 研修会や講習会を開催して、遠隔授業に伴う Zoom や Googleclassroom の操作の仕方について、実際に各自のコンピュータを使って実地的研修を行った。そして特に初年次の学生に対しては、支障なく遠隔授業に取り組んでいけるように、1 年次前期必修科目「情報リテラシー演習Ⅰ」や「コミュニケーションと自己発見Ⅰ」の授業の中で、遠隔授業の受け方、Zoom や Googleclassroom の操作の仕方について説明し実技指導を行った。このように本学では、学生及び教職員に対して情報技術の向上に関するトレーニングの機会を随時提供している。

情報設備に係るハード・ソフトの資源分配については、各種委員会・会議や部署の要望に基づき、学長から理事長に上申し、理事会で審議された後、理事長により決定されている。このような環境の中で、本学の情報技術に関する資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するとともに、学習支援・運営管理において重要な役割を果たしているのが情報処理室である。

情報処理室は、キャンパス内のネットワークの管理をはじめ、パソコンのセットアップ指導やパソコンに関する各種トラブル解決、情報システム利用等のサポートを行っている。また、在学中に必要なソフトは無償で提供している（MICROSOFT ボリュームライセンス(OVS-ES)、TrendMicro TRSL 等）。

さらに情報処理室には、「PC クリニック」という学生の学習支援・授業支援組織が設置されている。「PC クリニック」は、情報処理室の担当教員及び事務職員の指導のもと、選抜された学生（令和 5(2023)年度 9 人）により構成され、パソコンやネットワークに関する相談やトラブル解決の支援を行っており、まさにラーニングコモンズの学習支援・授業支援体制として有効に機能している（基準Ⅱ-B-1 参照）。また開学以来、全学生にノートパソコンを所有させているとともに、ソフトウェアは、マイクロソフトのスクールアグリーメント契約をしており、常に最新の状態にアップデートできる状況にしている。

CP に基づいて教職員が授業や学校運営に活用できるよう、研究室及び事務局に一人 1 台の PC を設置している。

全館において有線 LAN 及び無線 LAN が出来る環境を整備しており、教職員・学生とも学内各所からインターネットやメールにアクセス可能である。なお本学の学内ネットワーク上に教職員・学生ともに利用できる「共有ファイルサーバー」を設けており、これを通じて教員が授業の資料やレポートの課題を提示したり、学生がレポートを提出したりできるようにしている。さらに大学ホームページからは学生向けの様々な連絡が行われており、特に遠隔授業への出席についてはホームページを経由して可能である（備付-85）。

本学は、CP に基づき学習成果を獲得させるために、開学以来、全学生にノートパソコンを所有させて、プログラミングや会計のアプリケーションソフトを利用した実践的な授業を行っているが、人工知能、ネットワーク、高度なプログラミングなどに関して、新しい先進的な情報技術を活用してより高度で専門的な授業を行うために、特別教室としてコンピュータ実習室（51 台）を整備・活用している（備付-86）。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

1. WAN 回線の検討

令和 5(2023)年度に、本学は学内無線ネットワークに係る設備を一部更新し、学内 LAN のスピードが向上した。学内教育資源への接続は 1Gbps～10Gbps となったが、外部への接続については最大 100Mbps が上限となっている。本学学生において授業中インターネット上のサーバーやホームページ(GSuite 関連ページや、教員の指示などによって)へアクセスすることも多い。よって、今後この外部への接続がボトルネックとなることが予想される。今後このインターネット接続回線の更新、変更が課題とな

る。

2. サーバー群の更新

大学内には学生・教職員のネットワークへのアクセス制御をする AD サーバーや、外部とのネットワーク通信の効率化や悪意あるアクセスのブロックなどのために設置されたプロキシサーバーなどが存在する。このサーバー群が故障やセキュリティホールによる攻撃等でダウンしてしまうと学内の業務及び講義や研究などに滞りが発生する可能性があるが、現在これらはソフトウェア、ハードウェアともに劣化している。よって、最低でもソフトウェアの更新を行い、ハードウェアの更新が難しい場合にはハードウェアがダウンした場合に備えてバックアップを備えておくなどの対策が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞
特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 36,活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式 1〕
- 37,事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕
- 38,貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式 3〕
- 39,財務状況調べ〔書式 4〕
- 40,資金収支計算書・資金収支内訳表〔令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度〕
- 41,活動区分資金収支計算書〔令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度〕
- 42,事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度〕
- 43,貸借対照表〔令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度〕
- 44,事業報告書〔令和 5(2023)年度〕
- 45,事業計画書〔令和 6(2024)年度〕
- 46,予算書〔令和 6(2024)年度〕
- 47,学校法人麻生教育学園寄附行為
- 49,規程集(1-4 学校法人麻生教育学園管理運営等に関する協議会規程)(1-28 学校法人麻生教育学園経理規程)(1-29 学校法人麻生教育学園経理規程施行細則)(1-31 学校法人麻生教育学園固定資産及び物品管理規程)(1-36 学校法人麻生教育学園資金運用規程)

備付資料

- 87,財産目録及び計算書類（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）
- 88,ウェブサイト 財務状況等公開資料（<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/houjin/>）
- 89,学校法人麻生教育学園第 3 期中期計画（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度）

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ①資金収支及び事業活動収支は、過去 5 年間にわたり均衡している。
- ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④大学の財政と 大学設置法人の財政の関係を把握している。
- ⑤大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の 20 %程度を超えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士等の監査意見への対応は適切である
- ⑪寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①大学設置法人及び大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

＜現状＞

過去 5 年間の法人全体の資金収支計算書における繰越支払資金の状況は減少傾向にある（表 1）。また、過去 5 年間の法人全体の事業活動収支計算書における基本金組入前収支差額の状況は、令和元(2019)年度以降支出超過が続いているが、収支改善を図るべく経常的経費の削減等の取り組みにより、おおむね減少傾向で推移している（表 1）。

また、過去 5 年間の学生生徒等納付金収入に対する奨学費比率の状況は、令和元(2019)年度以降、毎年度奨学費支出の抑制に努めており、本学の奨学金を含め、徐々に改善している（表 2）。今後とも、収容定員の充足にむけ学生募集に力を入れるとともに、より一層の経費の抑制と効率化を図ることにより、収支のバランスと財務体質の維持・改善に努めていく。

九州情報大学

(表1) 資金収支・事業活動収支の推移表 (学校法人全体)

(単位:千円)

資金収支	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
資金収入計	1,994,981	1,869,427	1,778,366	1,703,690	1,700,937
資金支出計	749,334	751,108	735,898	725,999	802,720
資金収支差額	1,245,647	1,118,320	1,042,468	977,691	898,217
事業活動収支	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
事業活動収入計	500,036	571,270	586,758	621,571	651,065
事業活動支出計	678,816	664,183	687,132	696,127	727,403
基本金組入前 当年度収支差額	△ 178,780	△ 92,913	△ 100,373	△ 74,556	△ 76,339
当年度収支差額	△ 208,423	△ 105,545	△ 111,240	△ 125,206	△ 143,075

※千円単位で表示する際に千円未満を四捨五入しているため、合計等において差異が生じる場合があります。

(表2) 過去5年間の学生生徒等納付金収入に対する奨学費比率の状況

(単位:千円)

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
学生生徒等納付金収入(日本語別科除く)	363,593	382,817	413,620	424,374	386,018
奨学費支出	110,456	106,838	107,517	105,354	83,713
本学奨学費支出	110,456	87,325	85,158	76,634	58,326
奨学費比率(%) (奨学費/学生生徒等納付金(日本語別科除く))	30.4%	27.9%	26.0%	24.8%	21.7%
奨学費比率(%) (本学奨学費/学生生徒等納付金(日本語別科除く))	30.4%	22.8%	20.6%	18.1%	15.1%

※千円単位で表示する際に千円未満を四捨五入しているため、合計等において差異が生じる場合があります。

(表3) 過去5年間の貸借対照表の状況 (学校法人全体)

(単位:千円)

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
固定資産	4,349,559	4,386,716	4,349,416	4,334,691	4,334,746
流動資産	1,257,408	1,134,766	1,048,307	981,395	957,974
資産の部合計	5,606,967	5,521,482	5,397,723	5,316,086	5,292,720
固定負債	176,197	182,911	180,541	167,807	170,039
流動負債	144,871	145,584	124,569	130,221	180,963
負債の部合計	321,068	328,496	305,110	298,029	351,002
純資産の部合計	5,285,899	5,192,987	5,092,613	5,018,057	4,941,718

※千円単位で表示する際に千円未満を四捨五入しているため、合計等において差異が生じる場合があります。

法人全体の貸借対照表のバランスは、令和 5(2023)年度決算で資産額は固定資産 4,334,746 千円、流動資産 957,974 千円、資産合計 5,292,720 千円であり、負債額は固定負債 170,039 千円、流動負債 180,963 千円、負債合計 351,002 千円、純資産は 4,941,718 千円となっている。流動資産のうち、現金預金は減少傾向にあり改善が必要な状態であるが、低いほど望ましいとされる総負債比率は 6.6%となっている。なお、100%を切っていると資金繰りに窮していると見られる流動比率は 529.4%と借入は行っておらず、一定の健全性は維持されている (表 3)。

大学設置法人の財政において、令和 5(2023)年度決算においても事業活動の当年度収支差額のほとんどが大学の支出超過 (△109,809 千円) によるものである。法人本部、

大学ともに支出超過が続いているが、「学校法人麻生教育学園第 3 期中期計画(令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度)」(以下「本法人第 3 期中期計画」という。)をもとに立てた経営改善計画に沿って、学生の確保や公的資金の獲得による収入の増加、奨学費の抑制や管理経費の削減に取り組み、大学の存続を可能とする財政の維持に努めている。

退職給与引当金については、公益財団法人私立大学退職金財団に加入し期末要支給額を基に、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の 100%を計上している(備付-87)。

資金運用については、「学校法人麻生教育学園資金運用規程」に従い、余裕資金を有効活用するために、リスクマネジメントの観点から「資金運用委員会」に於いてリスクを十分に考慮した上での運用を検討中ではあるが、効率的かつ安全確実に運用できるような金融商品が現時点では無いため、運用には至っていない(提出-49-1-36)。

教育・研究活動の維持と発展のために必要な経費の確保の状況を示す教育研究経費比率は、令和 3(2021)年度 51.5%、令和 4(2022)年度 50.1%、令和 5(2023)年度 45.6%となっており、教育・研究活動や学生サービスを充実した予算配分となっている。

学習環境と学習の質を充実させる事を優先した事業計画に基づき予算編成を行い、評議員会の同意を得て、理事会で決定している。小規模校である本学の令和 5(2023)年度における教育研究用機器備品支出は 60,955 千円、図書支出は 653 千円となっており、適切に配分されている。

本法人の財政運営上のガバナンスを適正に行うため、内部監査、監査法人による期中監査及び決算監査における指摘事項、監査意見については関連当事者も交えて確認を行い、その主旨を良く理解して迅速に改善するように対処している(備付-87)。

寄付金については、本学は小規模校であり、大学の歴史が浅く組織も十分確立されていないため、現在、寄付金募集は行っていない。また、学校債の発行も行っていない。

入学定員充足率及び収容定員充足率の推移は下記の通りである。

	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
入学定員 充足率	120.0%	129.0%	124.0%	101.0%	72.0%
収容定員 充足率	84.0%	103.0%	119.8%	118.8%	111.0%

本学は入学者減少に伴い、平成 29(2017)年度から情報ネットワーク学科の入学定員を 90 人から 50 人へ、平成 30(2018)年度からは経営情報学科の入学定員を同じく 90 人から 50 人へ削減し入学定員の適正化を図った。その結果、入学定員充足率は、令和元(2019)年度以降令和 4(2022)年度までは入学定員を充足できていたが、令和 5(2023)年度は入学定員の充足には至らなかったため、令和 6(2024)年度以降、さらに入学者を増加させる対策が必要である。なお、収容定員充足率は令和 2(2020)年度より改善され

充足している状況である。

収容定員は充足している状況ではあるが、今後においては、日本語別科の卒業生を本学に入学させることにより学生数の増加による学生生徒等納付金収入の増収、外部資金等の収入の獲得と管理経費等の削減により財務状況の改善を目指している。

財的資源の適切な管理体制については、令和 3(2021)年度に大学、法人全体としての中期目標である「本法人第 3 期中期計画」を策定し、評議員会の同意を得て、理事会で決定している（備付-89）。この中では、令和 8(2026)年度までに達成すべき法人の達成目標として、令和 8(2026)年度における基本金組入前収支差額の黒字化を掲げているが、この目標の達成に向け、具体的な施策について年度単位の事業計画を策定し、また、各部門は計画を着実に遂行し、財務体質の安定化に取り組むこととしている。この事業計画及び予算については、毎年度 3 月に評議員会の同意を得て、理事会で決定している（提出-45、46）。

事業計画と予算については、理事長が学長を兼ねているため、決定後に速やかに教職員に共有される仕組みとなっており、また、理事長・学長より関係部門の長へ「管理運営等に関する協議会」を通じて通知されている（提出-49-1-4）。

予算の執行において、重要案件については原議書により理事長の承認を受けて実施している（提出-49-1-28）。

また、法人全体の経理、出納業務は、法人本部経理課が一括して行い、予算との整合性及び予算執行手続きが適正かどうか等の確認を行っている。

定期的に発生する日常的な出納業務は「学校法人麻生教育学園経理規程」、「学校法人麻生教育学園経理規程施行細則」に基づいて法人本部経理課長が証憑書類を審査し、法人事務局長の決裁を受けて支払うなど円滑に実施されている（提出-49-1-28、29）。

資産の管理は「学校法人麻生教育学園固定資産及び物品管理規程」及び「学校法人会計基準」に基づき適正に処理がなされており、固定資産台帳の整備についても法人本部経理課と法人本部総務課で連携を取り、適正な管理を行っている（提出-49-1-31）。

月次試算表については毎月作成し、予算執行状況については法人本部経理部長から理事長に報告がなされている。

以上のように本法人では、財的資源を適切に管理している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 大学の将来像が明確になっている。
- (2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、

施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜現状＞

高等教育の大衆化と役割の多様化、少子化と18歳人口の減少の中で、本学がその使命を果たし、特色を発揮するには、IT人材の育成、情報リテラシー教育、小規模大学の特性、実学的なキャリア教育の実施という強みを生かさなくてはならない。九州という地の利を生かして、東アジアの平和と経済的発展に寄与できる経営情報に関する高度な知識・技術と豊かな人間性を備えたビジネスパーソン、ITエキスパートを多数輩出することが本学の目指す将来像である。

本学の強みは、今後大幅に人材が不足すると予想されているIT分野で活躍できる人材を育成できることであり、改善すべき弱みは、知名度が上がらないことや、近郊の他大学と比べて就職率が低いことである。

DX時代のIT人材育成に対応するカリキュラムを編成し、IT関連企業への就職を促進していることを全面に打ち出した学生募集対策を実施している。

学納金は、経営上、収容定員と独自の奨学金支出の状況から、若干高くしたいところではあるが、現在の額は、近郊の競合大学より若干低く設定しており、学生募集上説明しやすく、高等学校の反応も良いため、今後も他大学の動向を注視しながら設定することとしている。また、本学独自の奨学金については、抑制に努めている。

平成29(2017)年度の(公財)日本高等教育評価機構による認証評価受審時に、教員の年齢構成について、「61歳以上の教員が高い割合を占めているので、バランスのとれた年齢構成への配慮が望まれる」との意見があったため、中期計画に基づき、若手教員を採用し、バランスのとれた年齢構成となるように努めている。

施設設備の将来計画については、省電力、長寿命、照度等の導入効果とコスト削減等を考慮し、事務室の一部と体育館内の男女更衣室の照明器具の整備(LEDへの移行)を実施している。また、経年により空調設備の故障が多くなっており、図書館や講義室については部品交換などの対応ができない方式の機器であるため、メンテナンス作業等の整備を実施している(提出-44)。今後も引き続き、照明器具の整備(LEDへの移行)や空調設備等の更新と整備を行っていく(提出-45)。

外部資金の獲得については、本学の経常費補助金が令和5(2023)年度94,697千円、科学研究費補助金が令和5(2023)年度2,830千円、一般寄付金が令和5(2023)年度800千円である(提出-44)。

資産については、クライシスマネジメントの観点から「九州情報大学博多駅前サテライトキャンパス」、「九州情報大学セミナーハウス(熊本県南阿蘇)」及び「第2グラウンド」の資産の処分を視野に入れ検討しているが、処分には至っていない。

また、本法人の余裕資金を「学校法人麻生教育学園資金運用規程」により効率的かつ安全確実に運用することを検討しているが、現時点では運用には至っていない(提出-49-1-36)。

定員管理については、入学者の実態に基づいた定員の削減を行った。具体的には、平成29(2017)年度に情報ネットワーク学科の入学定員を90人から50人へ変更し、平成30(2018)年度に経営情報学科の入学定員を90人から50人へ変更し適正化を図った。

また、令和元(2019)年度に授業料の改定を行った。その結果、入学定員充足率は令和元(2019)年度以降令和 4(2022)年度まで充足し、収容定員充足率は令和 2(2020)年度より改善され充足している状況である。また、人件費をはじめとする経費の削減にも取り組んでおり、本学の令和 5(2023)年度の人件費比率は 59.9%、100%を超えないことが理想的とされている人件費依存率は 85.1%となっており、定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

財務情報の公開については、「学校法人麻生教育学園寄附行為」第 39 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第 2 項に「この法人は、前項の書類及び第 15 条第 1 項第 4 号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」と定め、私立学校法の定めるところに従い、閲覧に供している。また、ウェブサイト上で公表し、ステークホルダーはもとより広く社会に周知している（提出・49）（備付・88）。この他では、毎年 4 月の辞令交付式において、法人本部の職員・大学の教職員に対して、理事長から経営状況について詳しく説明がなされるため、教職員は危機意識をもって業務にあたっている。

〔注意〕 私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によると、本法人の指標は、令和 5(2023)年度において、手持ちの運用資産で外部負債の返済が返済可能な状態であり、約定の返済期限では 10 年以上資金がもつ状態である「B3」という結果となった。

なお、令和 3(2021)年 12 月 9 日付で理事長宛に文部科学省高等教育局私学部参事官より「改善状況に関する調査結果について」の通知があり、令和 3(2021)年度改善状況報告書等に基づく学校法人運営調査委員会の審議を踏まえた結果、本法人の経営状況について一定の改善が確認された旨の連絡があった。このため、本法人としては大学との一体感をもってさらなる安定経営に努めてきたが、令和 3(2021)年度決算における基本金組入前収支差額は△100,373 千円となり、黒字化には至らなかった。そのため、令和 3(2021)年度に策定した「本法人第 3 期中期計画」の中で、経営改善等の見直しを図り、毎年度の事業計画において着実に経営改善に向けて教職員が一丸となって取り組んでおり、「本法人第 3 期中期計画」の最終年度である令和 8(2026)年度を目途として、基本金組入前収支差額が黒字化するように努めている。

以上のように本法人では財務の実態を把握し、教職員は危機意識をもって財政上の

安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

財務状況の改善のため、収入面では入学定員数の見直しによる規模の適正化や授業料の値上げを行った結果、直近の 5 年間（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）について学生生徒等納付金収入は増加傾向で推移している。

また、管理経費の削減にも取り組んでいるが、依然として支出超過の状態が続いており、引き続き収支改善のための取り組みをより一層強力に推し進めることが必要な状況である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

安定した財務体質の確立と収支のバランスの確保については、収入面では学生生徒等納付金の安定確保と外部資金の獲得増大、支出面では奨学金制度の見直し、人件費の抑制、経費等の合理的削減を行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教職員の資質向上を図るために、コンプライアンス意識・知識の浸透を目的とした研修などを検討するなどの方法により人材確保に努める。可能な限りバランスのとれた年齢構成となるように採用する。

財務状況の改善のためには、安定的な収入の確保と適正な支出の執行に努めることが不可欠である。引き続き、「本法人第 3 期中期計画」に記載している経営改善計画に基づき、収入については、大学・大学院の定員充足率を一定水準以上確保し、学生生徒等納付金の安定化を図る計画である（備付-89）。この他にも経常費補助金や科学研究費補助金等の外部資金の積極的な獲得、遊休資産の処分を積極的に行うことにより更なる資金獲得を目指す。

また、支出については、教育研究経費における奨学費の抑制を図り、管理経費については消耗品の過剰在庫の削減等に取り組むことにより経費の削減を行う計画である。これらのことを着実に実行することにより、支出については、最終年度における数値目標の支出削減を達成することにより、財務体質を強固なものにすることを目指している（備付-89）。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

47,学校法人麻生教育学園寄附行為

48,理事会議事録（令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度）

49,規程集(1-2 学校法人麻生教育学園常任理事会の業務に関する規程)(1-4 学校法人麻生教育学園管理運営等に関する協議会規程)(1-28 学校法人麻生教育学園經理規程)(1-29 学校法人麻生教育学園經理規程施行細則)(1-31 学校法人麻生教育学園固定資産及び物品管理規程)(1-36 学校法人麻生教育学園資金運用規程)

備付資料

89,学校法人麻生教育学園第 3 期中期計画（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度）

90 理事長の履歴書（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

91 学校法人実態調査表（令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 大学設置法人の長は、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

(2) 大学設置法人の長は、法令等の規定 に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。

(3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

<現状>

九州情報大学の大学設置法人の長である理事長については、「学校法人麻生教育学園寄附行為」（以下「本法人寄附行為」という。）第 6 条（理事長、副理事長及び常務理事）第 1 項「理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。」とその選任を定めており、ミッション及び教育理念・目的を十分に理解し、法人の発展に寄与できる者を理事会において選任している（提出-47）。理事長は、平成 19(2007)年 4 月 1 日付で九州情報大学学長に、平成 26(2014)年 4 月 1 日付で学校法人麻生教育学園の理事長に就任し、現在に至っている。その他に一般財団法人大学・短期大学基準協会副理事長及び大学認証評価委員長、令和 6 年 4 月からは日本私立短期大学協会会長も務めており、大学法人に相応しい理事長であり、学長としても相応しい見識がある（備付-90）。

理事長は大学設置法人の長であるとともに九州情報大学学長も兼ねており、入学式での講話や様々な学校行事の際に本学の「建学の精神」について示し、学生へ向けてミッション及び建学の理念の伝達・共有を行っている。また、理事長は教職員に対しても、毎年度 4 月 1 日の辞令交付式の後、全教職員に向けて学校法人の目指す方針を発

表し、「建学の精神」を説いてミッション及び建学の理念を共有している。このように理事長は教職員に対し日頃から「建学の精神」や教育理念を共有し、本法人の経営状況や財務状況についても詳しく説明することにより、経営改善にむけて寄与している。また、理事長は学校法人の運営全般について、日頃から適切なリーダーシップを発揮している。理事長が「本法人寄附行為」第 16 条（理事会）に基づき招集する理事会・評議員会では、学校法人の運営に関わる活発な議論や提言がなされている（提出-47）。九州情報大学の運営に関しても、理事長・学長として、副理事長や大学事務局長などと常に意見を交換して連携を密にし、重要案件については理事会に諮り審議・決定している。理事長は問題等の解決のための施策を講じて経営責任を果たすべく取り組んでおり、理事長から伝達された情報は組織を通じて滞りなく教職員に周知され、理事長を頂点とするトップダウンの情報伝達体制が十分に機能しており、理事長の強いリーダーシップを発揮している。また、「建学の精神」に基づく学校法人経営並びに教学運営における意思決定を適切かつ迅速に行い、学校法人を代表してその業務を管理運営し総理している。

九州情報大学は、「建学の精神」に基づく私立大学としての使命を継続的に果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、令和 2(2020)年 4 月 1 日に「九州情報大学ガバナンス・コード」を制定し、それを規範として適切にガバナンスを強化し時代の変化に対応した大学づくりを進めており、理事長・学長として率先して指揮を執っている。

理事長は、私立学校法第 3 条第 3 節「管理」の第 1 款「役員及び理事会」及び第 2 款「評議員及び評議員会」に基づき理事会及び評議員会を開催し、適切に運営している。

理事会については、「本法人寄附行為」第 16 条（理事会）第 1 項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」と定められており、「本法人寄附行為」第 16 条（理事会）第 3 項の規定に基づき理事長が招集し、「本法人寄附行為」第 16 条（理事会）第 7 項に基づき、議長を務めている。また、「本法人寄附行為」第 16 条（理事会）第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めるとおり、最高の意思決定機関として学校法人の重要事項を審議・決定し理事の職務の執行を監督している（提出-47）。

大学学則の改正等、九州情報大学に関する重要事項の決定や事業報告等については、大学から大学事務局長等が理事会に出席して議題の提案説明を行っている。また、理事として、学長及び副学長が選任され理事会に出席しており、大学の意思決定の過程を踏まえて情報を共有し、審議・決定を行い適切に運営している。

理事会は、毎年度 3 月と 5 月に定例の理事会を行い、臨時理事会については、議案の必要性に応じ開催することとしている。

評議員会は、毎年度 3 月と 5 月に定例の評議員会を行い、臨時開催は理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合に開催することとしている（提出-47）。

「本法人寄附行為」第 17 条（常任理事会）の規定に基づき、常任理事会を置き、理事会において選任された常任理事会の構成理事により、理事会の日常業務を執行して

いる。また、常任理事会の目的、業務内容については、「学校法人麻生教育学園常任理事会の業務に関する規程」に定めており、直近の理事会にて報告することとしている（提出-49-1-2）。

経営改善を目的として情報伝達をより強固なものとするため、「学校法人麻生教育学園管理運営等に関する協議会規程」に基づき、本法人において当面する諸問題の連絡調整に関すること及びその他理事長が必要と認める事項を協議することを目的として学校法人麻生教育学園管理運営等に関する協議会（構成員は理事長、副理事長、常務理事、法人事務局長、法人総務部長、法人経理部長、学長、副学長、学部長、大学事務局長等）を定例で月 1 回開催している。このことにより法人本部と大学的意思疎通を行っている（提出-49-1-4）。

このように大学設置法人の長である理事長は、法令等の規定に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。

理事は、「本法人寄附行為」第 5 条（役員）第 1 項「理事 7 人 監事 2 人」及び法令に基づき適切に 7 人で構成している。内訳としては、「本法人寄附行為」第 7 条（理事の選任）に定める理事選任条項第 1 号（九州情報大学の学長）1 名、「本法人寄附行為」第 7 条（理事の選任）第 2 号（評議員のうちから評議員会において選任した者）3 名、「本法人寄附行為」第 7 条（理事の選任）第 3 号（学識経験者のうちから理事会において選任した者）3 名である（提出-47）。また、「本法人寄附行為」第 11 条（役員の解任及び退任）第 2 項第 4 号に、「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき」は退任すると定めており、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規程を準用し定めている。これらのことから、本法人の理事は法令等に基づき適切に構成されている。

「本法人寄附行為」第 6 条（理事長、副理事長及び常務理事）の規定に基づき、理事会において理事長を補佐する理事として、副理事長及び常務理事を理事会で選任し役割を明確に定めており、理事長を補佐する管理運営体制が整っている。また、「本法人寄附行為」第 14 条（理事長職務の代理等）において、「理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が選任されている場合は副理事長が、副理事長が選任されていない場合は、理事長があらかじめ指名した順序で常務理事が理事長の職務を代理し、理事長の職務を行う」と、理事長の代理権限順位を明確に定めている。また、令和 6(2024)年 4 月 1 日施行の「本法人寄附行為」第 6 条及び第 14 条については、理事長を補佐する理事として新たに専務理事を置くことができるように、令和 5(2023)年 10 月 25 日付で文部科学省へ寄附行為変更認可申請を行い、このことが令和 5(2023)年 12 月 25 日付で認可されたため、更なる管理運営体制の強化を進めている。

令和 5(2023)年度は、「本法人寄附行為」第 5 条（役員）で規定する理事 7 名のうち学校法人の運営に外部の多様な意見を積極的に採り入れる観点から 3 名の外部理事を選任し、学外の多様な情報を理事会等で共有することにより、法人の透明性を確保する役割を果たしている。

以上のような形で本法人では、法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制を確立している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題＞

理事長は、リーダーシップを発揮しながら「本法人寄附行為」に基づいて、学校法人の意思決定機関である理事会を開催し、適切に運営しているため、問題はない。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は、九州情報大学の運営についても、学長として、大学事務局長等と常に意思疎通を行い、重要案件については理事会に諮り審議・決定している。また、学長として、大学事務局長等の意見を参考にしつつ本学運営の決定をしている。理事長は、問題等の解決のための施策を講じて経営責任を果たすべく取り組んでおり、理事長から伝達された情報は常に組織を通じて滞りなく教職員に周知され、理事会を頂点とするトップダウンの情報伝達体制が十分に機能しており、強いリーダーシップを発揮している。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料

7,九州情報大学学則

8,九州情報大学大学院学則

49,規程集(2-2 九州情報大学大学院委員会規程)(3-4 九州情報大学教授会規程)(3-61 九州情報大学運営調整会議規程)

50,教授会議事録（令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度）

備付資料

92,学長の個人調書〔様式 24〕

93,学長の研究業績書〔様式 25〕

94,各種委員会の開催実績〔様式 27〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

＜現状＞

学長は「理事会」で決定された方針に従い、「九州情報大学学則」に則り、所属教職員を統督して校務全般を掌理し、大学を代表する権限を有するとともに責任を負っている。そして、本学の学長は設置法人の理事長を兼ねていることから、学長は理事長として法人の最高意思決定機関である「理事会」の審議や意思決定を主導するとともに、学長として「理事会」が決定した方針に従い、業務執行にあたる責任を負うという二重の役割を果たしている。そのため法人における経営的リーダーシップと教学における

リーダーシップが齟齬無く適切に発揮されている。また、本学は、1学部2学科、1研究科からなる小規模大学であるので、「教授会」と「大学院委員会」は緊密で適切な関連性を保ち、学長のリーダーシップのもとで一元化された管理運営体制が整備され、適切に機能している。さらに、平成27(2015)年4月から、理事長を兼務する学長の意思決定を円滑に行うために、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、大学事務局長及び学長が指名する教職員から構成される「九州情報大学運営調整会議」を学長裁定により設置するとともに学長補佐体制を強化した（提出・49-3-61）。

学部の意思決定組織は、「九州情報大学学則」及び関連規程の「九州情報大学教授会規程」に従って整備されている。「教授会」は、教育研究に関する専門的な審議を行う合議制の機関であり、「学則」第8条第3項第1号及び第2号並びに「教授会規程」第4条第1項第1号及び第2号に規定された審議事項と「学則」第8条第3項第3号及び第4項並びに「教授会規程」第4条第1項第3号及び第2項に規定された審議事項（「九州情報大学教授会における審議事項等に関する内規」）について学長が決定を行うに当たり意見を述べることができる。「教授会」の下部組織として学科に係る事項を協議する学科会議と全学的な事項を協議する各種委員会が整備されている。各種委員会の委員は、両学科からバランスよく選出されており、学科会議等で取り上げられた個々の事項は、各種委員会の協議に反映されている。「学則」第8条第3項及び第4項並びに「教授会規程」第4条第1項及び第2項に規定された審議事項は、これらの各種委員会等で十分に協議検討され、意見調整が行われた後、「教授会」の議題及び報告事項として上程され、必要な審議が十分に行われる中、学長にも意見が述べられた上で学長が決定している。「教授会」は、学長が招集し、議長となって、毎月1回開催し、大学全体の重要事項を審議している。「教授会」は、教授会構成員である学長、副学長及び教授に加えて、「九州情報大学学則」第8条第2項及び「九州情報大学教授会規程」第2条により、准教授、講師及び助教も経常的に参加し、民主的な運営が行われている（提出・7）（提出・49-3-4）。

研究科の意思決定組織は、「九州情報大学大学院学則」及び関連規程の「九州情報大学大学院委員会規程」に従って整備されており、「大学院委員会」がその中心的機能を担っている。また、「大学院委員会」の下部組織として専門委員会が整備されている。「九州情報大学大学院学則」第7条第1項第1号及び第2号並びに「九州情報大学大学院委員会規程」第4条第1項第1号及び第2号に規定された審議事項と「学則」第7条第3項第3号及び第4項並びに「大学院委員会規程」第4条第1項第3号及び第2項に規定された審議事項（「九州情報大学大学院委員会における審議事項等に関する内規」）については学長が決定を行うに当たり意見を述べることができる。これらの審議事項は、専門委員会で十分に協議検討される中で、意見調整が行われ、「大学院委員会」の議題及び報告事項として上程され、「教授会」同様に運営をしている。大学院運営に関しては、「九州情報大学大学院委員会規程」第3条第2項により、委員会の承認を得て大学院研究科長が議長となり、学長、副学長、大学院研究科長、教授、准教授、講師及び助教によって構成される「大学院委員会」を「教授会」同様毎月1回開催している（提出・8）（提出・49-2-2）。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

特に問題は生じていないが、引き続き学長のリーダーシップが発揮されるよう、副学長・事務局長をはじめとする各役職者間のコミュニケーションを密にし、さらに大学運営に機動性を持たせていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

提出資料

49,規程集(1-1 学校法人麻生教育学園寄附行為)(1-20 学校法人麻生教育学園役員報酬等規程)(1-23 学校法人麻生教育学園役員退任功労金規程)(1-33 学校法人麻生教育学園財務情報等の公開に関する規程)(1-37 学校法人麻生教育学園監事監査規程)

51,評議員会議事録（令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度）

備付資料

95,監事の監査状況（令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度）

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

（1）監事は、大学設置法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について定期的に監査している。

（2）監事は、大学設置法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。

（3）監事は、大学設置法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。

＜現状＞

監事の職務については、私立学校法第 37 条（役員の職務等）第 3 項に規定されている監事に関する条項に則り、「学校法人麻生教育学園寄附行為」（以下「本法人寄附行為」という。）第 15 条に定め、「学校法人麻生教育学園監事監査規程」に基づき、法人業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している（提出・49-1-37）。

本法人における監事の監査は、「学校法人麻生教育学園監事監査規程」に基づき、非常勤監事 2 名からなる監事会が、監査法人、内部監査担当者と連携しながら行っている。効率的な監査を実施するため、必要に応じて監事会を法人事務職員がサポートしている。監査は監事監査計画に基づき、業務監査（業務の執行状況監査、理事の業務執行状況監査）、会計監査（会計及び財産の状況監査）を実施している。

監事は、理事会並びに評議員会には必ず出席し意見を述べ、その他の重要な会議にも参加して意見を述べている。必要に応じて理事長・学長、副理事長・副学長及び常務理事・法人事務局長と面談を行い、運営の方針等を確認して意見交換を行っている。

また、理事会、評議員会、常任理事会及び教授会の議事録等その他重要な文書の閲覧および財産の管理、利用状況について、予算管理に基づき執行しているかを確認するため、法人事務局長と学長との面談及び台帳の点検を行い、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、法令等に基づいて毎会計年度終了後 2 月以内に、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出して報告を行っている（備付-95）。令和 5 年度の監査報告では、特に指摘等はなかった。法人及び大学の監査にあたっては、「学校法人麻生教育学園内部監査規程」に基づき、業務の適正化、効率化及び教職員の業務に関する士気の向上を図り、もって健全なる発展に資することを目的として内部監査を実施している。法人及び大学の教職員の中から理事長より指名された監査担当者が実査を行い、監査実施結果は報告書として理事長及び監事並びに監査法人に対して報告されている（提出-49-1-34）。

財務の状況についての監査は、監査法人及び監事による会計監査を基本として実施している。監査法人による監査は、年 7 回程度行っており、学校法人会計基準に基づき適正な会計処理が行われているか、関係法令及び「学校法人麻生教育学園経理規程」に基づき適正な経理処理が行われているか等について監査と検証を行い、その会計監査内容を監事へ報告し監査法人と連携した体制としている。このように監事は、監査法人による会計監査が適正であるか、学校法人会計に適合した会計処理であるか、財産の状況が適切であるか等を監査している（提出-49-1-28）。

これらの監査によって、学校法人会計基準に準拠した経理処理の適正性や継続性、経営内容の健全性、安全性については十分に検証している。このため本法人での監査については、法令等に基づき適切に業務を行っている。

また、監査法人と内部監査担当者との連携及び相互の情報交換を三様で行なっている（三様監査）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。]

※ **[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

(1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき運営している。

<現状>

評議員会は、「本法人寄附行為」第 22 条（評議員会）第 2 項の「評議員会は、15 人の評議員をもって組織する。」に基づき、現員 15 人で構成されており（令和 5 年 5 月 1 日現在）、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって評議員会を組織している（提出-47）（提出-51）。その構成内訳は、「本法人寄附行為」第 26 条に定める評議員選任条項第 1 号（この法人の職員のうちから理事会において選任した者）3 名、同第 2 号（この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者）2 名、同条第 3 号（理事のうち評議員会において選任した理事以外の理事）4 名、同条第 4 号（学識経験者又はこの法人に功労がある者のうちから、理事会において選任した者）6 名である。

評議員会の開催は、毎年度 3 月と 5 月に定例の評議員会を行い、また、年数回の臨時評議員会を議案の必要性に応じて開催している。臨時開催は理事長が必要と認めた

とき又は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合開催することとなっている（提出-47）。評議員会を欠席する者には、付議される事項について書面をもってあらかじめ示し、議案ごとに賛否の意見表示を求めている。

評議員会は、「本法人寄附行為」の規定により評議員総数の過半数の出席をもって開催運営しており、議長は、会議の都度、出席評議員のうちから評議員会において選出することとなっている（提出-47）。

また、私立学校法第 42 条（評議員会）各項及び「本法人寄附行為」第 24 条（諮問事項）に定める諮問事項について、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴取する等、理事会の諮問機関として法令に基づき適切に運営されており、評議員会は法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴している。

上記以外にも、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を、5 月の評議員会に報告し評議員からの意見を求めている。

以上のとおり、評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従う等、法令等に基づいて開催し、理事会との情報共有を行うことにより諮問機関等として適切に運営している。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

（1）法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

＜現状＞

教育情報の公開については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、大学の Web サイトに設置学部・学科ごとの学生数、教職員数等の学校基本情報をはじめとする教育活動等の状況を公表しており、透明性・誠実性を担保している。なお、学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づき平成 29 年 4 月 1 日より、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を Web サイトで公表している。

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）及び「学校法人麻生教育学園財務情報等の公開に関する規程」に基づき、大学の Web サイトに財務情報公開のコンテンツを設け、法人紹介において事業報告書、財産目録、計算書類（貸借対照表を含む）、財務の状況、監事による監査報告書、独立監査法人の監査報告書、事業計画書、収支予算書を掲載し、教育情報と同じく学生、志願者、保護者、教職員等（ステークホルダー）に理解されやすくするため、見やすさと分かりやすさに配慮して積極的に公開している。また、役員等一覧、「本法人寄附行為」、「九州情報大学ガバナンス・コード」、「学校法人麻生教育学園第 3 期中期計画（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度）」、「学校法人麻生教育学園役員報酬等規程」、「学校法人麻生教育学園役員退任功労金規程」を公表している（提出-49-1-20）（提出-49-1-23）（提出-49-1-

33)。

なお、財産目録、計算書類（貸借対照表を含む）、事業報告書、監事による監査報告書については、法人事務局と大学事務局に備えており、本法人のステークホルダーの閲覧に供し、透明性・誠実性を担保している。

さらに、令和 2(2020)年 4 月 1 日に制定した自主的な行動規範である「九州情報大学ガバナンス・コード」を活用し、経営の安定性・継続性の確保、自律的なガバナンス体制の確立、教学ガバナンスの充実及び情報公開に努めている。

以上のことから、大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開してステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

【ウェブサイト「教育情報公開」】

<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/kokai/>

【ウェブサイト「財務情報公開」】

<https://www.kiis.ac.jp/general/guide/houjin/>

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

今後は、監事、会計監査人及び内部監査担当者との連携を密にし、教学及び学生募集等の業務監査を拡充する等、更なる充実した三様監査を目指していく。

令和 7(2025)年度より、新たに会計監査人を置くこととなるため、三様監査との連携の在り方や役割分担を明確にして、監査の実効性をより高めていく必要がある。

令和 7(2025)年 4 月 1 日の私立学校法の一部改正に伴い、ガバナンス・コードの改正が必要となるため、寄附行為の変更認可申請の業務遂行や内部統制システムの構築に向けた業務計画の策定が必須となる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

監事は、本法人の内部監査や、監査法人による会計監査、その他の重要な会議にも出席し、意見を述べるなど業務執行の状況等について監査を行っている。

今後は、学校法人経営を巡る外的環境が複雑・多様化する中で、法人及び大学が直面する様々な問題に対して、リスク回避を行うとともに迅速かつ適切な解決策を講じて行くためには、理事長・学長のリーダーシップが発揮できうる組織を再構築し、かつ管理運営の強化を図ることが必要であり、そのために令和 6(2024)年度より専務理事を置くことができるように本法人の寄附行為及び諸規程を整備している。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本法人における管理運営等に関し、法人と大学の円滑な処理を図るため、理事長・学長が議長となり、学校法人麻生教育学園管理運営等に関する協議会を毎月定期的に 1 回開催し、日頃から問題点を抽出し、その都度解決している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長が招集する理事会・評議員会では、経営課題や大学教育に対する提言や議論が行われている。今後もさらに理事長のリーダーシップの下、理事会・評議員会において建設的な意見が出るような環境づくりに努めている。

監事の職務については、年度初めに策定した監査計画に基づき、その職務を適切に遂行するとともに、監査法人及び内部監査担当者との連携を密にした三様監査の更なる充実を目指し、監査機能の強化を図っていく。

評議員会は学校法人の経営においては、幅広い議論と法人運営への意見提言や諮問機関としての機能を維持し、さらに法人運営の一層の活発化を図るため、評議員会時において全評議員に意見を求め、十分に発言できる時間を設けていく。また、議案に関する参考資料等を必要に応じて適宜配布することにより情報を共有化し、積極的に意見・提言を行える環境を整え諮問機能が充実するように努める。

情報公開については、資料の内容をステークホルダーに対してより見やすさと分かりやすさに配慮して作成した上で、透明性・誠実性を担保する必要がある。

今後の学校法人経営を巡る外的環境が複雑・多様化する中で、法人及び大学が直面する様々な問題に対して、リスク回避を行うとともに迅速かつ適切な解決策を講じて行くためには、理事長・学長のリーダーシップが発揮できうる組織を再構築し、かつ管理運営の強化を図ることが今後の課題である。そのために専務理事を設置し、その機能の下、法人及び大学の教職員による PDCA サイクルを継続的かつ効率的に運用する必要がある。